２０２６年度

中小企業・小規模企業

支援施策活用ガイドブック

茨城県産業戦略部

ご利用者の皆様へ

１　本ガイドブックについて

本書では中小企業・小規模企業の方を対象とした支援施策をご紹介しています。

巻頭の目次では金融支援や経営支援など分類ごとに支援施策を探すことができるほか、キーワード索引も掲載しておりますので、ご活用ください。

なお、本ガイドブックは、県ホームページにおいても閲覧・ダウンロードすることができますので、ご利用ください。

【QR コード】

【ガイドブック掲載ページ URL】

https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sansei/kikaku/guidbook.html

２　注意点

・掲載内容は、2026 年５月末時点の情報です。
・最新の情報は、各ページに記載しております【問い合わせ先】までご確認ください。

３　その他

（１）中東情勢に関する対応

県では、昨今の中東情勢を受け、県内事業者向けの国・県の支援策や最新情報等を一元的に掲載したポータルサイトを開設しております。

サイト内には、ご意見やご相談を直接受け付ける「お問合せフォーム」も設置しておりますので、ぜひご活用ください。

【QR コード】

【ポータルサイト「中東情勢に関する対応について」URL】

https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/seisaku/tyosei/kikaku.html

（２）米国による関税措置に関する対応

米国による関税措置について県内事業者からの相談に対応するため、「米国による関税措置の影響に関する相談窓口」を引き続き設置しております。

○相談時間	平日の午前８時 30 分から午後５時 15 分まで
○専用電話番号	029-301-2674

【QR コード】

【米国による関税措置に係る対応ページ URL】

https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sansei/sangyo/americakanzei/kanzeitaiou.html

中小企業・小規模企業

支 援 施 策 の ご 案 内

目　次

支援分類	事業名	事業要旨	問い合わせ先	ページ
金融支援	中小企業融資資金貸付金	県内中小企業者の円滑な資金調達を支援するため、茨城県中小企業資金融資制度（県制度融資）を設けています。	茨城県産業戦略部産業政策課 金融G TEL：029-301-3530	1
	政府系等金融機関による融資	日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫では、中小企業等向けの融資制度を設けています。	㈱日本政策金融公庫 （中小企業事業） 水戸支店　TEL：029-231-4246 （国民生活事業） 水戸支店　TEL：0570-009857 土浦支店　TEL：0570-012646 日立支店　TEL：0570-012777 ㈱商工組合中央金庫 水戸支店　TEL：029-225-5151 つくば営業所　TEL：029-859-8615	2
	農業ビジネス保証制度	商工業と農業を営む中小企業者等が、商工業とともに行う農業の実施に必要な資金にかかる融資について、茨城県信用保証協会による保証を可能とする保証融資制度を設けています。併せて、県が保証料の補助を行います。	茨城県農林水産部農業経営課 団体・金融G TEL：029-301-3862	3
	工場等立地促進融資	県内の対象工業団地等に立地する場合などに、県の認定を受けることで低利融資を活用することができます。	茨城県立地推進部立地推進課 TEL：029-301-2036	4
	環境保全施設資金融資制度	環境保全への取組に必要な資金について低利融資のあっ旋を行っており、事業によっては利子を補助します。	茨城県県民生活環境部環境対策課 公害防止G TEL：029-301-2956	5
	いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金	宇宙ベンチャーの創出・誘致と県内企業の新規参入を図るため、宇宙ビジネスを展開する事業者に対して補助を行います。	茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 宇宙プロジェクト推進室 TEL：029-301-2515	6
	地域課題解決型起業支援事業	地域の課題に対して効果的な起業又は事業承継若しくは第二創業をする際に、起業支援金の受給や伴走支援を受けることができます。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出G TEL：029-301-3522	7
	地域公共交通経営改善支援事業費補助金	物価高騰や運転士不足の影響を受ける中で経営改善に取り組む交通事業者に対し、DX･GXの活用による経営改善やバス運転士確保の更なる取組を支援します。	茨城県政策企画部交通政策課 （地域鉄道関係）鉄道担当 電話:029-301-2606 Fax:029-301-2608 （バス・タクシー関係）地域交通担当 電話:029-301-2604 Fax:029-301-2608	8
	東京中小企業投資育成株式会社による投資等の支援	中小企業が増資等により自己資金を調達する際に、東京中小企業投資育成（株）が投資を行うとともに安定株主として中小企業を支援します。	東京中小企業投資育成㈱ 業務統括部 TEL：03-5469-5850	9
	県税の課税免除	2027年3月31日までに県内に事務所・事業所を新増設した企業を対象に、県税（不動産取得税）の課税免除を実施しています。	茨城県総務部税務課 賦課G TEL：029-301-2424	10
	地方拠点強化税制	地方活力向上地域に本社機能を有する施設（特定業務施設）を整備する事業者は、法人税等に係る税制上の特例措置等や地方税の課税免除・不均一課税が適用されます。	茨城県政策企画部計画推進課 地方創生G TEL：029-301-2072	12
経営支援	貸金業登録業務	貸金業法に基づく貸金業の登録等を行っております。	（茨城県知事登録に関するもの） 茨城県産業戦略部産業政策課 金融G TEL：029-301-3530 （財務局長登録に関するもの） 関東財務局水戸財務事務所 理財課 TEL：029-221-3195	13
	旅行業登録業務	旅行業法に基づく第２種旅行業、第３種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の登録等を行っております。	茨城県営業戦略部観光戦略課 管理G TEL：029-301-3617	14
	中小企業組合の設立認可、運営支援	複数の企業による共同事業によって経営の効率化を図りたい中小企業等の組織化を支援します。 県では、事業協同組合などの設立認可等を行います。また、茨城県中小企業団体中央会では、設立申請支援、運営に係る指導・助言、組合の事業活動を活性化するための各種事業を実施しています。	（認可申請・届出） 茨城県産業戦略部中小企業課 TEL：029-301-3554 （設立・運営相談） 茨城県中小企業団体中央会 TEL：029-224-8030	15
	経営革新計画承認制度	「経営革新計画」を作成して、県から承認を受けると、低利融資や信用保証の特例などの支援策を利用することができます。	茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室 TEL：029-301-3560	16
	茨城県中小企業活性化協議会による事業再生支援	経営の悪化しつつある中小企業の事業再生を支援するため、専門家による相談、公的機関の関与による債権者の調整、事業再生計画の策定支援を行います。	茨城県中小企業活性化協議会 TEL：029-300-2288	17
	商工会、商工会議所による経営改善普及事業	商工会、商工会議所では、それぞれの地域の小規模事業者の経営の近代化を促進する指導機関として、地域の振興を図る事業や各種の経営相談を行っています。	最寄りの商工会・商工会議所 茨城県商工会連合会 TEL：029-224-2635	18

支援分類	事業名	事業要旨	問い合わせ先	ページ
経営支援（つづき）	持続化補助金（小規模事業者持続的発展支援事業）	小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援します。	最寄りの商工会・商工会議所 茨城県商工会連合会 TEL：029-224-2635	19
	事業継続力強化計画認定制度	中小企業が策定した計画に基づく防災・減災対策の取組を支援します。	関東経済産業局　産業部　中小企業課 TEL：048-600-0394 独立行政法人中小企業基盤整備機構　関東本部 TEL：03-5470-1606	20
	いばらき事業承継推進強化事業、茨城県事業承継・引継ぎ支援センター事業	県内の中小企業支援機関等のネットワーク化により、中小企業の事業承継の総合的な支援体制を強化するとともに、後継者不在の中小企業のＭ＆Ａ（企業の合併・買収）による事業承継を支援します。	いばらき事業承継推進強化事業 茨城県産業戦略部中小企業課　経営支援室 TEL：029-301-3560 茨城県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：029-284-1601	21
	経営承継円滑化法による事業承継税制・金融支援	事業承継の円滑化に向けた支援策の一環として、税制（非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度）及び金融支援についての特例制度を設けています。	茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室 TEL：029-301-3560	22
	茨城県価格転嫁促進事業	価格転嫁に関する相談を受け付けるとともに、希望する企業に対し中小企業診断士を派遣し、課題の洗い出しから価格交渉のノウハウやコツなどの改善策の提示まで、無料で伴走支援を行います。	茨城県価格転嫁相談窓口 TEL：029-233-6737	23
	消費税転嫁対策相談窓口、消費税軽減税率対応窓口相談等事業	商工会、商工会議所、茨城県中小企業団体中央会では、消費税軽減税率制度や価格転嫁の円滑な実施のため、相談に応じています。	最寄りの商工会・商工会議所 茨城県中小企業団体中央会 TEL：029-224-8030	24
	取引かけこみ寺相談事業	中小企業が抱える取引に関する様々な悩みの相談を受け、問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。	取引かけこみ寺 （（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構内） TEL：0120-418-618	25
	茨城県よろず支援拠点	中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題について相談を受け付け、課題解決に向けた支援を行います。	茨城県よろず支援拠点 （（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構内） TEL：029-224-5339	26
	プロフェッショナル人材戦略拠点事業	潜在成長力のある県内中小企業に対し、新事業展開等を積極的に促し、その実現に不可欠となるプロフェッショナル人材の活用を支援することにより、中小企業の成長を図ります。	（株）ひたちなかテクノセンター TEL：029-264-2200	27
	つくば創業プラザ運営事業	ベンチャー企業等に対して、事業活動の拠点となる支援室を提供します。	㈱つくば研究支援センター 　ベンチャー・産業支援部 TEL：029-858-6000	28
	施設提供（施設賃貸）事業	起業家や新たな事業展開等を目指す企業等に対して、事業活動の拠点となる施設（研究室・事務室）を提供するとともに、専門家による助言や必要な支援を行います。	㈱つくば研究支援センター 　ベンチャー・産業支援部 TEL：029-858-6000 ㈱ひたちなかテクノセンター経営企画部 TEL：029-264-2200	29
	中小企業新事業進出補助金	企業の成長・拡大を通した生産性向上や賃上げを促すために、中小企業等が行う、既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。	中小企業新事業進出促進事業 コールバック予約システム	30
	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。	ものづくり補助金事務局サポートセンター TEL：050-3821-7013	31
	いばらきチャレンジ基金事業	中小企業等が行う海外販路開拓や革新的な新技術・新製品開発の取組を促進するため、必要経費の一部を助成します。	（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル展開二課 TEL：029-224－5317	32
	ものづくり海外展開推進事業	ドイツ・タイ・アメリカ・台湾での展示会への共同出展支援や専門家による伴走支援を行い、県内ものづくり中小企業（製造業）の海外での販路開拓を後押しします。	（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル展開二課 TEL：029-224-5317	33
	成長産業振興プロジェクト事業	大学や研究機関、県内外の大手企業等とのネットワークを活用し、産学官連携による新製品の開発や新たなビジネス展開等の支援により、県内ベンチャー企業や中小企業の成長分野への進出促進を図ります。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出G TEL：029-301-3522	34
	ベンチャー企業海外展開支援事業	海外市場での資金調達や販路拡大を目指すベンチャー企業を支援するため、海外アクセラレーターと連携し、アクセラレーションプログラムを実施します。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出G TEL：029-301-3522	35
	ベンチャー企業成長加速化支援事業（成長プログラム）	ディープテック分野の有望企業に対し成長プログラムを実施し、販路開拓や資金調達に向けた集中的な支援を行います。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出G TEL：029-301-3522	36
	茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度	地方自治法施行令第１６７条の２第２項第４号に基づき県の事業者認定制度を設置し、認定された事業者の商品等の普及拡大を図ります。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出G TEL：029-301-3522	37
	県内量子線利活用促進業務	Ｊ－ＰＡＲＣの利用に係る相談・支援やＪ－ＰＡＲＣ等の周辺機器整備等への参入支援、量子線技術を活用した新事業・新ビジネスの創出を支援します。	茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 量子線利用推進G TEL：029-301-2529	38

支援分類	事業名	事業要旨	問い合わせ先	ページ
経営支援（つづき）	いばらき宇宙ビジネス創造プラットフォーム	宇宙ビジネスに精通したコーディネーターや専門家が、宇宙ビジネスの創出・参入を目指す企業や個人の方からの各種相談に対してワンストップサービスを提供します。	茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 宇宙プロジェクト推進室 TEL：029-301-2515	39
	いばらきｅスポーツ産業創造プロジェクト事業	「ｅスポーツの拠点・茨城」のブランド化と関連産業の誘致・創出を図るため、ｅスポーツを活用したビジネス展開や地域活性化の取組を支援します。	茨城県産業戦略部産業政策課 コンテンツ産業推進室 TEL：029-301-3523	40
	クリエイティブ・コンテンツ産業振興事業	アニメ制作に関する教育を推進する県内専門学校等の取組や、県内でアニメ制作会社等の創出・規模拡大を目指す企業等の取組を支援します。	茨城県産業戦略部産業政策課 コンテンツ産業推進室 TEL：029-301-3523	41
	県北中小企業意識改革事業（「アイデアソン」によるビジネスプラン策定支援）	県北地域の中小企業を対象に、本質的な経営課題に対する気づきを促すセミナーの開催や「アイデアソン」によるビジネスプランの策定支援を行い、企業の新事業展開等を支援します。	茨城県政策企画部県北振興局 振興G TEL：029-301-2715	42
	県北起業家育成事業（ネットワーク拡大支援）	県北地域の起業家等を対象に、起業や新規ビジネスに係る情報収集や情報交換の場を提供し、ネットワークづくりや相互研鑽を図ります。	茨城県政策企画部県北振興局 振興G TEL：029-301-2715	43
	県北ものづくり企業力強化事業	産業競争力の強化を図るため、電気・機械産業が集積する県北地域の中小企業等に対し、医療機器等の成長分野への参入や新たな事業展開を支援します。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579	44
	いばらきグローバルビジネス推進事業	中小企業の海外展開を推進するため、優れた県産品を世界に発信し、有望市場、有望バイヤーの発掘から商談成約までを総合的に支援します。	茨城県営業戦略部県産品販売課 TEL：029-301-3529 ジェトロ茨城貿易情報センター TEL：029-300-2337 （公財）いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル展開一課 TEL：029-224-5412	45
	茨城県上海事務所による支援	中国情報の提供や現地視察の調整、中国でのＰＲ活動など、中国での事業を実施している又は検討している企業を支援します。	茨城県営業戦略部国際渉外チーム TEL：029-301-2858	46
	ものづくり産業マッチング支援事業	営業や資材調達の経験を持つビジネスコーディネーターが、県内外の大手企業等への本県中小企業の製品等の売り込みやマッチングにより販路開拓を支援します。	（株）ひたちなかテクノセンター 経営基盤支援課 販路開拓支援担当 TEL：029-264-2242 （茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579）	47
	ものづくり産業マッチング支援事業(商談会等の開催)	大規模専門展示会への共同出展や、他県の産業支援機関と連携した広域商談会などを開催します。	（株）ひたちなかテクノセンター 経営基盤支援課 販路開拓支援担当 TEL：029-264-2242 （茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579）	48
	茨城就職チャレンジナビ事業	企業が人材確保に取り組みやすい環境を整備するため、企業が求人情報やPR動画等を掲載し、求職者向けに豊富な情報を発信できる就職情報サイトを運営します。	茨城県産業戦略部労働政策課 雇用促進対策室 TEL：029-301-3645	49
	茨城エコ事業所登録制度	地球環境に配慮した取組を積極的に実施している事業所を「茨城エコ事業所」として登録し、環境負荷削減の取組を促進しています。	茨城県県民生活環境部環境政策課 地球温暖化対策G TEL：029-301-2939	50
	省エネ対策設備導入推進事業費補助金	省エネ診断を受診し、その診断結果において、助言・提案を受けた設備の導入にあたって補助を受けることができます。	茨城県県民生活環境部環境政策課 地球温暖化対策G TEL：029-301-2939	51
	地場産業等総合支援事業	県内地場産業の振興を図るため、地場産地組合等が実施する新商品開発や販路開拓等の取組に対して助成します。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 地域産業振興室 TEL：029-301-3585	52
	日本酒国際コンペティション出品支援事業	県産日本酒のブランド力向上と海外市場への展開を促進するため、県内の酒蔵が国際コンペティションに出品する費用に対して助成を行います。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 地域産業振興室 TEL：029-301-3585	53
	いばらきデザイン力レベルアップ事業	中小企業等のデザイン開発力の向上を図るため、デザイン性に優れた製品等を「いばらきデザインセレクション」として選定・表彰するとともに、デザインフェア等での展示を通して製品のＰＲを実施します。また、デザイン相談を通じて中小企業の商品企画・開発段階からデザイン力を活用した支援を実施しております。	茨城県デザインセンター ((株)ひたちなかテクノセンター内) TEL：029-264-2205 （茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G　TEL：029-301-3579）	54
	伝統工芸品育成支援事業	伝統工芸品の指定を行うとともに、伝統工芸品展の開催等、伝統工芸品の認知度向上、新規販路の開拓等を支援します。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 地域産業振興室 TEL：029-301-3585	55
	農業参入等支援センター事業	農業参入に関する各種情報提供、農地の現地案内、参入に向けた関係機関との調整などを支援します。	茨城県農林水産部農業経営課 就農・農業参入支援室 TEL：029-301-3846	56
	茨城県共同受発注センター	作業委託を希望する企業に対して、作業可能な障害者施設を紹介・斡旋することにより、人手不足の解消や事業拡大に貢献します。	茨城県共同受発注センター TEL：029-243-3022	57

支援分類	事業名	事業要旨	問い合わせ先	ページ
技術支援	産業技術イノベーションセンターによる技術相談、研究開発、共同研究	様々な技術課題等について、ご相談をお受けするとともに、成長が見込まれる分野等についての研究開発や、企業の新製品・新技術開発などを支援する共同研究を行っています。	茨城県産業技術イノベーションセンター イノベーション戦略部　産業連携G TEL：029-293-7213 （茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G　TEL：029-301-3579）	58
	産業技術イノベーションセンターによる設備使用、依頼試験	企業向けに試験分析機器を開放するとともに、依頼試験を行っています。	茨城県産業技術イノベーションセンター イノベーション戦略部　産業連携G TEL：029-293-7213 （茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G　TEL：029-301-3579）	59
	産業技術イノベーションセンターによる工業製品の放射線量測定	県内中小企業の工業製品について放射線量測定を実施しています。	茨城県産業技術イノベーションセンター イノベーション戦略部　産業連携G TEL：029-293-7213 （茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G　TEL：029-301-3579）	60
	デジタル技術を活用した生産性向上支援事業	県内中小企業等の生産性向上を後押しし、競争力の強化と持続的な成長を図るため、生成ＡＩやＩｏＴなどデジタル技術の活用を支援します。	産業技術イノベーションセンター 技術支援部　IT・マテリアルG TEL：029-293-8575 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579	61
	新ビジネスチャレンジ事業	ビジネス創出に意欲的な県内中小企業等に対し、産業技術イノベーションセンターや専門家がプランの構築やその実現に向けた支援をすることにより、事業者の競争力強化及び産業の活性化を推進します。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579 茨城県産業技術イノベーションセンター イノベーション戦略部　新ビジネス支援G TEL：029-293-7495	62
	中小企業エキスパート派遣事業	中小企業が抱える技術、経営の課題の解決のため、企業からの依頼に基づき、課題解決に最適な「エキスパート」を企業に派遣し支援を行います。	（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル展開二課 TEL：029-224-5317 （茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G　TEL：029-301-3579）	63
	知財総合支援窓口（INPIT）	知的財産に係る総合相談窓口として、中小企業等が抱える特許等の知的財産に関する悩みや課題を秘密厳守で相談に応じます。	茨城県知財総合支援窓口 （（株）ひたちなかテクノセンター内） TEL：029-264-2237 （茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G　TEL：029-301-3579）	64
	先端技術製品化促進事業	県内企業等が連携して実施する先端技術の製品化・事業化に向けた実証実験等の支援や、有識者の伴走支援を通じて、先端技術の社会実装と県産業の活性化を促進します。	茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 研究開発推進G TEL：029-301-2499	65
	成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）	中小企業が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究・開発及び販路開拓への取組を一貫して支援します。	関東経済産業局産業部製造産業課 TEL：048-600-0307 （茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G　TEL：029-301-3579）	66
	中小規模事業所省エネルギー対策支援事業	省エネルギーに関する専門家による省エネ診断を無料で実施し、設備の運用改善や省エネルギー設備導入等に係る技術的な助言を行います。	茨城県県民生活環境部環境政策課 地球温暖化対策G TEL：029-301-2939	67
観光・イベント支援	外国人観光客受入支援	海外の旅行会社との商談機会の提供やパンフレット等の外国語表記の翻訳支援等を行います。	茨城県営業戦略部観光誘客課海外誘客G TEL：029-301-3616 茨城県営業戦略部観光戦略課観光戦略G TEL：029-301-3617	68
人材育成支援	リスキリング推進事業	企業・個人が、自らの成長戦略・キャリアデザインのもと、新たな産業・分野で必要となる知識やスキルを習得し、成長産業や成長分野への円滑な労働移動と企業及び社会全体の生産性の向上、賃金水準の向上を図るため、リスキリングの推進を支援します。	茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成G TEL：029-301-3653	69
	人材育成事業（結城紬、日本酒）、笠間陶芸大学校事業（笠間焼）	本県の伝統産業である結城紬の技術者確保と、将来的に新製品開発を担う人材の育成を図るため、一連の製造工程の基礎知識及び技術習得を目的とした研修を実施します。 笠間焼については、日用陶磁器の産地でありながらも現代陶芸をリードする産地の両面を併せ持つ、笠間ならではの人材の育成を目指したカリキュラムを実施します。 清酒製造については、県内酒蔵の製造技術者の育成及びレベルアップを図るため、清酒製造に必要な各工程における生産技術等の研修を実施します。	（1）結城紬 茨城県産業技術イノベーションセンター 繊維高分子研究所　繊維・紬G TEL：0296-33-4154 （2）笠間焼 茨城県立笠間陶芸大学校 TEL：0296-72-0316 （3）日本酒 茨城県産業技術イノベーションセンター 技術支援部　フード・ケミカルG TEL：029-293-7497	70
	次世代技術活用人材育成事業	次世代の技術を活用できる競争力ある研究開発型企業を育成するため、実践的な研修を実施し、企業の研究開発技術者の育成を支援します。	茨城県産業技術イノベーションセンター 技術支援部　IT・マテリアルG TEL：029-293-7482	71
	ITエンジニア育成事業	IT企業の若手・中堅技術者のITスキルの向上を図るため、ネットワークやセキュリティなどの専門性の高い分野の講座を実施します。	茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成G TEL：029-301-3653	72
	職業能力開発促進法に基づく職業訓練	県立情報テクノロジー大学校及び産業技術専門学院において職業訓練を実施し、各分野で必要な技能等を有した人材を育成しています。	茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成G TEL：029-301-3653	73

支援分類	事業名	事業要旨	問い合わせ先	ページ
人材育成支援（つづき）	認定職業訓練助成事業費補助	県の認定を受けて従業員等の職業訓練を実施する場合に、職業訓練にかかる費用の一部を助成します。	茨城県産業戦略部産業人材育成課 技能振興G TEL：029-301-3656	75
	ものづくり振興・人材育成事業	茨城県職業能力開発協会では、中小企業の技能の維持・向上を図るため、「ものづくりマイスター」を講師として紹介しています。	茨城県職業能力開発協会 TEL：029-221-8647	76
	人材開発支援助成金	事業主が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。	厚生労働省茨城労働局助成金事務センター TEL：029-297-7235	77
	キャリアアップ助成金	有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者などの「非正規雇用労働者」の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成します。	厚生労働省茨城労働局助成金事務センター TEL：029-297-7235	80
	働き方改革・女性活躍推進事業	誰もが個性と能力を発揮し、働きがいを実感できる労働環境の実現に向けて、働き方改革を通じた業務の効率化や、多様で柔軟な働き方を推進するとともに、職場における女性活躍の推進に取り組みます。	茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉G TEL：029-301-3635	81
労働環境整備支援	いばらき労働相談センター事業	県内の企業の経営者や労務担当の方等からの各種相談（労働条件、解雇、配置転換など）に対して、アドバイスや情報提供を行っています。	いばらき労働相談センター TEL：029-233-1560	82
	（公財）茨城カウンセリングセンター	勤労者等のこころの悩みに対応するため、カウンセリング、カウンセラー養成等の事業を行い、勤労者の福祉向上と豊かでゆとりある職場づくりを支援します。	（公財）茨城カウンセリングセンター TEL：029-225-8580	83
	外国人材活躍促進事業	外国人材の就労支援や生活相談等、一体的に支援・相談のできる窓口を設置し、在留資格制度に関するセミナーや、県内就職を希望する外国人と県内企業の就職マッチング等を行うことにより、外国人材の確保・定着を支援します。	茨城県外国人材支援センター TEL：029-239-3304	84
	ダイバーシティ推進・啓発事業（企業向けコンサルティング）	ダイバーシティ経営に向けた取り組みを促進するため、企業向けのコンサルティング事業を実施しています。	茨城県県民生活環境部ダイバーシティ推進センター TEL：029-233-3982	85
	中小企業労働力確保法関連助成金制度	「中小企業労働力確保法」に基づく改善計画を作成して県の認定を受けると、国が実施する支援措置を利用することができます。	（改善計画） 茨城県産業戦略部労働政策課 雇用促進対策室 TEL：029-301-3645 （助成金） 厚生労働省茨城労働局助成金事務センター TEL：029-297-7235	86
	雇用調整助成金	景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、休業、教育訓練、または出向によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成します。	最寄りのハローワーク 厚生労働省茨城労働局助成金事務センター TEL：029-297-7235	87
	トライアル雇用助成金	職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則３か月間、試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行を目的とした制度で、雇い入れた事業主に対して、助成金が支給されます。	最寄りのハローワーク 厚生労働省茨城労働局助成金事務センター TEL：029-297-7235	88
	働き方改革優良（推進）企業認定制度	生産性の向上と労働環境の改善に優れた成果のある企業を優良企業として、取組を進めている企業を推進企業として県が認定します。	茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉G TEL：029-301-3635	89
	障害者雇用優良企業認定制度	障害者雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定し、障害者雇用に積極的に取り組む企業が人材を確保しやすい環境を整備します。	茨城県産業戦略部労働政策課　雇用促進対策室 TEL：029-301-3645 FAX：029-301-3649	91
	両立支援等助成金（出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金））	男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた中小企業に助成します。	厚生労働省茨城労働局　助成金事務センター TEL：029-246-6371	92
	両立支援等助成金（育児休業等支援コース）	労働者が育児休業を取得しやすいよう支援し、育児休業を取得させた中小企業に助成します。	厚生労働省茨城労働局　助成金事務センター TEL：029-246-6371	94
	両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	育児休業取得者や育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用を行った中小企業等に助成します。	厚生労働省茨城労働局　助成金事務センター TEL：029-246-6371	95
	両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）	育児を行う労働者が柔軟な働き方を選択できる制度を導入した中小企業に助成します。	厚生労働省茨城労働局　助成金事務センター TEL： 029-246-6371	96

支援分類	事業名	事業要旨	問い合わせ先	ページ
労働環境整備支援（つづき）	両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った中小企業に助成します。	厚生労働省茨城労働局　助成金事務センター TEL：029-246-6371	97
	両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）	不妊治療や女性の健康課題に対応するための職場環境の整備に取り組み、それぞれに対応する両立支援制度を労働者に利用させた中小企業に助成します。	厚生労働省茨城労働局　助成金事務センター TEL：029-246-6371	98
	中小企業等賃上げ支援関連事業	本県の経済実態を反映した最低賃金額への引上げを実現するため、県内中小企業等の賃上げを支援し、持続的な賃上げを促進します。	茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉G TEL：029-301-3635	99
	業務改善助成金	事業場内最低賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る経費の一部を助成します。	厚生労働省茨城労働局　助成金事務センター TEL：029-246-6371	100
	いばらき業務改善奨励金	賃金引上げ後の事業場内最低賃金が1,040円以上の中小企業・小規模事業者に対して、業務改善助成金（国）の自己負担額の１／２を助成します。	茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉G TEL：029-301-3635	102
	働き方改革推進支援助成金	生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援します。	厚生労働省茨城労働局　助成金事務センター TEL：029-246-6371	103
	人材確保等支援助成金（テレワークコース）	適切なテレワーク制度を導入し、実施・拡大することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に助成します。	厚生労働省茨城労働局　助成金事務センター TEL：029-246-6371	110
	ＩＴ導入補助金	中小企業等が自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、業務効率化・売上アップを支援します。	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター TEL：0570-666-424	112
その他	わくわく茨城生活実現事業（移住支援金）	県内の市町村と共同で、東京23区から本県に移住し、対象中小企業等に就業した者又は起業支援金の支給を受けて起業する者等に対して、移住支援金を支給します。	茨城県政策企画部計画推進課 移住推進G TEL：029-301-2536	113
	ベンチャー企業成長加速化支援事業（TSUKUBA CONNECT）	つくば市内や東京都内等で定期的にセミナーやピッチ等、様々な分野の参加者の交流等を組み合わせた世界的なスタートアップイベントの開催により、国内外のスタートアップや人材が集うコミュニティを形成します。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出G TEL：029-301-3522	114
	障害者雇用伴走・定着支援員	本県に所在している企業の障害者雇用を支援するため、県の専門の障害者雇用伴走・定着支援員が企業を訪問し、職場の状況等をお伺いしながら障害者雇用への理解促進や仕事の切り出しなどのご提案をします。	いばらき就職支援センター ２階　求人開拓員室内 TEL：029-303-6322 FAX：029-221-6031	115
	茨城県障害者差別相談室（相談員による支援）	障害のある方への「合理的配慮の提供」等について、相談員が情報提供や助言などを行います。 ※「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例（障害者権利条例）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」において、「合理的配慮の提供」は、事業者の義務とされています。	茨城県障害者差別相談室 TEL：029-246-6049 FAX：029-243-3854	116
	茨城県地域住宅産業活性化支援事業	県産木材の流通促進及び事業者の技術力向上を図るため、円滑な木材調達、流通材の規格及び県産材の活用策に関するものや、木造住宅の新制度等に関する技術的講習会を実施します。また、県産材を活用した地元工務店による良質な木造住宅の事例を収集し、県民へPRする場を設けることで、県内住宅産業の活性化を支援します。	茨城県土木部都市局住宅課 民間住宅・住宅指導G TEL:029-301-4759	117
	茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー養成事業	住宅リフォームに関する適正・適切な助言ができる人材を確保するため、茨城県木造住宅耐震診断士を対象に、リフォームに係る技術講習会を開催し、修了者に対して「茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー」の認定を行います。	（茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー） 茨城県土木部都市局住宅課 民間住宅・住宅指導G TEL：029-301-4759 （茨城県木造住宅耐震診断士） 茨城県土木部都市局建築指導課　企画G TEL：029-301-4716	118

※ 掲載されている内容は各施策の概要となりますので、ご不明な点があるときや実際の施策利用に当たっては、
各ページに記載されている「問い合わせ先」までご確認ください。
※ 掲載されている内容が変更される場合もありますので、ご注意ください。

県制度融資を利用したい

事業名	中小企業融資資金貸付金
対象分野	[金融支援]、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	[融資]、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県内中小企業者の円滑な資金調達を支援するため、茨城県中小企業資金融資制度（県制度融資）を設けています。

事業概要

【対象者】

申込時点において県内に事業所を有し、同一事業を１年以上引き続き営んでいる個人・会社・組合等の中小企業者で、次に該当する方がご利用できます。（農林水産業、金融業等は除きます。）
※創業支援融資及び女性・若者・障害者創業支援融資は、新たに事業を開始する方等が対象。

製造業等…………資本金３億円以下又は従業員 300 人以下
卸　売　業…………資本金１億円以下又は従業員 100 人以下
小　売　業…………資本金 5,000 万円以下又は従業員 50 人以下
サービス業…………資本金 5,000 万円以下又は従業員 100 人以下
中小企業等協同組合法に規定する組合等

【支援の内容】

融資名称			融資利率（保証付き）	限度額（万円） 設備	限度額（万円） 運転	期間（以内） 設備	期間（以内） 運転	保証料率 ※1
一般資金	経営合理化融資		2.5～2.7%	5,000	3,000	7 年	5 年	0.45～1.9% ※2
事業活性化資金	イノベーション投資促進融資		1.7～2.2%	10,000	−	15 年	−	0.45～1.9%
	創業支援融資		1.5～1.8%	3,500	3,500	10 年	7 年	原則 0.9% ※3
	女性･若者･障害者創業支援融資		1.5～1.8%	3,500	3,500	10 年	7 年	原則 0.9% ※3
	新分野進出等支援融資		1.9～2.2%	10,000	3,000	10 年	5 年	0.45～1.9%
	雇用促進等支援融資		1.9～2.2%	10,000	3,000	10 年	5 年	0.45～1.9%
	小売商業･地場産業支援融資		1.9～2.2%	10,000	3,000	10 年	5 年	0.45～1.9%
	観光おもてなし施設整備融資		1.9～2.3%	50,000	−	12 年	−	0.45～1.9%
	事業承継支援融資		1.9～2.2%	8,000	8,000	10 年	10 年	0.1～1.9%
経営安定化資金	災害対策融資	緊急対策枠	1.9～2.2%	5,000	3,000	10 年	7 年	0.45～1.9%
		地震災害予防対策枠	1.7～2.0%	5,000	3,000	10 年	7 年	0.45～1.9%
	パワーアップ融資		1.9～2.2%	5,000	5,000	10 年	7 年	0.45～1.9%
		経営力強化保証対応 ※4	1.9～2.2%	5,000	5,000	7 年	5 年	0.45～1.75%
	再生支援融資		2.8%以内	10,000	10,000	10 年	10 年	0.4～1.2%
	借換融資		1.9～2.2%	※5	※5	−	10 年	0.45～1.9%
小規模企業支援融資			1.7～2.7%	2,000	2,000	15 年	10 年	0.5～2.2%
短期運転資金融資			2.1%	−	2,000	−	1 年	0.45～1.9%

※1 国･県･信用保証協会の引下げや補助により、保証料率を軽減（一部の場合を除く）。
※2 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、表示の保証料率に 0.25%又は 0.45%を上乗せ（一部の場合を除く）。
※3 創業支援融資及び女性･若者･障害者創業支援融資について、経営者保証を不要とする場合は 0.2%を上乗せ。
※4 借換資金が含まれる場合、融資期間は 10 年以内。
※5 既往融資残高及び借換に係る諸費用。

【利用方法等】

商工会議所・商工会又は県中小企業団体中央会等への申請による認定後（一部を除く）、取扱金融機関に融資を申し込みます。

【問い合わせ先】

茨城県産業戦略部産業政策課　金融グループ　TEL：029-301-3530

政府系等金融機関による融資を受けたい

事業名	政府系等金融機関による融資
対象分野	金融支援、経営支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他

事業概要

(株)日本政策金融公庫

●中小企業事業

方式	貸付対象等	貸付条件		
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率
直接貸付	設備資金・長期運転資金	各融資制度（注２）の限度内	融資制度（注２）ごとに設定 最長　設備 20 年 運転 15 年	融資制度（注２）ごとに借入れ期間などに応じて設定
代理貸付（注１）	同上	同上	融資制度ごとに設定 最長　設備 20 年 運転 15 年	同上

（注１）代理貸付については、代理店窓口に直接ご相談ください。
（注２）特別貸付制度として、「新企業育成貸付」、「企業活力強化貸付（海外展開資金ほか）」、「セーフティネット貸付」等がありますので、下記窓口にご相談ください。

【相談窓口】水戸支店　TEL：029-231-4246

●国民生活事業

方式	貸付対象等	貸付条件		
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率
一般貸付	事業を営むほとんどの方が利用いただけます。	4,800 万円	設備資金 10 年以内 （据置２年以内） 運転資金７年以内 （据置１年以内）	（注）のとおり
マル経融資 （無担保・無保証人）	商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会長の推薦を受けた常時使用する従業員が 20 人以下（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）の場合、５人以下）である企業	2,000 万円	10 年以内 （据置２年以内）	年 2.50% （R8.4.1 現在）

（注）ご返済期間、担保の有無等によって適用される利率が異なりますので、詳しくは下記窓口にご相談ください。
このほか、生活衛生関係の事業を営む方への「生活衛生貸付」や特別貸付として「セーフティネット貸付」「新企業育成貸付」「企業活力強化貸付」等があります。なお、利率は金融情勢によって変動します。

【相談窓口】水戸支店　TEL：0570-009857　　土浦支店 TEL：0570-012646
日立支店　TEL：0570-012777

生活衛生貸付については(公財)茨城県生活衛生営業指導センター（TEL：029-225-6603）も相談窓口です。

(株)商工組合中央金庫

融資対象	融資条件		
	融資利率	融資期間	返済方法
商工中金の株主である下記中小企業団体（所属団体）とその構成員 ・中小企業等協同組合/事業協同組合・事業協同小組合・火災共済協同組合・信用協同組合・協同組合連合会・企業組合 ・協業組合 ・商工組合・同連合会 ・商店街振興組合・同連合会 ・生活衛生同業組合・同連合会・生活衛生同業小組合 ・酒造組合・同連合会・同中央会 ・酒販組合・同連合会・同中央会 ・内航海運組合・同連合会 ・輸出組合・輸入連合 ・市街地再開発組合	固定金利・変動金利 ※詳しくは下記窓口にご相談ください	原則として 設備資金 15 年以内 （据置２年以内） 運転資金 10 年以内 （据置２年以内）	分割返済 期限一時返済

【相談窓口】水戸支店　TEL：029-225-5151　　つくば営業所　TEL：029-859-8615

商工業と農業を兼業しており、農業資金の融資を受けたい

事業名	農業ビジネス保証制度
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県内において、商工業と農業を営む中小企業者等が、商工業とともに行う農業の実施に必要な資金にかかる融資について、茨城県信用保証協会による保証を可能とする保証融資制度を県が設けています。併せて、県が保証料の補助を行います。
事業概要	（下記参照）

事業概要

【対象者】

商工業とともに茨城県内において農業を営む中小企業者、農事組合法人又は個人

【支援の内容】

資金使途	茨城県内において営む農業の実施に必要な事業資金（運転資金・設備資金） （商工業の実施に必要な資金と農業の実施に必要な資金が混在する資金を含む）
融資限度額	５，０００万円（保証限度額４，０００万円）
融資期間	・一括返済の場合　２年以内 ・分割返済の場合　運転資金　１０年以内（据置２年以内） 設備資金　１５年以内（据置２年以内）
融資利率	金融機関所定利率
信用保証	茨城県信用保証協会の信用保証付き
信用保証料率	借入金額に対し０．８％
保証料補助	保証料の５０％を補助

【利用方法等】

商工会議所・商工会に認定申請を行い、認定後、取扱金融機関に融資を申し込みます。

【問い合わせ先】

茨城県農林水産部農業経営課　団体・金融グループ　TEL：029-301-3862

工場等を立地する際に融資を受けたい

<table>
<tr><td>事業名</td><td>工場等立地促進融資</td></tr>
<tr><td>対象分野</td><td>金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他</td></tr>
<tr><td>対象分類</td><td>融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他</td></tr>
<tr><td>事業要旨</td><td>県内の対象工業団地等に立地する場合などに、県の認定を受けることで低利融資を活用することができます。</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>【対象者及び支援の内容】</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>対象者</th><th>使途</th><th>限度額</th><th>融資期間</th><th>融資利率
（R8.6.1～）</th><th>申込先</th></tr>
<tr><td>⑴県、開発公社、市町村等が新規に分譲する県内の対象工業団地等に立地する者</td><td rowspan="3">土地取得費、施設・設備整備費</td><td>25 億円</td><td>15 年以内
（据置２年以内）</td><td>10 年超
年 1.9%以内
5年超10年以内
年 1.8%以内
5年以内
年 1.7%以内</td><td rowspan="3">県立地推進課</td></tr>
<tr><td>⑵県内に立地する者で⑴に該当しない者（製造業等を営む者に限る）</td><td rowspan="2">15 億円</td><td rowspan="2">10年以内
（据置２年以内）</td><td rowspan="2">5年超10年以内
年 1.8%以内
5年以内
年 1.7%以内</td></tr>
<tr><td>⑶県内の工業団地内等で増設を行う者</td></tr>
</table>

※留意事項
- 「立地する者」とは、事業用地を新たに購入し、新たな施設（事業所等）を設置する者です。
- 「製造業等」とは、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、植物工場等です。
- 「増設」とは、工場等の事業用面積が増加する増改築です。
- ⑴の対象工業団地にリースで立地する場合、県が新規に分譲する工業団地は⑴、その他は⑵が適用となります。

【利用方法等】
原則として着工前・支払前に県の認定が必要です。まずは、取扱金融機関と調整し、その後お早めに県に認定申請してください。詳細は下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】
茨城県立地推進部立地推進課
TEL：029-301-2036

環境保全に係る設備導入の際に融資を受けたい

事業名	環境保全施設資金融資制度
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	中小企業の方が行う環境保全への取組を支援するために必要な資金について、低利融資のあっ旋を行っており、事業によっては利子を補助します。

事業概要

【対象者】

県内で同一事業を１年以上営んでいる中小企業者

※公害関係法令等で定める特定施設を有し、県税に滞納がないこと

【支援の内容】

１　融資対象事業

対象事業	事業例	融資限度額	融資利率
環境保全施設	公害防止施設の設置、公害防止のために工場等を移転する事業など	2,500 万円 (事業費の 80%以内) *必要と認める場合は 5,000 万円	（保証付） 年１.９%～２.１% （保証無） 年２.４%～２.６%

２　利子補給対象事業

事業種類		利子補給率
霞ヶ浦流域外において、小規模事業者が行う排水対策	高度処理施設 （窒素又はりん除去）	借受者の実質金利は**無利子**
	高度処理以外の 汚水処理施設	0.9%
霞ヶ浦流域において、法令等※に基づき次の者が設置する排水対策施設 (1) 霞ケ浦小規模特定事業者 (2) 霞ケ浦小規模指定事業者及び霞ケ浦一般事業者 (3) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち、1 日当たりの平均的な排出水の量が 10 立方メートル未満の者		借受者の実質金利は**無利子**
家畜排せつ物の負荷削減対策施設（霞ヶ浦流域のみ）		借受者の実質金利は**無利子**
ダイオキシン類対策施設		0.6%

※水質汚濁防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び茨城県霞ケ浦水質保全条例

【利用方法等】

下記の問い合わせ先又は最寄の県民センター等へお問い合せの上、必要書類を各市町村の窓口へ提出してください。

また、融資の詳細及び必要書類につきましては、ホームページでご確認いただけます。

https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/seikatsukankyo/kantai/index.html

【問い合わせ先】

茨城県県民生活環境部環境対策課　公害防止グループ　TEL：029-301-2956

宇宙ビジネスのための補助を受けたい

事業名	いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	宇宙ベンチャーの創出・誘致と県内企業の新規参入を図るため、宇宙ビジネスを展開する事業者に対して補助を行います。
事業概要	【対象者】 宇宙ビジネスを行っている又は行う予定（申請後３か月以内に事業を開始する具体的な計画がある）がある下記のいずれにもあてはまる者が対象となります。 ・県内に活動拠点（本店、支店、営業所、研究所等）を有する企業、団体、個人であること ・補助事業終了後も、引き続き１年以上県内で事業活動を継続する予定があること 【支援の内容】 外部資金獲得・受注拡大取組、新製品・試作開発、販路拡大等に係る費用の補助 ○補　助　率：対象経費の１０／１０ ○補助上限額：５０万円 ○対象経費　：新製品等の研究・開発・試作費、環境試験設備の利用料、専門家等コンサル料、国内外展示会への出展経費、ソフトウェア開発に係る人件費　等 ※詳細は募集要項等をご参照ください。 【利用方法等】 申請する前に、必ず下記までご連絡ください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課　宇宙プロジェクト推進室 TEL：029-301-2515

起業する際に支援を受けたい

事業名	地域課題解決型起業支援事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	地域の課題に対して効果的な起業又は事業承継若しくは第二創業をする際に、起業支援金の受給や伴走支援を受けることができます。
事業概要	【対象者】 次の３つの要件を満たす方 ① 県が地域再生計画に位置付ける社会的事業（地域活性化、まちづくりの推進等）において新たにデジタル技術を活用して起業する方又は Society5.0 関連業種等付加価値の高い産業分野において地域課題の解決に資する社会的事業を、デジタル技術を活用し、かつ事業承継若しくは第二創業により実施する方 ② 県内において起業する方又は上記事業承継若しくは第二創業を実施する方 ③ 令和８年４月１日以降、補助事業完了日までに法人の設立、あるいは個人開業届の提出を行う方又は上記事業承継若しくは第二創業を実施する方 【支援の内容】 ①起業支援金の支給 （補 助 率）1/2 （補 助 額）上限 200 万円 （対象経費）人件費、専門家謝金、委託費、マーケティング費、広報費等 ②支援対象者に対する採択後の伴走支援、創業後の事業継続支援等 【利用方法等】 公募開始後、審査を経て支援対象者を決定します。詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課　イノベーション創出グループ TEL：029-301-3522

地域公共交通のＤＸ・ＧＸやバス運転士確保のための補助を受けたい

事業名	地域公共交通経営改善支援事業費補助金
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	物価高騰や運転士不足の影響を受ける中で経営改善に取り組む交通事業者に対し、ＤＸ･ＧＸの活用による経営改善やバス運転士確保の更なる取組を支援します。
事業概要	【対象者】 （１）公共交通ＤＸ・ＧＸによる経営改善支援事業 県内に営業所を有する乗合バス事業者及びタクシー事業者、県内地域鉄道事業者のうち経営改善計画書※を提出する事業者が対象です。 （２）バス運転士確保対策事業（採用広報・労働環境改善） 県内に営業所を有する乗合・貸切バス事業者のうち経営改善計画書※を提出する事業者が対象です。 ※経営改善計画書：賃上げ、業務効率化、運賃改定などの実施計画や内容を盛り込んだ計画書 【支援の内容】 （１）公共交通ＤＸ・ＧＸによる経営改善支援事業 ＤＸによる業務効率化やＧＸによる省エネ化に係る経費を補助します。 補助率：１／２ 補助上限：乗合バス　１５百万円／事業者 タクシー　６万円／台 鉄　道　２５百万円／事業者 (例) 乗合バス：ダイヤ編成システム、勤怠管理システム　等 タクシー：配車アプリ、キャッシュレス端末　等 鉄　道：省エネエンジンの導入、駅舎のＬＥＤ照明化　等 （２）バス運転士確保対策事業 ①バス運転士の採用広報に係る経費の補助 補助率：１／２　補助上限：１０万円／事業者 ②バス運転士の労働環境改善に係る経費の補助 補助率：１／２　補助上限：５０万円／事業者 (例) トイレ、更衣室、休憩室等の整備・更新 【利用方法等】 茨城県等に交付申請を行います。 詳細はホームページに掲載しますので、下記までお問合せください。 【問い合わせ先】 茨城県政策企画部交通政策課 （地域鉄道関係）　鉄道担当 電話:029-301-2606　Fax:029-301-2608 （バス・タクシー関係）　地域交通担当 電話:029-301-2604　Fax:029-301-2608

東京中小企業投資育成株式会社から投資等を受けたい

事業名	東京中小企業投資育成株式会社による投資等の支援
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	中小企業が増資等により自己資金を調達する際に、東京中小企業投資育成（株）が投資を行うとともに安定株主として中小企業を支援します。
事業概要	【対象者】 「資本金の額が３億円以下の株式会社」又は「当該株式会社を設立しようとする方」が対象となります。 ただし、次の法律に基づく特例による新規投資の場合は、資本金の額が３億円を超える会社であっても対象となります。 中小企業労働力確保法、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、大学等技術移転促進法、中小企業等経営強化法、農林漁業バイオ燃料法、アジア拠点化推進法、下請中小企業振興法、産業競争力強化法、中心市街地活性化法、地域未来投資促進法、5G 促進法、研究開発力強化法、経済安全保障推進法 ※基本的に業種は問いませんが、公序良俗に反する事業や投機的な事業は対象外となります。 【支援の内容】 〇投資事業（投資育成制度） ①株式会社の設立に際して発行される株式の引受け ②増資に際して発行される株式の引受け ③新株予約権の引受け ④新株予約権付社債の引受け 〔活用の効果〕 ・投資した資金は、担保が不要な長期安定資金ですので、設備投資や研究開発に活用することができます。 ・企業の将来性を評価して投資を行っている「投資育成制度」を利用することは、取引先や金融機関等に対する信用力の向上が期待できます。 〇育成事業（コンサルテーション事業） 株式、新株予約権、新株予約権付社債を引き受けている投資先企業に対し、次の支援を行います。 ・経営の安定化 ・事業承継支援 ・株式上場支援 ・ビジネスマッチング ・人材育成支援 【利用方法等】 東京中小企業投資育成（株）に相談・申込後、審査を経て投資の可否が決定されます。 【問い合わせ先】 東京中小企業投資育成株式会社　業務統括部 TEL：03-5469-5850　　https://www.sbic.co.jp

事務所・事業所を新増設する際に課税免除を受けたい

事業名	県税の課税免除
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県では、２０２７年3月３１日までに県内に事務所・事業所を新増設した企業を対象に県税（不動産取得税）の課税免除を実施しています。
事業概要	【対象地域】 茨城県内全域 【対象要件】 茨城県内に対象事業の用に供する事務所又は事業所を新設又は増設し、県内で原則５人以上従業者が増加した法人 ※　当該新増設が、茨城県等の公共的団体が造成した工業団地等の区域内、茨城県有地及び過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」）で行われるものである場合は、増加従業者数が５人未満であっても対象となります。 ※　従業者の範囲：雇用保険法に定める被保険者（日雇労働者及び短期雇用者等を除く） 【対象事業】 製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、電気・ガス・熱供給業（産業振興促進区域で行うものに限る）、旅館業、小売業（認定中心市街地等又は産業振興促進区域における大規模小売店舗で行うものに限る）、植物工場（不動産取得税が課税対象となる家屋内で行う事業に限る）、農林水産物等販売業（産業振興促進区域で行うものに限る） 【優遇措置の内容】 事務所等の新増設に係る家屋及びその敷地を含む一団の土地の不動産取得税を課税免除 ※　土地については、取得の日から１年以内にその土地の上に家屋の建築着手があった場合で、かつその家屋が課税免除対象になる場合に限ります。 【適用除外】 ・県税の滞納がある法人 ・事務所等の新増設が、県内事務所等の移転等によるもの （ただし、移転前の面積を超えるものについては対象） 【適用期間】 ２０２７年3月３１日まで 【手続き】 不動産を取得した日から60日以内に、不動産取得申告（報告）書と併せて課税免除申告書を提出してください。ただし、不動産を取得した日から60日以内に不動産登記法に規定する表示に関する登記又は所有権の登記を申請した場合には不動産取得申告(報告)書の提出は不要です。

【問い合わせ先】

茨城県総務部税務課	賦課グループ	TEL：029-301-2424
水戸県税事務所	課税第二課	TEL：029-221-4820
常陸太田県税事務所	課税第二課	TEL：0294-80-3312
行方県税事務所	課税第二課	TEL：0299-72-0773
土浦県税事務所	課税第二課	TEL：029-822-7216
筑西県税事務所	課税第二課	TEL：0296-24-9197

地方拠点強化税制に係る特例措置等の適用を受けたい

事業名	地方拠点強化税制 １　法人税等に係る税制上の特例措置等 ２　地方税の課税免除・不均一課税
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	地域再生法に基づき、地域再生計画（いばらき地方活力向上地域等特定業務施設整備促進プロジェクト）で定めた地方活力向上地域において、本社機能を有する施設（特定業務施設）を整備する事業者は、法人税等に係る税制上の特例措置等や地方税の課税免除・不均一課税が適用されます。
事業概要	【対象者等】 〇対象市町村 首都圏整備法に基づく近郊整備地帯（龍ケ崎市、常総市（水海道地区）、取手市、牛久市、守谷市、坂東市、つくばみらい市、五霞町、境町、利根町）を除く県内市町村 〇対象地域 対象市町村のうち地域再生計画で定めた地方活力向上地域 移転型事業の区域（東京２３区にある本社機能の移転） 拡充型事業の区域（地方にある本社機能の移転・新増設） 〇対象者 本社機能（事業や業務を管理、統括、運営している業務等）を有する事務所、研究開発において重要な役割を担う研究所又は人材育成において重要な役割を担う研修所等を整備する事業者（風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業の事業者を除く） 【支援の内容】 １　法人税等に係る税制上の特例措置等 ①　建物等の取得価額に対する税制優遇措置（オフィス減税） 特定業務施設の新設又は増設に際して取得等（※）した建物等の資産に係る法人税等の特別償却又は税額控除 ※ 令和８年度から、中古物件の購入・改修が対象に追加されました。 ②　事業の実施に必要な資金を調達する際に発行する社債及び金融機関からの借入れに対する独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証 ２　地方税の課税免除・不均一課税 特定業務施設の整備に係る事業税（３年間）の不均一課税、不動産取得税の課税免除（※）・不均一課税　　※不動産取得税の課税免除は移転型事業のみ適用 【利用方法等】 特例措置の適用を受けるには、事前に県に対し、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定申請書を提出し、認定を受ける必要があります。 その後、認定通知書を添えて税務署への確定申告や県税事務所への不均一課税の手続き等を行うことにより、特例措置を受けることができます。 なお、各事業年度終了後には、実施状況報告書等を提出する必要があります。 【問い合わせ先】 茨城県政策企画部計画推進課　地方創生グループ　TEL：029-301-2072

貸金業の登録をしたい

事業名	貸金業登録業務
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	貸金業法に基づく貸金業の登録等を行っております。
事業概要	【対象者】 貸金業を営もうとする方は、貸金業法に基づく登録を受けることが必要です。また、3年ごとに更新する必要があります。 心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者、貸金業の登録取消後5年を経過しない方等は、登録を受けられません。 【登録する行政庁】 営業所又は事務所が茨城県内のみにある場合は、茨城県知事の登録となります。 営業所又は事務所が2つ以上の都道府県の区域にある場合には、国の財務局長の登録となります。 【審査】 登録を受けるためには、法令で定める様式による申請書に、法令で定める書類の添付が必要です。 申請書が提出され、書類に不備等がなければ、申請書受理後2ヶ月程度で登録となります。 【申請手続き等の内容】 貸金業については、登録をはじめ次の手続きが必要となります。 （1）貸金業の登録　[貸金業法第3条第1項] （2）貸金業の登録の更新　[貸金業法第3条第2項] （3）貸金業者の変更の届出　[貸金業法第8条第1項] （4）貸金業者の廃業等の届出　[貸金業法第10条第1項] （5）貸金業者の事業報告書の提出　[貸金業法第24条の6の9] （6）貸金業者の業務報告書の提出　[貸金業法第24条の6の10] 【問い合わせ先】 ○茨城県知事登録に関するもの 茨城県産業戦略部産業政策課　金融グループ TEL：029-301-3530 ○財務局長登録に関するもの 関東財務局水戸財務事務所　理財課 TEL：029-221-3195

旅行業の登録をしたい

事業名	旅行業登録業務
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	旅行業法第３条及び同法施行規則第１条に規定する第２種旅行業、第３種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の登録等を行っております。
事業概要	【対象者】 以下の「申請手続きの内容」に掲げる旅行業法に関する手続きをされる方のうち、茨城県内に主たる営業所を設置している方又は設置する予定の方。 ※第１種旅行業につきましては、関東運輸局観光部観光企画課が窓口となっております。また、県内に本店がある場合でも、主たる営業所が他の都道府県である場合は、主たる営業所の所在地の都道府県が窓口となります。 【申請手続きの内容】 （１）第２種旅行業、第３種旅行業及び地域限定旅行業の新規登録の申請 （２）第２種旅行業、第３種旅行業及び地域限定旅行業の更新登録の申請 （３）第２種旅行業、第３種旅行業及び地域限定旅行業への変更登録の申請 （４）第２種旅行業、第３種旅行業及び地域限定旅行業の登録事項変更の届出 （５）旅行業者代理業の新規登録の申請及び登録事項変更の届出 （６）旅行サービス手配業の新規登録の申請及び登録事項変更の届出 【利用方法等】 申請等には、申請書のほか各種添付書類が必要です。申請をされる前に、事前にご相談ください。（お越しいただく場合には、事前に来課希望日時をご連絡ください。） 【問い合わせ先】 茨城県営業戦略部観光戦略課　管理グループ TEL：029-301-3617

中小企業による事業協同組合を設立したい

事業名	中小企業組合の設立認可、運営支援
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	複数の企業による共同事業によって経営の効率化を図りたい中小企業等の組織化を支援します。県では、事業協同組合などの設立認可等を行います。また、茨城県中小企業団体中央会では、設立申請支援、運営に係る指導・助言、組合の事業活動を活性化するための各種事業を実施しています。
事業概要	【支援の内容】 （1）県の事務 中小企業等協同組合法に基づく中小企業等協同組合の設立、定款変更の認可等 （2）茨城県中小企業団体中央会による支援 ＜組合設立支援＞ 新たに中小企業組合の設立を希望される中小企業に対し、設立までの相談、指導・助言などの支援を行います。組合設立後も、随時、相談に対応しています。 ＜組合運営支援＞ ①調査、研究に関する事業 組合等へ中小企業の労務管理関連指標としての情報提供を行います。また、中小企業の経営実態把握と施策提言等を目的の調査研究を行います。 ②人材養成に関する事業 組合等の活性化や、運営の適正化を図るため、分野別または異業種による研修会の開催を支援します。 ③組合の特定分野への支援事業 税務、法律などの専門家を派遣し、円滑な組合運営を支援します。 ④情報提供、広報に関する事業 ホームページ等により、組合運営に役立つ情報や組合活動を広く周知しています。 ⑤組合への個別巡回による支援 中小企業組合事業の活性化に向けた提案を行い、課題を抱える組合員等企業からの要請に応じて、個別訪問を実施し、課題の解決の支援を行います。 【利用方法等】 各種相談につきましては、県中央会へご連絡ください。 ※　一部の事業（例えば講演会など）では、受益者負担が発生する場合がございます。 茨城県中小企業団体中央会ホームページ　http://www.ibarakiken.or.jp/ 【問い合わせ先】 ＜認可申請・届出＞ 茨城県産業戦略部中小企業課 TEL：029-301-3554 ＜設立・運営相談＞ 茨城県中小企業団体中央会 TEL：029-224-8030

新たな事業活動を行う際に県の承認を受けたい

<table>
<tr><td>事業名</td><td>経営革新計画承認制度</td></tr>
<tr><td>対象分野</td><td>金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他</td></tr>
<tr><td>対象分類</td><td>融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他</td></tr>
<tr><td>事業要旨</td><td>中小企業者の方が、新製品の開発や生産、新サービスの開発や提供などの新たな取組を行うための「経営革新計画」を作成して、県から承認を受けると、低利融資や信用保証の特例などの支援策を利用することができます。</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>【対象者】
県内に本社を有する中小企業者等（組合等の申請も可能）

【支援の内容】
（１）承認基準
次の①、②の双方を満たす計画である必要があります。
①以下の新たな取組の類型に該当するもの
・新商品の開発又は生産
・新役務の開発又は提供
・商品の新たな生産又は販売方式の導入
・役務の新たな提供の方式の導入
・技術に関する研究開発及びその成果の利用、その他新たな事業活動
②下表の経営指標を満たすもの
<table><tr><td></td><td>付加価値又は一人当たりの付加価値額の伸び率</td><td>給与支給総額の伸び率</td></tr><tr><td>３年計画の場合</td><td>９％</td><td>４．５％</td></tr><tr><td>４年計画の場合</td><td>１２％</td><td>６％</td></tr><tr><td>５年計画の場合</td><td>１５％</td><td>７．５％</td></tr></table>
（２）主な支援策
・政府系金融機関による低利融資
・海外展開に伴う資金調達支援
・信用保証の特例
※計画の承認は支援策の利用を保証するものではありません。各支援実施機関による別途審査が必要となります。

【利用方法等】
申請に先立ち、申請書類の事前提出が必要となります。詳細は以下のHPをご覧ください。
https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/keieikakushin/sinsei.html

【問い合わせ先】
茨城県産業戦略部中小企業課　経営支援室
TEL：029-301-3560</td></tr>
</table>

事業再生の支援を受けたい

事業名	茨城県中小企業活性化協議会による事業再生支援
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	中小企業活性化協議会では、経営の悪化しつつある中小企業の事業再生を支援するため、専門家による相談、公的機関の関与による債権者の調整、事業再生計画の策定支援を行います。
事業概要	【対象者】 例えば、次のような中小企業の方が支援の対象になります。 ・事業に収益力があるものの、過大な債務負担により、経営が逼迫している中小企業 ・将来性がある事業に着手したいと考えているが、過剰債務により、新規の借入ができない中小企業 【支援の内容】 企業再生に関する知識と経験を持つ専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関 OB 等）が、多様性、地域性といった中小企業の特性を踏まえ、再生に向けた相談・助言から再生計画策定まで、個々の企業にあった、きめ細かな支援を行います。 さらに、再生がどうしても困難な場合には、再チャレンジ支援事業により、経営者の経済的更生を支援します。 【利用方法等】 再生の流れ （1）経営相談　（第１次段階対応） 様々な経営上の問題点を抱えている中小企業に対してその具体的な課題を抽出し、最も適した施策等のアドバイスを行います。 【関係機関との連携】 ・各地商工会議所、商工会 ・いばらき中小企業グローバル推進機構 ・各地中小企業支援センター ・政府系金融機関、地元金融機関 ・茨城県信用保証協会　等 ⇒ （2）再生支援　（第２次段階対応） 更に必要と判断した企業に対して ・中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士、取引金融機関等の専門家による個別支援チームの立上げ ・経営改善計画案の作成支援 ・経営改善計画実施とフォローアップによる支援 再生計画の具体例 ・金融機関との調整、返済計画見直し ・不採算部門の分社化　等 【問い合わせ先】 茨城県中小企業活性化協議会 TEL：029-300-2288

経営面での問題に関して相談がしたい

事業名	商工会、商工会議所による経営改善普及事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	商工会、商工会議所では、それぞれの地域の小規模事業者の経営の近代化を促進する指導機関として、地域の振興を図る事業や各種の経営相談を行っています。
事業概要	【対象者】 県内に事業所を有する中小企業者等 【支援の内容】 （１）各種経営相談への対応 小規模事業者の経営に詳しい経営支援員が、様々な経営上の相談に対応いたします。（商工会・商工会議所等の窓口での相談対応の他、経営支援員が各事業所までお伺いする巡回指導も行っています。） （相談内容(例)） ○ 金融（県制度融資、マル経融資等）・信用保証の相談、あっせん ○ 税務、経理、労務、社会保険など ○ 経営・技術の改善、知的財産権、商取引など （２）エキスパートバンク事業 経営・営業・生産・技術・ＩＴなど多くの課題をかかえている小規模事業者のご要望に応じて、登録された専門家（エキスパート）を直接現場に派遣し、専門的・実践的な指導アドバイスを行い、問題解決をお手伝いします。 （３）経営安定特別相談事業 様々な理由により経営に不安のある方や、経営難を打開し、その立て直しを図りたい方あるいは民事再生法などの倒産関係法律を活用したい方からの相談に対し、専門スタッフや弁護士などの専門家が相談に応じ、問題の解決をお手伝いします。 （４）各種経営セミナーや講演会等の開催 業種別・テーマ別など地域事業者の方々のニーズに沿った各種セミナーや講演会の他、創業や経営革新を目指す方を対象としたセミナーや講習会などを開催しております。 【利用方法等】 各種相談事業等を受けたい場合は、事業を実施している県内の各商工会・商工会議所等にお気軽にご連絡ください。相談料や参加料については、基本的には無料です。 ※エキスパートバンク事業等一部の事業においては、経費の一部をご負担いただく場合がございますので、あらかじめ事業実施団体にご確認ください。 【問い合わせ先】 ○最寄りの商工会・商工会議所 ○茨城県商工会連合会　TEL：029-224-2635

販路開拓（ブランド向上、商品宣伝）を目指したい

事業名	持続化補助金（小規模事業者持続的発展支援事業）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援します。
事業概要	【対象者】 常時使用する従業員が２０人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は５人）以下の法人・個人事業主 【支援の内容】 小規模事業者がビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓や生産性向上に取り組む費用等を支援します。 ○補助対象　：店舗の改装、ホームページ作成・改良、チラシ・カタログの作成、広告掲載など ○補助率　　：２／３（賃金引上げ特例のうち赤字事業者は３／４） ○補助上限額：［一般型〈通常枠〉］５０万円 ※インボイス特例：５０万円上乗せ ※賃金引上げ特例：１５０万円上乗せ ※インボイス特例及び賃金引上げ特例の両要件を満たす場合：２００万円上乗せ ［創業型］200 万円 ※インボイス特例：５０万円上乗せ 【利用方法等】 応募申請手続き等詳細については、県内の商工会、商工会議所にご相談ください。 【問い合わせ先】 ○最寄りの商工会・商工会議所 ○茨城県商工会連合会 TEL：029-224-2635

防災・減災対策に取り組みたい

事業名	事業継続力強化計画認定制度
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	中小企業が策定した計画に基づく防災・減災対策の取組を支援します。
事業概要	【対象者】 防災・減災に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様 【支援の内容】 中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。 認定を受けた中小企業は、税制優遇や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。 ＜計画に記載する項目事例＞ 〇ハザードマップ等を活用した自然災害リスク等の想定 〇安否確認や避難の実施方法など、発災時の初動対応の手順 〇人員確保、建物・設備の保護、資金繰り対策、情報保護に向けた具体的な事前対策 〇訓練の実施や計画の見直しなど、事業継続力強化の実行性を確保するための取組　等 ＜支援策＞ 〇日本政策金融公庫による低利融資（設備投資資金） 〇信用保証枠の追加 〇防災・減災設備に対する税制措置 〇補助金（ものづくり補助金、持続化補助金等）の加点措置 〇認定ロゴマークの使用　など 【利用方法等】 ・計画策定にあたっては、中小企業庁が公開している策定の手引きをご参照ください。 ・申請は、事業継続力強化計画電子申請システムから行ってください。 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構では、セミナー等による普及啓発や専門家派遣による計画の策定支援を実施しておりますので、ご利用ください。 中小企業庁ホームページ URL： https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html 独立行政法人中小企業基盤整備機構強靱化ポータルサイト URL： https://kyoujinnka.smrj.go.jp/ 【問い合わせ先】 1　申請について 関東経済産業局　産業部　中小企業課　TEL：048-600-0394 2　策定支援について 〇最寄りの商工会・商工会議所 〇独立行政法人中小企業基盤整備機構　関東本部　TEL：03-5470-1606

事業承継に関する支援を受けたい

事業名	いばらき事業承継推進強化事業、茨城県事業承継・引継ぎ支援センター事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県内の中小企業支援機関等のネットワーク化により、中小企業の事業承継の総合的な支援体制を強化するとともに、後継者不在の中小企業のＭ＆Ａ（企業の合併・買収）による事業承継を支援します。
事業概要	【支援の内容】 １　いばらき事業承継推進強化事業 （１）専門家による伴走支援 中小企業の事業承継の検討状況に関するアンケート調査を実施し、支援の必要性や緊急度の高い事業者を掘り起こし、事業承継に向けた早期の取り組みを促す専門家によるプッシュ型の伴走支援を実施します。 （２）Ｍ＆Ａマッチングの促進 後継者不在の中小企業に対してＭ＆Ａを促進するため、Ｍ＆Ａ仲介会社及び地域金融機関等と連携しながら、県のコーディネーターが、企業評価及び実名公開型（オープンネーム）のインターネットプラットフォームを活用した買い手候補企業の選定(マッチング)を支援します。 （コーディネーターの支援内容） ○企業評価コーディネーター　：Ｍ＆Ａの際に必要となる、企業概要書の作成や当該企業の価値を計るための株価仮算定の実施 ○マッチングコーディネーター：オープンネーム型のインターネットプラットフォームを活用した後継者探しの支援及び買い手候補者とのマッチング機会となるツアーの実施 （３）事業承継の機運醸成 後継者不在の中小企業の事業承継に向けた機運醸成のため、M&A を実施した経営者が自身の体験を語る内容のセミナーや、自社の事業承継に悩みを抱える事業者に専門家への相談機会を提供するため、事業承継個別相談会を開催します。 ２　茨城県事業承継・引継ぎ支援センターによる支援 中小企業の事業承継の相談窓口として、親族承継、経営者保証解除、M&A などの相談に対し、専門的で適切な助言や情報提供及び事業引継ぎのマッチング支援等を行います。 【問い合わせ先】 １　いばらき事業承継推進強化事業 茨城県産業戦略部中小企業課　経営支援室 TEL：029-301-3560 ２　茨城県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：029-284-1601

事業承継時に税制・金融面での支援を受けたい

事業名	経営承継円滑化法による事業承継税制・金融支援
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	経営承継円滑化法では、中小企業の事業承継が円滑に進められるよう、事業承継税制（非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度）及び金融支援について支援策を講じています。この制度を利用するには、あらかじめ県へ申請のうえ認定を受ける必要があります。
事業概要	【対象者】 ・先代経営者から、非上場会社の株式等を贈与又は相続により取得した後継者 ・先代経営者から、非上場会社の株式等を買い取る予定の会社又は現経営者 【支援の内容】 中小企業の事業承継にあたり、事業承継税制や金融支援の活用を希望する中小企業者に対し、経営承継円滑化法に基づく県の認定により、当該支援制度の活用による円滑な事業承継を支援します。 （1）事業承継税制 【法人版事業承継税制】 中小企業の後継者が、先代経営者から、経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続により取得した場合において、贈与税・相続税の納税が猶予されます。 【個人版事業承継税制】 個人事業者の事業承継を促進するため、一定の要件を満たした場合、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税の納税が猶予されます。 ※詳細については、問い合わせ先までお尋ねください。 （2）金融支援 先代経営者からの株式や事業用資産等の買い取り、経営者交代による信用状態の悪化等に対応するため、県の認定を受けることにより、以下の支援策が利用可能となります。 ・日本政策金融公庫の融資 ・信用保証の特例（通常の保証枠と同額を別枠化） ※いずれも利用にあたっては、別途金融機関等の審査が必要となります。 【利用方法等】 必要書類を作成のうえ、以下の問い合わせ先まで郵送又は持参してください。 詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部中小企業課　経営支援室 TEL：029-301-3560

価格転嫁について相談をしたい

事業名	茨城県価格転嫁促進事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	物価高騰に対応するため、適切な価格転嫁を行おうとする県内の中小企業等に対し、中小企業診断士による伴走支援を実施します。
事業概要	【対象者】 県内に事業所を有する中小企業等 【支援内容】 （1）価格転嫁に関する専門の相談窓口の設置 価格転嫁に関するお悩み事や相談に対して、中小企業診断士などが助言を行います。 また、発注側企業が理由もなく価格交渉に応じないといった相談があった場合は、公正取引委員会へ情報提供を行う場合があります。 （2）中小企業診断士の派遣による伴走支援 支援を希望する企業を中小企業診断士が訪問し、課題の洗い出しから価格交渉のノウハウやコツなどの改善策の提示まで、無料で伴走支援を行います。 （3）価格転嫁に関するセミナーの開催 中小企業診断士などを講師としたセミナーを県内各地で開催いたします。 【利用方法等】 価格転嫁についての相談や中小企業診断士による伴走支援を希望する場合は、以下の問い合わせ先にお問い合せください。 中小企業診断士の派遣については、１社あたり３回まで無料で実施いたします。 セミナーの開催情報は茨城県産業戦略部中小企業課のＨＰで随時ご案内いたしますので、ご確認ください。 【問い合わせ先】 1　相談窓口、中小企業診断士による伴走支援について 茨城県価格転嫁促進事業事務局（株式会社常陽産業研究所内） 電話番号：029-233-6737 専用 web フォーム： https://www16.webcas.net/form/pub/joyo_jir/ibaraki-kakakutenka ２　セミナーの開催情報 茨城県産業戦略部中小企業課ＨＰ https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/kakakutenka.html

消費税の価格転嫁や軽減税率制度に関する相談をしたい

事業名	消費税転嫁対策相談窓口、消費税軽減税率対応窓口相談等事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	商工会、商工会議所、茨城県中小企業団体中央会では、消費税軽減税率制度や価格転嫁の円滑な実施のため、相談窓口を設置し、中小企業等からの相談に応じています。
事業概要	【対象者】 県内に事業所を有する中小企業、小規模企業等 【支援の内容】 1　県の消費税転嫁に係る相談窓口 県では、中小企業の経営の圧迫要因となる消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、中小企業の相談窓口を設けています。ご相談いただいた内容に応じて、専門機関への通報等を行います。 （相談窓口一覧） ご相談の内容別　担当課　電話番号 ・改正地方税法について　税務課　029-301-2418 ・転嫁阻害表示、価格表示について　生活文化課　029-301-2829 ・転嫁拒否を行う者が下記５業種以外の場合　中小企業課　029-301-3560 建設業、浄化槽工事業、解体工事業の場合　監理課　029-301-4334 宅地建物取引業の場合　建築指導課　029-301-4722 不動産鑑定業の場合　用地課　029-301-4353 2　消費税軽減税率に関する相談窓口 消費税軽減税率の適正な実施のため、各商工会・商工会議所、茨城県中小企業団体中央会において、相談窓口を設置しています。また、中小企業向けの研修会の開催や消費税転嫁に関する相談にも応じています。 ○相 談 例：「軽減税率導入後の経理処理について知りたい」 「複数税率対応レジ導入に対する補助について知りたい」 「消費税引き上げに向けて経営改善を図りたい」 「取引先から消費税の転嫁を拒否された」　等 【利用方法等】 最寄りの各商工会・商工会議所及び茨城県中小企業団体中央会にお気軽にご連絡ください。 【問い合わせ先】 ○最寄りの商工会・商工会議所 ○茨城県中小企業団体中央会 TEL：029-224-8030

取引に関するアドバイスが欲しい

事業名	取引かけこみ寺相談事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	中小企業が抱える取引に関する様々な悩みの相談を受け、問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。
事業概要	【対象者】 企業間取引に関して、様々な悩みを持つ中小企業 【支援の内容】 （1）内容 ①各種相談の対応 中小企業の皆様からの取引に関する様々なご相談に、中小企業の取引問題に関する専門家（相談員）が親身にお話を伺い、適切なアドバイス等を行います。 ②裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ） 中小企業の皆様が抱える取引に係る紛争を迅速、簡便に解決するため、全都道府県に配置した調停人（弁護士）が相談者の身近なところで調停手続（ＡＤＲ）を行います。 （2）相談費用 無料 （3）実施場所 茨城県水戸市桜川２-２-３５　茨城県産業会館 （公財）いばらき中小企業グローバル推進機構内 （4）相談時間 （公財）いばらき中小企業グローバル推進機構の開館時間 月曜日～金曜日　午前９時～午後５時(12 時～13 時除く) 【利用方法等】 （公財）いばらき中小企業グローバル推進機構に設置されている「取引かけこみ寺」までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 取引かけこみ寺（(公財）いばらき中小企業グローバル推進機構内） TEL：0120-418-618 公益財団法人 全国中小企業振興機関協会　取引かけこみ寺本部 TEL：03-5541-6655

様々な経営課題について相談したい

事業名	茨城県よろず支援拠点
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題について相談を受け付け、課題解決に向けた支援を行います。
事業概要	【対象者】 県内中小企業・小規模事業者、団体、個人等 【支援の内容】 ① あらゆる経営課題への対応 創業・販路拡大・資金調達・事業承継・IT 化など、多様な相談にワンストップで対応します。 ② 専門性の高い経営アドバイス 多様なバックグラウンドを持つコーディネーターが課題に応じて最適な提案を行います。 ③ 相談から実行までフォローする寄り添い支援 課題整理、計画策定、実行・検証まで継続してフォローし、成果につなげます。 ④ 他支援機関との連携による支援 地域の支援機関や専門家と連携し、実務に直結する支援体制を構築しています。 〇実施機関：（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構 〇相談内容：経営改善、販路開拓、DX・ＩＴ化、創業、事業承継、生産性向上等、経営上のあらゆる相談に対応 〇料　　金：無料 〇相談時間：月曜日～金曜日　午前９時～午後５時 【利用方法等】 窓口相談（事前に電話での申し込みをいただければ、現地訪問させていただきます） 【問い合わせ先】 茨城県よろず支援拠点（（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構内） TEL：029-224-5339

プロフェッショナルな人材を採用したい

事業名	プロフェッショナル人材戦略拠点事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県内中小企業が新事業を積極的に展開できるよう、その実現に不可欠となるプロフェッショナル人材の採用を支援します。 ＜参考＞プロフェッショナル人材とは 新たな商品・サービスの開発、商品等の販売開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて企業の成長戦略を具現化していく人材
事業概要	【対象者】 県内中小企業 【支援の内容】 プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、民間人材ビジネス事業者と連携して中小企業に必要なプロフェッショナル人材の採用を支援することで、企業の成長や経営改善を促進します。 （1）意識の改革 地域の中小企業が持つ潜在成長力への目覚めを促し、攻めの経営への転換を進めます。 ・企業訪問、セミナーの開催等 （2）プロ人材活用の検討 中小企業の現場が必要とするプロ人材のニーズを明らかにし、採用の機会を提供します。 （3）プロ人材ニーズの伝達とマッチング 明らかにしたプロ人材ニーズを踏まえ、求職者とのマッチングを支援します。 ・マネージャーは、求人情報を民間人材ビジネス事業者へ伝達します。 ・民間人材ビジネス事業者は、中小企業者とプロ人材とのマッチングを実施します。 （4）フォローアップ 経営者、プロ人材双方に対するフォローアップを実施します。 （5）副業・兼業人材の活用促進補助 初めて副業・兼業人材を活用する県内企業を対象に、人材事業者へ支払う紹介手数料、副業・兼業人材に支払う報酬等の８/10 を補助します。 【プロフェッショナル人材戦略拠点設置場所】 株式会社ひたちなかテクノセンター内 【利用方法等】 詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 株式会社ひたちなかテクノセンター　茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点事務局 TEL：029-264-2200 FAX：029-264-2203 URL：https://www.htc.co.jp/support/professional/

創業する際に支援を受けたい

事業名	つくば創業プラザ運営事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	起業家や新たな事業展開を目指す中小企業等に対して、事業活動の拠点となる事務室を提供するとともに、専門家による助言や必要な支援を行います。
事業概要	【対象者】 ①県内において、原則、今後１年以内に創業を目指す起業家 ②県内に所在、または進出する原則設立後５年未満のベンチャー企業等 ③新事業への進出を目指し、原則今後２年以内に県内において分社化を予定している企業 ④上記①～③に該当する者の事業活動を支援する業務を行う者で知事が適当と認める者 【支援の内容】 （１）施設概要 ○設　　置：茨城県 ○運営主体：㈱つくば研究支援センター（指定管理者） ○入居期間：原則２年以内（延長可、最長５年） ○所 在 地：つくば市東新井１３－２（民間ビルの一部を県が借り上げ） ○設備内容：事務室（３０㎡）　６室 打合せ・会議室などの共用施設。全室バリアフリー対応。 ○利用料金：事務室（３０㎡）…１０５，０５０円／月 （使用料、共益費、駐車場１台、消費税込み） （２）施設の特徴・入居企業のメリット ○つくば地区の研究機関群中心地に位置し、交流・連携に最適 ○様々な起業家が集まるため、モチベーションの高揚や有意義な交流が可能 ○敷金無しの低廉な初期投資 ○専門家からの助言・指導やセミナー・ビジネスマッチング会の開催等の各種支援策 【利用方法等】 入居申込みを随時受け付けています。下記まで問い合わせください。 【問い合わせ先】 株式会社　つくば研究支援センター　ベンチャー・産業支援部 TEL：029-858-6000 http://www.tsukuba-tci.co.jp/

創業や新事業展開等のために研究室やオフィスを借りたい

事業名	施設提供（施設賃貸）事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	起業家や新たな事業展開等を目指す企業等に対して、事業活動の拠点となる施設（研究室・事務室）を提供するとともに、専門家による助言や必要な支援を行います。
事業概要	下記参照

【対象者】

県内において、創業や新たな事業展開（研究開発等を含む）を目指す企業等

【支援の内容】

（1）施設概要

施 設 名	㈱つくば研究支援センター	㈱ひたちなかテクノセンター
所 在 地	つくば市千現２－１－６	ひたちなか市新光町３８
提供施設	企業情報事務所（30㎡） ４０室 企業育成室（25・50㎡） ２３室 試験研究室（50㎡） ４０室 大型実験室（25～360㎡） 12室 創業プラザ棟（25～50㎡） 26室 創業準備ルーム ３区画 ※このほか、コワーキングスペースや試作品加工のための作業スペースを設置	ビジネスオフィス（標準） （100・50・21㎡）4,８６２㎡ ※50㎡単位で拡張可能。21㎡は50㎡を2分割。 ビジネスオフィス（シェアード） （9・10・14・16・20㎡）376㎡ インキュベーションオフィス 10ブース ※（約3㎡）のスペースを用意
利用料金	企業情報事務所・研究室等については、事業規模・利用形態等により異なりますので、直接お問い合わせください。 創業準備ルーム（月額） ３㎡16,500円・６㎡33,000円 ※当初６ヶ月間（共益費・インターネットアクセス料・電気料込み）	ビジネスオフィス（標準・シェアード） 総額単価（月額）3,300円／㎡ ※部屋代2,100円+共益費1,200円 インキュベーションオフィス 賃料（月額）13,000円 ※共益費・ネットアクセス料・電気料込み ※料金は全て消費税抜きの金額
入居期間	企業情報事務所・研究室等については、当初３年（自動更新）が基本。 創業準備ルームは当初６ヶ月間（その後審査の上、事業支援ルームとして１１ヶ月間継続可）	ビジネスオフィス（標準） ：当初２年（自動更新） ビジネスオフィス（シェアード） ：当初１年（自動更新） インキュベーションオフィス ：当初６ヶ月（最長10年）

（2）入居メリット

- インキュベーションマネージャー等による入居者への支援（助言・指導等）
- 各種研修会やセミナー、ビジネスマッチング会の開催などによる支援
- 入居企業との交流による人的ネットワークの構築

【利用方法等】

入居申込を随時受け付けています。下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

株式会社　つくば研究支援センター　ベンチャー・産業支援部
TEL：029-858-6000　http://www.tsukuba-tci.co.jp/

株式会社　ひたちなかテクノセンター　経営企画部
TEL：029-264-2200　http://www.htc.co.jp

新市場・高付価値事業への進出のための設備投資をしたい

<table>
<tr><td>事業名</td><td>中小企業新事業進出補助金</td></tr>
<tr><td>対象分野</td><td>金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他</td></tr>
<tr><td>対象分類</td><td>融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他</td></tr>
<tr><td>事業要旨</td><td>中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的に、中小企業等が行う、既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付加価値事業への進出を支援します。</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>【対象者】
企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等

【補助内容】
補助上限額：従業員数20人以下 2,500万円（3,000万円）／従業員数21～50人 4,000万円（5,000万円）／従業員数51～100人 5,500万円（7,000万円）／従業員数101人以上 7,000万円（9,000万円）
補助率：1/2
※補助下限750万円
※大幅賃上げ特例適用事業者（事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成）の場合、補助上限額を上乗せ。（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。）

【基本要件】
① 新事業進出要件
② 付加価値額要件
③ 賃上げ要件
④ 事業場内最賃水準要件
⑤ ワークライフバランス要件
⑥ 金融機関要件
⑦ 賃上げ特例要件（賃上げ特例の適用を受ける場合の追加要件）
⑧ 地域別最低賃金引上げ特例要件
【補助対象経費】
機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費

【利用方法等】
最新情報は「中小企業新事業進出促進補助金」のHP（以下のＵＲＬ）をご覧ください。
https://shinjigyou-shinshutsu.smrj.go.jp/

【申請期間】
第４回公募期間：令和８年３月27日（金）～令和８年６月19日（金）18時
【問い合わせ先】
お問い合わせをご希望の方は下記URLの「コールバック予約システム」をご利用ください。
https://shinjigyou.resv.jp/reserve/calendar.php?x=1745403680</td></tr>
</table>

補助上限額	
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円（3,000万円）
	従業員数21～50人 4,000万円（5,000万円）
	従業員数51～100人 5,500万円（7,000万円）
	従業員数101人以上 7,000万円（9,000万円）
補助率	1/2

開発や生産プロセス改善のための設備投資をしたい

事業名	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	成長志向の中小企業者等が、今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、革新的な新製品・新サービス開発や海外需要開拓を行う事業のために必要な設備投資等に要する経費の一部を補助する事業を行うことで、中小企業者等の生産性向上を促進し経済活性化を実現することを目的とします。

事業概要

【対象者】中小企業・小規模事業者 等

【補助内容】

申請枠	補助上限※	補助率
製品・サービス高付加価値化枠	７５０～２，５００万円	中小企業 １／２ 小規模企業者・小規模事業者及び再生事業者 ２／３
グローバル枠	３，０００万円	中小企業 １／２ 小規模企業者・小規模事業者 ２／３
特例措置	大幅な賃上げに取り組む事業者に対しては、補助上限を100～１，０００万円上乗せ	最低賃金の引上げに取り組む事業者に対しては、補助率を2/3に引き上げ

※従業員数や満たす要件に応じて異なる

【利用方法等】
最新情報は「ものづくり補助金総合サイト」のホームページ（以下のＵＲＬ）をご覧ください。
https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html

【公募期間】
第２３次公募：令和８年２月６日（金）～令和８年５月８日（金）17時

【問い合わせ先】
ものづくり補助金事務局サポートセンター
受付時間：１０時～１７時（土日祝日および12月29日～1月3日を除く）
TEL　　：050-3821-7013
E-mail　：kakunin@monohojo.info

海外販路開拓や新技術・新製品開発に対する補助を受けたい

<table>
<tr><td>事業名</td><td>いばらきチャレンジ基金事業</td></tr>
<tr><td>対象分野</td><td>金融支援、[経営支援]、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、
労働環境整備支援、その他</td></tr>
<tr><td>対象分類</td><td>融資、[補助金等]、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他</td></tr>
<tr><td>事業要旨</td><td>中小企業等が行う海外販路開拓や革新的な新技術・新製品開発の取組を促進するため、必要経費の一部を助成します。</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>【対象者】
県内に主たる事務所、事業所を有する中小企業者等
【支援の内容】
<table>
<tr><th>事業名</th><th>主な対象経費</th><th>助成対象期間</th><th>助成率</th><th>助成限度額</th></tr>
<tr><td>海外販路開拓
促進事業A※</td><td rowspan="2">小間借上費、小間装飾費、旅費等</td><td>交付決定日
（R8.6月末予定）
からR9.２月末まで</td><td rowspan="6">2/3
以内</td><td rowspan="2">150万円</td></tr>
<tr><td>海外販路開拓
促進事業B※</td><td>交付決定日
（R8.6月末予定）
からR9.６月末まで</td></tr>
<tr><td>外国語ウェブサイト
制作事業※</td><td>ウェブサイト制作費、翻訳費等</td><td>交付決定日
（R8.6月末予定）
からR9.２月末まで</td><td>100万円</td></tr>
<tr><td>国際認証取得事業
（複数年）</td><td>国際認証等取得費、調査・分析外注費等</td><td>交付決定日
（R8.6月末予定）
から２年以内</td><td>250万円</td></tr>
<tr><td>新技術・新製品開発
促進事業（単年度）</td><td rowspan="2">原材料費、外注加工費、弁理士費用等</td><td>交付決定日
（R8.7月末予定）
からR9.２月末まで</td><td>250万円</td></tr>
<tr><td>新技術・新製品開発
促進事業（複数年）</td><td>交付決定日
（R8.7月末予定）
から１年超２年以内</td><td>500万円</td></tr>
</table>
※「海外販路開拓促進事業 A」と「海外販路開拓促進事業 B」は併用不可
※「海外販路開拓促進事業」と「外国語ウェブサイト制作事業」のみ併用可

【利用方法等】
・募集状況等詳細は、いばらき中小企業グローバル推進機構のウェブサイトをご確認ください。
・助成金交付申請書（ホームページからダウンロード可能）を記載いただき、E-mail、持参、郵送のいずれかによりご応募ください。

【問い合わせ先】
公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構グローバル展開二課（経営助成担当）
TEL：029-224-5317
E-mail：setsubi@iis-net.or.jp
HP：http://www.iis-net.or.jp/page?kind=challenge_kikin</td></tr>
</table>

海外での販路を開拓したい（製造業）

事業名	ものづくり海外展開推進事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	ドイツ・タイ・アメリカ・台湾での展示会への共同出展支援や専門家による伴走支援を行い、県内ものづくり中小企業（製造業）の海外での販路開拓を後押しします。
事業概要	【対象者】 海外での販路開拓に挑戦する県内ものづくり中小企業（製造業） 【支援の内容】 (1) 海外展示会への出展支援 ○ドイツ・タイ・アメリカに加え、台湾での共同出展支援 ○現地企業との事前マッチングや展示会後のフォローアップ ○海外向けの WEB ページやプロモーション動画等の作成支援 ○支援機関等と連携した海外展開セミナーの開催 (2) 専門家による伴走支援 ○海外駐在や貿易実務などの経験豊富な専門家（商社 OB、中小企業診断士等）による伴走支援 【利用方法等】 ・募集状況等詳細は、いばらき中小企業グローバル推進機構のウェブサイトをご確認ください。 【問い合わせ先】 公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構　グローバル展開二課（販路開拓担当） TEL：029-224-5317　FAX：029－227-2586 E-mail： kigyo@iis-net.or.jp HP：https://www.iis-net.or.jp/

今後成長が見込まれる分野に進出したい

事業名	成長産業振興プロジェクト事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	大学や研究機関、県内外の大手企業等とのネットワークを活用し、産学官連携による新製品の開発や新たなビジネス展開等の支援により、県内ベンチャー企業や中小企業の成長分野への進出促進を図ります。
事業概要	【対象者】 県内に本社・事業所・営業所等活動拠点を有するベンチャー企業や中小企業　等 【支援の内容】 成長分野（「環境・エネルギー」及び「ライフサイエンス」等）において、産学官連携による事業マッチング等を通じて、新製品開発や新たなビジネス展開を創出するため、主に以下の取組を実施しています。 ・試作・製品化や量産化に向けたベンチャー企業、中小企業、大手企業、大学・研究機関等のマッチングイベント ・ベンチャー企業等の試作・量産化に向けた企業・拠点の発掘 ・ベンチャー企業のサービス等を普及推進する交流イベント等 ・専門機関等と連携したイベントの開催やマッチング支援 ・他地域との連携イベントの実施 ・成長分野に関連するセミナーの開催や展示会等への出展支援 等 【利用方法等】 詳細は下記までお問合せください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課　イノベーション創出グループ TEL：029-301-3522

海外での事業展開をしたい

事業名	ベンチャー企業海外展開支援事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	海外市場での資金調達や販路拡大を目指すベンチャー企業を支援するため、海外アクセラレーターと連携し、アクセラレーションプログラムを実施します。
事業概要	【対象者】 ○以下①～⑥すべての要件を満たす企業３～５社程度 ①新技術や新しいビジネスモデルを中核とした新規事業により、急速な成長を目指すベンチャー企業であること。 ②英語での十分なコミュニケーション能力を有すること。 ③今後の事業計画において、海外展開を目指していること。 ④アクセラレーターが指定するオンラインミーティングシステムの環境を参加者自身で準備できること。 ⑤原則として、茨城県内に拠点を持ち、または、茨城県内の研究機関や大学等とゆかりがあるベンチャー企業であること。 ⑥製品・サービスを有しており、国内での販売実績があることが望ましい。 【支援の内容】 ○海外アクセラレーターによるグローバルアクセラレーションプログラム ・オンラインでの事前トレーニング（ピッチトレーニング等）の実施 ・ニューヨーク現地でのグローバルアクセラレーションプログラムの実施 ［プログラム概要］ ①投資家へのピッチの練習・グループフィードバック ②複数メンターとの 1on1 メンターミーティング ③資金調達プロセスや米国への市場参入に関するワークショップ ④ピッチイベント ［期待される効果］ 海外アクセラレーターのネットワークを活用した海外投資家等との関係構築による、今後の資金調達や具体的なビジネスへの展開が期待できる。 【利用方法等】 募集時期等の詳細はお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課　イノベーション創出グループ TEL：029-301-3522　　FAX：029-301-3599

自社の成長に向けた支援を受けたい

事業名	ベンチャー企業成長加速化支援事業（成長プログラム）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	ディープテック分野の有望企業に対し成長プログラムを実施し、販路開拓や資金調達に向けた集中的な支援を行います。
事業概要	【対象者】 以下の全ての要件を満たす企業５社程度。 ①創業間もない（シード、アーリー期）のベンチャー企業であること。 ②原則として、茨城県内に拠点を持ち、または、茨城県内の研究機関や大学等とゆかりがあるベンチャー企業であること。 ③ディープテック分野（ライフサイエンス（医療、創薬、医療・福祉機器等）、環境・エネルギー、電子デバイス、素材等）の企業であること。 【支援の内容（例）】 支援対象企業とのヒアリングを通じて、支援メニューを決定します。 ①資本政策・資金調達に係る支援 ・投資家やベンチャーキャピタル経験者などによるアドバイスやメンタリングを通じた資金調達計画や持株比率などの資本政策立案に係る支援 ・弁護士、会計士、税理士などによる、新株予約権（有償ストックオプション、信託型ストックオプションなどを含む）活用に関わる支援　など ②研究開発・知財戦略に係る支援 ・ディープテック分野に強みのある弁理士や弁護士、国内外の大手企業等からのメンタリング及び伴走支援などによる、知財戦略の構築や臨床試験に向けた研究開発などに係る支援 ・規制機関経験者や薬事コンサルタントによる、医薬品・医療機器の臨床試験に向けた支援　など ③人材獲得に係る支援 ・ベンチャー企業の経営人材獲得の専門家によるメンタリングなど、支援対象企業の今後の成長 ・人材マッチングイベントの開催を通じた経営人材の獲得支援　など ④市場戦略・販路開拓に係る支援 ・国内外の市場進出に必要な市場戦略の策定支援 ・共同研究や共同開発につなげるため、国内外の事業会社や研究機関等とのマッチングなどの支援　など 【利用方法等】 募集時期等の詳細はお問い合わせください。 【問い合わせ先】 CIC Tokyo ベンチャー企業成長促進事業担当 E-mail：startup-support@cic.com 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課　イノベーション創出グループ TEL：029-301-3522　　FAX：029-301-3599

販路の拡大を図りたい

事業名	茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	地方自治法施行令第１６７条の２第２項第４号に基づき県の事業者認定制度を設置し、認定された事業者の商品等の普及拡大を図ります。
事業概要	【対象者】 以下の全てを満たす企業 ①中小企業基本法第２条第１項に定める中小企業であること ②県内に事業所を有する企業であること ③県の機関で活用が見込まれる新商品・新役務（以下「新商品等」）を提供する企業であること ④ベンチャー企業であること 【認定基準（対象となる新商品等）】 以下の全てに該当すること ・新規性・独創性が認められること ・技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するもの ・生産方法並びに生産に必要な資金の額及び調達方法が適切なもの ・優れた商品特性を有し、本県の行政目的の実現に有効であると認められること 【支援の内容】 認定された新商品等について、県の随意契約による率先的な活用等を図るとともに、県内外に広く情報発信を行う。 ※ただし、認定自体が新商品等の購入を約束するものではない 【利用方法等】 以下 HP をご参照ください。※申請は随時受付 https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sangi/0603ivt.html 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課　イノベーション創出グループ TEL：029-301-3522

Ｊ－ＰＡＲＣ等量子線技術を利用・活用したい

事業名	県内量子線利活用促進業務
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県内企業の量子線技術利活用を促進するため、Ｊ-ＰＡＲＣの普及啓発や利用相談に取り組むとともに、Ｊ-ＰＡＲＣ等の周辺機器整備等への参入や量子線技術を活用した新事業創出を支援します。
事業概要	**【対象者】** 量子線の利活用に興味と意欲を持つ茨城県内の企業 **【支援の内容】** 茨城県には、Ｊ-ＰＡＲＣや量子科学研究開発機構(QST)那珂フュージョン科学技術研究所などをはじめとした世界最先端の量子線研究施設が立地しています。この最先端の技術を県内企業における新事業創出に繋げるため、「いばらき量子線利活用協議会」を設置し、以下の３つの取組で支援を行います。 （１）J-PARC 利用支援 ・専門家との二人三脚で課題申請から実験、解析まで一貫したサポート ・中性子利用や有用性に関するイベントなどの情報発信 （２）量子線関連研究機関の周辺機器等への参入促進 ・J-PARC センターや QST などからの周辺機器等の入札情報を取りまとめ、週１回程度会員向けに配信 ・大型機器の導入から設備の保守、ソフトウェアの作成まで様々な入札情報を配信 （３）量子線技術を活用した事業化支援やビジネス機会の提供 ・QST 那珂フュージョン科学技術研究所や JAEA 等とのビジネスマッチングイベントの開催 ・入札に依らない小規模案件など、研究者との直接の取引機会を提供 **【利用方法等】** 下記ホームページから入会申込書をダウンロードし、問い合わせ先までご送付ください。 https://www.ibaraki-quantum.com/ 入会費・年会費は無料です。 **【問い合わせ先】** いばらき量子線利活用協議会事務局 （運営委託先：株式会社 ひたちなかテクノセンター）　TEL：029-264-2200 茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課　量子線利用推進グループ TEL：029-301-2529

宇宙ビジネスに関する相談をしたい

事業名	いばらき宇宙ビジネス創造プラットフォーム
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	宇宙ビジネスに精通したコーディネーターや専門家が、宇宙ビジネスの創出・参入を目指す企業や個人の方からの各種相談に対してワンストップサービスを提供します。
事業概要	【対象者】 県内で宇宙ビジネスの創出・参入を目指す企業、団体、個人等 【支援の内容】 いばらきスペースサポートセンターによるワンストップ支援 〇実施機関：いばらきスペースサポートセンター（つくば市） 〇相談内容：専任コーディネーターや専門家が宇宙関連企業や宇宙ビジネスへの参入を希望する企業に対し、技術的課題の解決や販路開拓、情報収集等について、きめ細やかな伴走支援を行います。また、宇宙ビジネスに関する各種相談に対応します。 〇料　　金：無料 【利用方法等】 原則、専用ホームページの問合せフォーム（下記 URL）または電話により事前にご連絡をお願いします（コーディネーターが出張等により不在にすることがあります）。 https://www.jspacesystems.or.jp/ibaraki-space-support-center/ TEL：080-9158-0947 ※相談時間：原則、平日の１０時～１６時 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課　宇宙プロジェクト推進室 TEL：029-301-2515

ｅスポーツに関する相談をしたい

事業名	いばらきｅスポーツ産業創造プロジェクト事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	「ｅスポーツの拠点・茨城」のブランド化と関連産業の誘致・創出を図るため、ｅスポーツを活用したビジネス展開や地域活性化の取組を支援します。
事業概要	【対象者】 県内中小企業、団体、個人等 【支援の内容】 １　いばらきｅスポーツ産業創造プロジェクト推進協議会の運営 産学官連携による「いばらきｅスポーツ産業創造プロジェクト推進協議会」を運営し、ｅスポーツに関心を有する関係者のネットワークの形成と拡大、ｅスポーツの普及・啓発、ｅスポーツを通じた産業振興、地域振興等を実施しています。 ２　相談対応、機材の貸出等 ・　ｅスポーツイベントの開催支援（内容に関する助言やゲーム会社の許諾手続き、関係者の紹介等）を行います。 ・　協議会が所有している機材（モニター等）の貸出も可能です。（ｅスポーツの普及・啓発に資する事業に限ります。） 【利用方法等】 詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部産業政策課　コンテンツ産業推進室 TEL：029-301-3523 https://www.ibaraki-esports.com/

アニメ教育の推進に関する相談やアニメ制作会社等の創業・拡大の補助を受けたい

事業名	クリエイティブ・コンテンツ産業振興事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	アニメ制作に関する教育を推進する県内専門学校等の取組や、県内でアニメ制作会社等の創出・規模拡大を目指す企業等の取組を支援します。
事業概要	【対象者】 ・県内でアニメ制作に関する教育を推進する専門学校等 ・県内でアニメ制作会社等の創出・規模拡大を目指す企業等 【支援の内容】 1　県内専門学校等とアニメ制作会社等が連携した教育体制の構築の支援 県内専門学校等がアニメ制作現場で活躍するクリエイターの講師招聘等のために必要な経費の全部又は一部を補助します。 ・補助対象経費　講師招聘等に係る講師謝金、旅費等 ・補助上限額　748 千円/校 2　県内専門学校等がアニメ教育を推進するための教育環境の整備の支援 県内専門学校等がアニメ制作の教育を開始･拡充する場合に必要な経費の一部を補助します。 ・補助対象経費　アニメ制作の教育に必要なパソコン、液晶タブレット等の整備費 ・補助率　必要となる経費の１/３以内（補助上限額：6,000 千円/校） 3　県内でのアニメ制作会社等の創業・拠点拡大の促進の支援 県内で新たにアニメ制作会社等を創業又は県内のアニメ制作会社等が事業を拡大する際に必要な経費の一部を補助します。 ・補助対象経費　以下の①～③の経費を補助 ①建物・附属設備の整備、償却資産の取得、事務所移転費用等 ②オフィス賃料（12 か月分以内） ③新規雇用者又は移転雇用者に係る経費 ・補助率　①及び②：必要となる経費の１/２ ③　：対象者１人当たり 300 千円 （①+②+③で補助上限額 5,000 千円/事業者） 【利用方法等】 詳細は下記までお問合せください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部産業政策課　コンテンツ産業推進室 TEL：029-301-3523

県北地域の中小企業を対象とした経営支援策を知りたい

事業名	県北中小企業意識改革事業（「アイデアソン」によるビジネスプラン策定支援）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県北地域の中小企業を対象に、本質的な経営課題に対する気づきを促すセミナーの開催や「アイデアソン」によるビジネスプランの策定支援を行い、企業の新事業展開等を支援します。
事業概要	【対象者】 県北地域にて事業を実施している、又は事業実施を予定している中小企業 【支援の内容】 １ 経営力革新セミナーの開催 専門家による経営課題の分析や解決事例の紹介等により、本質的な経営課題に対する気づきを促し、企業の経営課題の設定・解決、経営構造の転換を支援します。 ２ 「アイデアソン」によるビジネスプランの策定支援 参加企業の新事業展開を後押しするため、参加企業から提案されたプロジェクトについて、様々な業種の参加者がアイデアを出し合いディスカッションする「アイデアソン」を実施し、ビジネスプランの策定を支援します。また、参加企業による連携事例の紹介、マッチング機会の提供等により、参加企業の新事業展開のきっかけを創出します。 【利用方法等】 詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県政策企画部県北振興局　振興グループ TEL：029-301-2715 https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/kikaku/kenpokusinkou/index.html

地域資源の活用や地域課題解決につながる事業を県北地域で展開したい

事業名	県北起業家育成事業（ネットワーク拡大支援）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県北地域の起業家等を対象に、起業や新規ビジネスに係る情報収集や情報交換の場を提供し、ネットワークづくりや相互研鑽を図ります。
事業概要	【対象者】 県北地域の起業家 【支援の内容】 ネットワーク拡大支援 県北地域の起業家等を対象に、起業や新規ビジネスに係る情報収集や情報交換の場を提供し、ネットワークづくりや相互研鑽を図ります。 【利用方法等】 詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県政策企画部県北振興局　振興グループ TEL：029-301-2715 https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/kikaku/kenpokusinkou/index.html

県北地域の中小企業を対象とする支援策を知りたい

事業名	県北ものづくり企業力強化事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	電気・機械産業が集積する県北地域の中小企業等に対し、医療機器等の成長分野への参入や新たな事業展開を支援し、産業競争力の強化を図ります。
事業概要	【対象者】 新たに医療関連分野への参入を考えている県北地域を中心とする中小企業等 【支援の内容】 （1）企業の医療機器市場への参入を支援するため、相談窓口を設置します。専任コーディネーターを配置し、産業支援機関や事業アドバイザー（企業の医療分野への参入支援実績が豊富なコンサルタントや、医療機器メーカー経験者）と連携しながら対応いたします。 ※窓口への相談は無料 ・相談内容 医療分野参入に向けた技術的課題の解決やビジネス化の支援、情報提供等 （2）医療分野参入に向け、主に以下の取組を実施します。 ・医療分野の市場動向セミナーの開催 ・医療関連事業者ニーズとのマッチング支援や交流イベントの実施 ・医療関連規格認証制度に関する研修の実施 【利用方法等】 下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課　技術革新支援グループ TEL：029-301-3579　　FAX：029-301-3599 https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sangi/gijutsu/kenpoku/r7_kenpoku.html

海外での販路を開拓したい

事業名	いばらきグローバルビジネス推進事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	海外ニーズを的確に把握し、マーケットインの視点で県内事業者の商品改良・開発等を支援するほか、展示商談会出展や海外展開の専門家の伴走支援等により、県内企業の海外販路開拓を支援します。
事業概要	【対象者】 県内中小企業、団体、個人等 【支援の内容】 （１）輸出拡大チャレンジ事業 海外ニーズを踏まえた商品改良・販売促進を支援することで、輸出拡大に取り組む事業者を支援します。 （２）いばらき海外食品ビジネスサポーター配置事業 アメリカや台湾等世界７エリアに販路開拓ノウハウとネットワークを有する専門家を配置し、各エリアに応じた個別企業の商品改良提案や営業活動などの支援を実施します。 （３）展示商談会出展支援 海外バイヤー等が参加する国内外の展示商談会への出展を支援します。 （４）海外展開専門家配置・貿易投資相談窓口等運営 ・食品分野の専門家が、個別企業の海外戦略の策定支援や商談前後のフォローなど伴走支援を実施します。 人員体制：海外展開推進員（商社 OB 等）３名配置 ・貿易投資相談、貿易実務研修、外国特許出願（特許庁連携）等を支援します。 （５）ジェトロ茨城貿易情報センターやいばらき中小企業グローバル推進機構による支援 ジェトロ茨城とグローバル推進機構による「いばらき海外展開総合支援窓口」において、海外展開の企画段階から成約までの一貫支援を受けることができます。 【利用方法等】 募集時期等の詳細はお問い合わせください。 【問い合わせ先】 上記（１）～（２）： 茨城県営業戦略部県産品販売課 TEL：029-301-3529　FAX：029-301-3909 上記（３）～（４）： ・海外展開専門家による支援、いばらき海外展開総合支援窓口 いばらき中小企業グローバル推進機構　グローバル展開一課 TEL:029-224-5412　FAX:029-350-1103　E-mail:global@iis-net.or.jp 上記（５） ・貿易投資相談窓口 ジェトロ茨城貿易情報センター TEL：029-300-2337　FAX：029-233-3778　E-mail：IBR@jetro.go.jp

中国で事業を実施する際に支援が欲しい

事業名	茨城県上海事務所による支援
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	中国での事業を実施している又は検討している企業を支援します。 上海市政府や現地コンサルタント企業等のネットワークを活用して、企業活動に必要な現地情報の提供、現地視察の調整等を実施します。
事業概要	【対象者】 県内に本社または支社、工場等を持つ事業者 【支援の内容】 （１）情報提供 依頼に応じて、中国の商慣習、法制度、市場の動向等に関する情報を調査しますので、ご相談ください。 （２）現地視察の調整 現地の業界団体や企業、展示会、マーケット等への視察・面談のアレンジ・アテンドサービスを実施しています。また、必要に応じて通訳を紹介することもできます。 （３）中国でのＰＲ、宣伝活動の支援 県内企業の製品等のＰＲに関して、各種イベントへの出展サポートや中国のソーシャルネットワークサービス（微博（ウェイボー）、微信（ウェイシン））による中国人へのＰＲ配信などを行い、中国でのセールス活動を支援します。 （４）法律相談 上海事務所で契約している弁護士による法律相談が受けられます。 （日本語で相談が受けられます。） 【利用方法等】 茨城県営業戦略部国際渉外チームまたは茨城県上海事務所にご連絡ください。 【問い合わせ先】 茨城県営業戦略部国際渉外チーム TEL：029-301-2858　FAX：029-301-2865 E-mail：kokuko@pref.ibaraki.lg.jp 茨城県上海事務所（日本語対応可能） TEL：+86-21-6275-3338 E-mail：ibaraki@ibaraki.org.cn

受発注情報が知りたい、取引先を増やしたい

事業名	ものづくり産業マッチング支援事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	営業や資材調達の経験を持つ大手企業等の OB をビジネスコーディネーターとして雇用し、県内外の大手企業等への本県中小企業の製品等の売り込みやマッチングにより、中小企業の販路開拓を支援します。
事業概要	【対象者】 優れた製品や技術を有し、取引の拡大や新規開拓を考えている県内の中小企業 【支援の内容】 （１）発注案件の獲得や情報収集 機構のビジネスコーディネーターは、県内企業に加え、首都圏や栃木・群馬など年間延べ４００社以上の発注企業を訪問し、発注案件の獲得や情報収集を行っています。 （２）取引のあっ旋 ①　獲得した発注案件は、「企業データベース」に登録されている 1,900 社以上の企業情報を活用して、受注に最適な設備や技術を持つ県内の中小企業とのマッチングを行います。 なお、マッチングした案件は、成約に至るまで継続してフォローを行います。 ②　受注を希望する中小企業からの申し出により、発注企業を紹介する販路取り次ぎを行います。 【利用方法等】 詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 （株）ひたちなかテクノセンター経営基盤支援課 販路開拓支援担当 TEL：029-264-2242　　https://www.htc.co.jp/ 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課　技術革新支援グループ TEL：029-301-3579

商談会を活用して取引先を増やしたい

事業名	ものづくり産業マッチング支援事業（商談会等の開催）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県内中小企業の受注機会の拡大と新規取引先の開拓支援のため、大規模専門展示会への共同出展や、他県の産業支援機関と連携した広域商談会などを開催します。
事業概要	【対象者】 優れた製品や技術を有し、取引の拡大や新規開拓を考えている県内の中小企業 【支援の内容】 （１）展示会への出展 主に首都圏の大規模専門展示会に茨城県ブースを設けて県内中小企業と共同出展し、自社の製品や技術等の販路拡大を支援します。これまで取引のなかった発注企業との商談や、出展企業同士の商談など様々な取引の機会が生まれています。 （２）関東５県ビジネスマッチング商談会の開催 令和８年９月頃に東京都立産業貿易センター浜松町館で茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉の５県の産業支援機関が連携して商談会を開催。首都圏から 100 社を超える発注企業が参加し、５県の中小企業と積極的な商談が行われます。 【利用方法等】 展示会・商談会は、下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 （株）ひたちなかテクノセンター経営基盤支援課 販路開拓支援担当 TEL：029-264-2242　　https://www.htc.co.jp/ 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課　技術革新支援グループ TEL：029-301-3579

自社が求める人材を採用したい

事業名	茨城就職チャレンジナビ事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県内企業が人材確保に取り組みやすい環境を整備するため、企業が求人情報やPR動画等を掲載し、求職者向けに豊富な情報を発信できる就職情報サイトを運営しています。
事業概要	【対象者】 茨城県内に事業所がある企業（本店、支店を問いません） 【支援の内容】 ○　求人掲載 県が運営する就職情報サイト「いばらき就職チャレンジナビ」に無料で求人やインターンシップ情報を掲載できます。 ※掲載には審査があります。 ≪サイト名称等≫ 「いばらき就職チャレンジナビ」 https://www.ibaraki-challenge.jp/ ≪求人掲載要件≫ 次に掲げる事項の全てに該当することが必要です。 ・茨城県内に事業所（本店、支店は問わない）がある企業の求人であり、勤務地候補に茨城県内の勤務地が含まれていること。 ・県税の滞納がない企業の求人であること。 ・労働基準関係法令に重大悪質な違反をしていない企業の求人であること。 ・公序良俗に反しないこと。その他、不適切と判断されるような求人でないこと。 ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する企業の求人でないこと。 ≪搭載機能≫ ・県内企業の企業情報・求人情報・PR動画・インターンシップ情報を掲載可能 ・働き方改革や女性が働きやすい環境整備に積極的に取り組む企業や移住支援金の給付対象企業等ジャンル別に掲載　等 【利用方法等】 求人掲載の申込方法等については、労働政策課ホームページをご確認ください。 https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/challengenavi/challengenavi.html 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部労働政策課　雇用促進対策室 TEL：029-301-3645

環境に配慮した取組に対して支援して欲しい

事業名	茨城エコ事業所登録制度
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	地球環境に配慮した取組を積極的に実践している事業所を「茨城エコ事業所」として登録し、環境負荷削減の取組を促進しています。登録すると、登録証を交付するとともに、県環境政策課のホームページで広報します。また、県の入札参加資格審査において加点されるほか、県内一部の金融機関において、ローン貸付金利の優遇等を受けることができます。
事業概要	【対象者】 茨城県内に所在する事業所 【支援の内容】 １　登録方法等 省エネルギー・省資源など所定の取組を登録申請し、３ヶ月間取組を実施し取組結果をまとめ、報告書を提出（エコアクション 21 認証・登録事業者は、エコアクション 21 認証・登録証の写しを提出） 県は報告書等の内容を審査して「茨城エコ事業所」として登録・ＰＲ ・登録期間　なし ・登録料　　なし ・登録区分　　取組状況に応じて区分を登録（A、ＡＡ、ＡＡＡ） ※任意で、上記の登録区分に、事業所の職員の家庭での取組も評価する「プラス家庭」の区分もあります。（S、M、L） ２　主な支援策 ・登録証の交付 ・県環境政策課ホームページへの登録事業所名の掲載 ・県の物品調達に係る入札参加資格審査において加点 ・県内一部の金融機関において、ローン貸付金利の優遇や私募債の新規記録手数料が無料 【利用方法等】 「茨城エコ事業所登録申請書」を下記問い合わせ先までご提出ください。 （申請書様式ダウンロード先） https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/kankyo/iba-eco-jigyosho.html 【問い合わせ先】 茨城県県民生活環境部環境政策課　地球温暖化対策グループ TEL：029-301-2939　　FAX：029-301-2949

省エネ設備を導入するために補助を受けたい

事業名	省エネ対策設備導入推進事業費補助金
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	省エネ診断を受診し、当該診断結果において、助言・提案を受けた設備の導入にあたって補助を受けることができます。
事業概要	【対象者】 ・ 省エネ診断を受診している工場・事業場を有する事業者 ※省エネ診断は、Ｐ６７「中小規模事業所省エネルギー対策支援事業」をご参照ください ・ 原則として「茨城エコ事業所」に登録されている事業者 ・ 従業員の家庭における省エネを推進するため「いばらきエコチャレンジ」に賛同している事業者 【支援の内容】 （１）補助要件 ・ 省エネ診断を受診し、当該診断結果において助言・提案を受けた設備の改修・更新であること。 ・ 対策の結果、省エネ率 20%以上または 10t-CO2/年間以上の削減が見込まれること。 ・ 同診断結果において助言・提案を受けた設備の運用に係る改善について、実践する意思があること。 ※　国又は国の関係団体の補助金対象となる事業は本補助金の対象外となります。 （２）補助率等 ・ 補 助 率：設計費、設備装置等購入費、工事費等の総額の１／３以内 ・ 補助金額：100 万円未満 【利用方法等】 ・ 補助を受けるには、まず「省エネ診断」を受診する必要があります。 省エネ診断には事前申込みが必要です。詳細は以下のホームページをご覧ください。 http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyu/setsuden/seminar.html ・ 省エネ診断受診後、補助金の申請の詳細は以下のホームページをご覧ください。 http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyu/hojokin.html 【問い合わせ先】 茨城県県民生活環境部環境政策課　地球温暖化対策グループ TEL：029-301-2939　　FAX：029-301-2949

地場産業に対する支援を受けたい

事業名	地場産業等総合支援事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県内地場産業の振興を図るため、地場産地組合等が実施する新商品開発や販路開拓等の取組に対して助成します。
事業概要	【対象者】 県内の地場産地組合等（組合・グループ・中小企業者・県伝統工芸品事業者団体） 【支援の内容】 地場産業 ①対象事業 ・地場産品販路開拓等支援事業 市場調査、商品又は役務の改良(研究開発、試作、評価等を含む)、 展示会等の開催又は出展並びに通信販売等の顧客獲得に係る事業 ・地場産業人材育成等支援事業 地域人材定着の促進、人材確保・養成を目的とした講習会の開催、研修等の事業 ②補助率　1／2 以内 【利用方法等】 募集時期等の詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課　地域産業振興室 TEL：029-301-3585　　FAX：029-301-3599

日本酒の国際コンペティションに出品したい

事業名	日本酒国際コンペティション出品支援事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県産日本酒のブランド力向上と海外市場への展開を促進するため、県内の酒蔵が国際コンペティションに出品する費用に対して助成を行います。
事業概要	【対象者】 県内の酒蔵(酒類製造免許(清酒)を有し、県内で酒類の製造を行う者) 【支援の内容】 ①対象事業 ・インターナショナルワインチャレンジ SAKE 部門への出品支援 ②補助率 ・出品に係る経費の２/３以内（上限額：31 万円） ③対象事業者数 ・３者 【利用方法等】 募集時期や申請方法の詳細については、下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課　地域産業振興室 TEL：029-301-3585　FAX：029-301-3599

デザイン開発力を向上したい

事業名	いばらきデザイン力レベルアップ事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	中小企業等のデザイン開発力の向上を図るため、デザイン性に優れた製品等を「いばらきデザインセレクション」として選定・表彰するとともに、デザインフェア等での展示を通して製品のＰＲを実施します。また、デザイン相談を通じて中小企業の商品企画・開発段階からデザイン力を活用した支援を実施します。
事業概要	**【対象者】** 県内の中小企業、団体、個人事業者、デザイナー等 **【支援の内容】** （１）いばらきデザインセレクション２０２６ 県内の優れたデザインを選定し、県内外にＰＲすることで、茨城県の産業および地域イメージを高めると共に、県内中小企業のデザイン開発力向上を図ります。 スケジュール（予定） ・応募期間：６月～７月 ・１次・２次審査：８月～１０月　表彰式：１２月頃 （２）いばらきデザインフェア２０２６-２０２７ いばらきデザインセレクションの選定品を広く広報・ＰＲするための展示会等を開催します。 （３）デザイン相談事業 ・デザインコーディネータによる商品企画開発等の助言や相談 ・出張デザイン相談 **【利用方法等】** 下記ホームページにより事業紹介及び募集等を実施します。 https://idesign-c.jp/ **【問い合わせ先】** 茨城県デザインセンター（ひたちなかテクノセンター内） ひたちなか市新光町 38 TEL：029-264-2205 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課　技術革新支援グループ TEL：029-301-3579

伝統工芸品の指定を受けたい

事業名	伝統工芸品育成支援事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	「茨城県伝統工芸品指定要領」に基づき、伝統工芸品の指定を行うとともに、伝統工芸品展の開催等、伝統工芸品の認知度向上、愛用促進、新規販路の開拓等を目的とした事業を実施しております。
事業概要	**【対象者】** 伝統工芸品製造業者（指定は、「工芸品」に対するもの） **【支援の内容】** （１）伝統工芸品の指定 郷土の風土や生活の営みの中で受け継がれてきた工芸品を、「茨城県伝統工芸品指定要領」に基づき、「茨城県伝統工芸品」として指定します。 （４２品目：2026年3月３１日現在） 〇指定要件 次の①～③の要件を備えるもので、かつ④又は⑤の要件を満たすことが必要。 ①主として、日常生活の用に供されるもの ②製造工程の主要部分が手工業的であること ③一定の期間（５年以上）、県内において製造されているもので、将来にわたり製造の継続が見込まれること ④伝統的な技術又は技法に基づき、かつ伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること ※「伝統的」とは、本県が必ずしも発祥地である必要はないが、概ね100年以上の歴史を持つことを意味する。 ⑤郷土の風土、くらし及び資源等を題材又は素材とし、優れた技術又は技法により製造され、品格をそなえたもの （２）伝統工芸品展の開催 伝統工芸品の制作実演、販売等を実施する「茨城県伝統工芸品展」を年１回程度開催。 （３）伝統工芸品の広報事業 県庁舎２階県産品紹介コーナー・各種イベント等を活用したPR活動 **【利用方法等】** 上記「（１）伝統工芸品の指定」に記載したとおり、「茨城県伝統工芸品」としての指定を受ける必要があります。詳しくは下記にお問い合わせください。 **【問い合わせ先】** 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課　地域産業振興室 TEL：029-301-3585

農業参入のための支援を受けたい

事業名	農業参入等支援センター事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県内外から農業参入を志向する企業に対して、農業参入に関する各種情報提供や関係機関との仲介等による参入支援を実施します。
事業概要	【対象者】 本県において農業参入を志向している企業 【支援の内容】 農業参入を志向する企業に対して、農業参入相談による各種情報提供、農地の現地案内、参入に向けた関係機関との調整、農地借入までの手続き支援のほか、営農開始後もニーズに応じて関係機関と連携した側面支援を行います。 【利用方法等】 まずは、下記の問い合わせ先まで、お気軽にご相談ください。 【問い合わせ先】 茨城県農林水産部農業経営課　就農・農業参入支援室 TEL：029-301-3846　E-mail：sannyu@pref.ibaraki.lg.jp HP：https://www.sannyu.pref.ibaraki.jp/

○農業参入までの流れ（農業参入等支援センターの支援メニュー）

農業参入相談	候補農地の選定	参入準備	農地借入までの手続き	営農開始
・各種情報提供（参入にあたっての基本要件、栽培品目、補助事業等）	・農地情報の提供 ・現地案内	・補助事業活用の提案 ・人材確保支援 ・市町村・農業委員会等関係機関との調整	・地権者説明会の開催支援 ・中間管理事業の手続き支援	・参入後のフォロー

「福祉の力」を活用して、人手不足を解消したい

事業名	茨城県共同受発注センター
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	作業委託を希望する企業に対して、作業可能な障害者施設を紹介・斡旋することにより、人手不足の解消や事業拡大に貢献します。
事業概要	【対象者】 県内の障害者施設へ作業委託※を希望する企業等 ※障害者の一般雇用とは異なり、企業等は障害者施設と作業委託契約を結びます。 【支援の内容】 ○委託したい作業内容にあわせて障害者施設を紹介・斡旋します。（★斡旋料は無料） ○紹介・斡旋は以下の手順で実施します。 1. 共同受発注センターの活動強化員が企業等を訪問し、委託したい作業内容や条件（作業頻度、単価設定等）の聞き取り※を行います。 ※障害者施設でどのような作業ができるのか、条件設定等の相談にも対応します。 2. 聞き取った内容を基に、共同受発注センターから会員の障害者施設へ公募を行います。 3. 公募の結果、応募した障害者施設をご紹介し、契約及び業務開始※となります。 ※スムーズに業務開始できるように、活動強化員が丁寧にサポートします。 ○なお、「初めての委託」の不安を解消する支援制度があります。（初動工賃補助事業） 制度の詳細や利用を検討される場合は事前に共同受発注センターへご相談ください。 （初動工賃補助事業の主な要件等） ・障害者施設と、新たに施設外就労を伴う作業委託契約を結ぶ企業等であること ・委託契約日数の半分を試行期間（最大 20 日間）とし、その賃金（工賃）の 1/2 を補助。 【利用方法等】 ○作業委託を希望・検討する場合には共同受発注センターまでご連絡ください。 ○斡旋料の費用は一切かかりませんので、お問合せのみでも気軽にご相談ください。 ○ホームページにも発注者の声や障害者施設の一覧等を掲載しています。 共同受発注センターホームページ　https://kyodojuhacchu.pref.ibaraki.jp/ 【お問合せ先】 「茨城県共同受発注センター」 住　　　　所：水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 1 階（茨城県総合福祉会館） 電　話　番　号：029-243-3022 メールアドレス：kyodo@harness.jp ※共同受発注センターは、茨城県が(一社)茨城県心身障害者福祉協会へ運営委託している事業であり、県内 300 を超える障害者施設を会員として組織しています。

技術開発に関する相談をしたい

事業名	産業技術イノベーションセンターによる技術相談、研究開発、共同研究
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	①技術相談…将来に向けた技術開発や生産活動における技術課題、また、競争的資金の獲得や産学官連携等について、ご相談をお受けします。 ②研究開発…県内産業発展に貢献できるよう、今後成長が見込まれる分野等について研究開発を行っています。 ③共同研究…新製品・新技術などの研究開発や評価試験などを、有料でお手伝いします。
事業概要	【対象者】 県内の中小企業、団体、大学・研究機関等（制限はありません） 【支援の内容】 ① 技術相談 将来に向けた技術開発や生産活動における技術課題、また、競争的資金の獲得や産学官連携等に関するご相談について、電話・来所・メール等でお受けします。 ② 研究開発 県内企業の技術革新を牽引するため、以下の先導的な研究開発を行っています。 ・超小型衛星用の通信技術に関する研究 ・メンテナンスに向けたドローンの高機能化に関する研究 ・プラスチック複合材の品質を安定化させる成形技術に関する研究 ・免疫機能を高める納豆菌の高度利用技術に関する研究 ③共同研究 新製品・新技術開発等に取り組む際に必要な高度な解析や研究を共同で実施します。 ・研究分野　機械、金属、電子、情報、化学、食品、繊維、笠間焼、デザインなど ・応募期間　随時受付 ・研究費用　申請者負担 【利用方法等】 茨城県産業技術イノベーションセンターへお問い合わせください。 【問い合わせ先】 産業技術イノベーションセンター　イノベーション戦略部　産業連携グループ TEL：029-293-7213　　FAX：029-293-8029 https://www.itic.pref.ibaraki.jp/ 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課　技術革新支援グループ TEL：029-301-3579

試験機器等の設備を使用したい・試験を依頼したい

事業名	産業技術イノベーションセンターによる設備使用、依頼試験
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	①設備使用…産業技術イノベーションセンターの試験分析機器を企業向けに開放しています。 ②依頼試験…企業からの依頼により、材料や製品などの試験・分析を行います。また、試験成績書の発行や試験結果に対する技術的なアドバイスなども行います。

事業概要

【対象者】

県内の中小企業、団体、大学・研究機関等（制限はありません）

【支援の内容】

① 設備使用の主な機器設備

	主要設備・機器	内容
工業関連	材料試験・観察機器	材料の引張・圧縮・曲げ試験、組織観察、輪郭形状測定など
	分析機器	材料の元素組成分析、炭素・硫黄等の定量分析など
食品関連	食品加工・試験機器	高温高圧滅菌、真空凍結乾燥など
繊維・プラスチック関連	材料加工・試験機器	射出・プレス成形、熱変形試験など
	繊維加工機器	織機、合糸・撚糸加工など
窯業関連	加工・試験機器	焼成、真空土練、混練など

② 依頼試験の主な試験項目

	主要項目	内容
工業関連	精密測定・材料試験	寸法・角度・表面粗さ・膜厚・硬度など
	電気試験・解析支援	電磁波測定、耐電圧試験、CAE など
	環境試験	耐候・耐光、塩水噴霧試験など
	出張依頼試験	材料中に含まれる元素の定性分析
食品関連	分析・試験	細菌検査、成分分析、保存試験など
繊維・プラスチック関連	分析・試験	材質分析、強度試験、耐光試験など
	試作・加工	製織・染色、設計図案作成など
窯業関連	窯業試験	釉調や発色等の確認試験など

【利用方法等】

茨城県産業技術イノベーションセンターへお問い合わせください。

【問い合わせ先】

産業技術イノベーションセンター　イノベーション戦略部　産業連携グループ

TEL：029-293-7213　　FAX：029-293-8029

https://www.itic.pref.ibaraki.jp/

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課　技術革新支援グループ

TEL：029-301-3579

工業製品の放射線量を測定したい

事業名	産業技術イノベーションセンターによる工業製品の放射線量測定
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	産業技術イノベーションセンターでは、県内中小企業の工業製品の放射線量測定を実施しています。
事業概要	【測定対象】 工業製品（1m×1m×1m　概ね 30ｋｇ以内に限定） ※1 社あたり５試料まで（食品、液体は不可） ※申込者（企業）が検査対象物を透明なビニールで梱包した状態で産業技術イノベーションセンターにお持ち込みください。 【実施場所】 産業技術イノベーションセンター　（東茨城郡茨城町長岡 3781-1） 【実施日】 土日、祝日を除く平日 【測定料金】 無料 【測定方法】 ・使用測定機：アロカ社製　GM サーベイメータ　TGS-146（測定単位：cpm） ※放射線量の測定単位（cpm）について 放射線測定機に１分間に入ってきた放射線の数を計測しています。 ・試料の大きさや形状に応じて、１試料あたり数か所の放射線を測定します。 ・1 か所あたり 10 回の測定を行い、平均値を測定結果とします。 ・測定試料写真を添付します。 ・測定終了後１時間程度で「放射線測定結果報告書」を発行します。 【利用申込方法】 事前に電話連絡をいただき、当センター担当と相談後「放射線量測定依頼書」（下記ＨＰ参照）に必要事項を記入の上、電子メール又は FAX にてご提出ください。 なお、指定された測定日当日には上記依頼書(社印要)を試料とともにご提出ください。 （放射線量測定依頼書ダウンロード） https://www.itic.pref.ibaraki.jp/fukkou/ 【申込・問い合わせ先】 産業技術イノベーションセンター　イノベーション戦略部　産業連携グループ TEL：029-293-7213　　FAX：029-293-8029 https://www.itic.pref.ibaraki.jp/ 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課　技術革新支援グループ TEL：029-301-3579

デジタル技術を活用した生産性向上に取り組みたい

事業名	デジタル技術を活用した生産性向上支援事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県内中小企業等の生産性向上を後押しし、競争力の強化と持続的な成長を図るため、生成ＡＩやＩｏＴなどデジタル技術の活用を支援します。
事業概要	**【対象者】** デジタル技術を活用した生産性向上に関心のある県内中小企業等 **【支援の内容】** 産業技術イノベーションセンターに「生産性向上研究会」を立ち上げ、次の取組を実施します。 （１） 生産性向上の実践に取り組むモデル企業を募集し、専門家や産業技術イノベーションセンター職員が生成ＡＩやＩｏＴなどのデジタルツール導入を伴走支援します。 ［募集期間］ ５月から６月末 ［伴走支援企業数］ ５社程度 （２） デジタルツール導入企業の成功事例を水平展開するためのセミナー等を開催します。 ［開催回数］ 年２回程度 （３） 生成ＡＩなどの活用に関する啓発セミナーを開催します。 ［開催回数］ 年４回程度 **【利用方法等】** 詳細は茨城県産業技術イノベーションセンターへお問い合わせください。 **【問い合わせ先】** 産業技術イノベーションセンター　技術支援部　IT・マテリアルグループ TEL：029-293-8575　　FAX：029-293-8029 https://www.itic.pref.ibaraki.jp 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課　技術革新支援グループ TEL：029-301-3579　　FAX：029-301-3599

新ビジネスを創出したい

事業名	新ビジネスチャレンジ事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	ビジネス創出に意欲的な県内中小企業等に対し、産業技術イノベーションセンターや専門家がプランの構築やその実現に向けた支援をすることにより、事業者の競争力強化及び産業の活性化を推進します。
事業概要	【対象者】 新たなビジネスの創出や海外進出を考えている県内中小企業の経営者など 【支援の内容】 （１）ビジネスプラン構築支援 ・アイデアやビジョンが具体かつ明確で、ビジネス創出に意欲的な企業を公募により選定し、ビジネスモデルキャンバス（※１）や、リーンスタートアップ（※２）等の考え方を用いてビジネスモデルの構築を伴走支援します。（10 社程度） （※１）ビジネスモデルを可視化するための枠組み （※２）想定顧客へのニーズ調査や最低限の機能を持つ試作品と顧客の反応を基に改善を繰り返しながら事業を構想していく手法 ・専門家（起業家、弁護士、コンサルタント 等）の助言の下、市場や顧客ニーズ等を踏まえた仮説検証を繰り返すことにより、高精度なビジネスプランの骨格づくりを支援します。 （２）コワーキングスペースを拠点としたビジネス創出支援 ・ビジネスモデル構築プロセス等の相談対応や、三次元プリンタ、NC 加工機等を活用したプロトタイプ作製を支援します。 ・構築したビジネスプランの事業化に向け、販路開拓や製品ＰＲ等の継続した支援を行います。 ・新たなビジネスを構想する際に必要とされるマインドセット変革や事業推進に役立つツールに関するセミナーを提供します。 【利用方法等】 詳細は下記にお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課　技術革新支援グループ TEL：029-301-3579　　FAX：029-301-3599 産業技術イノベーションセンター　イノベーション戦略部　新ビジネス支援グループ TEL：029-293-7495　　FAX：029-293-8029

専門家の指導を受けたい

事業名	中小企業エキスパート派遣事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	中小企業が抱える技術や経営の課題（加工技術や生産効率の向上、新製品・新技術の開発、ＩＳＯなどの規格取得、経営、財務管理、マーケティングなど）に対して、企業からの依頼に基づき、課題解決に最適な「エキスパート」を企業に派遣し、支援を行います。
事業概要	【対象者】 県内で創業を考えている方や県内に事業所を有する中小企業のうち、目標や課題が明確で、派遣の効果が期待できると認められるものが対象です。 【支援の内容】 （１）エキスパート派遣の主な流れ ① 中小企業からのエキスパート派遣依頼 （(公財）いばらき中小企業グローバル推進機構（以下「機構」）に派遣申請書を提出ください） ② 中小企業の事前調査 （申請に基づき、機構が課題や支援方法等を調査します） ③ 派遣するエキスパートの選任 （機構が課題解決に最適なエキスパートを選任します） ④ 中小企業に対してエキスパートによる指導・助言の実施 （エキスパートが中小企業に指導・助言等を行います） ⑤ 成果の確認 （エキスパートが支援の成果を報告書にまとめます） ⑥ 中小企業へのアンケートの実施 （機構が事業効果のアンケートを行います） （２）派遣期間 原則として１０日以内（５日目に派遣日数の延長の必要性を判断いたします） （３）費用負担 １日あたり約１万円程度（エキスパートの謝金と交通費の１／3） 【利用方法等】 下記のホームページから派遣申請書をダウンロードするか、電話、FAX 等で派遣申請書を請求し、必要事項を記載の上、機構あてにお送りください。 【問い合わせ先】 （公財）いばらき中小企業グローバル推進機構　グローバル展開二課 （〒310-0801　水戸市桜川2-2-35　茨城県産業会館９階） TEL：029-224-5317　FAX：029-227-2586 https://www.iis-net.or.jp/ 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課　技術革新支援グループ TEL：029-301-3579　　FAX：029-301-3599

知的財産に関する相談をしたい

事業名	知財総合支援窓口（INPIT）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	知的財産に係る総合相談窓口として、中小企業等が抱える特許等の知的財産に関する悩みや課題を秘密厳守で相談に応じます。（相談無料）
事業概要	【対象者】 県内の中小企業、スタートアップ、個人事業主等 【主な支援内容】 （1）権利取得・保護に関する支援（技術・デザイン・名称等を守る支援） （2）秘密情報・契約に関する支援（情報管理・契約上のリスク対応） （3）ブランド・デザイン・著作権対応支援（価値創出・トラブル予防） （4）知的財産制度・活用に関する支援（理解促進・戦略活用） （5）紛争・海外展開に関する支援（トラブル対応・国際対応） 【利用方法等】 詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県知財総合支援窓口（（株）ひたちなかテクノセンター） TEL：029-264-2237 https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/ibaraki/ 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課　技術革新支援グループ TEL：029-301-3579

研究段階・開発段階にあるシーズを製品化するための実証実験をしたい

事業名	先端技術製品化促進事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県内企業が連携して実施する先端技術の製品化・事業化に向けた実証実験等の支援や、有識者の伴走支援を通じて、先端技術の社会実装と県産業の活性化を促進します。
事業概要	【対象者】 連携体を構築して研究シーズ等の先端技術の製品化を目指す県内のベンチャー企業、ものづくり企業等 ※連携体：研究シーズ等の先端技術を持つ企業等と、製品化に必要な技術を持つ企業等が共同で製品化を目指す２社以上の枠組み。 【支援の内容】 ○実証実験の実施支援（補助金、伴走支援） 県内中小企業等が連携体を構築し、研究シーズ等の先端技術の製品化を目指して取り組む実証実験に必要な経費を補助するとともに、製品化支援アドバイザーによる伴走支援を行います。 ［補助内容］ 補助対象事業：研究シーズ等の先端技術の事業化に係る実証実験の実施 補助率：1/2 補助上限額：250 万円 ［支援企業数］ ４件程度 【利用方法等】 詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 研究開発推進グループ TEL 029-301-2499 https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kagaku/kenkyu/robot_top.html

ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発を行いたい

事業名	成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	中小企業等が、ものづくり基盤技術及びサービスの高度化に向けて、大学・公設試等と連携して行う、研究開発等を支援します。
事業概要	【対象者】 中小企業・小規模事業者を中心とした共同体 【申請枠】 （１）通常枠 ・中小企業者等が大学・公設試等と連携し、高度化指針を踏まえて行う研究開発を支援するもの （２）大型研究開発枠 ・研究開発に意欲的であり、かつ、大型研究開発投資に対して一定の見通しが立っている中小企業者等が大学・公設試等と連携し、高度化指針を踏まえて行う研究開発等を支援するもの 【支援の内容】 （１）通常枠 ・共同体全体で単年度あたり4,500万円以下、2年度合計で7,500万円以下、3年度合計で9,750万円以下 （２）大型研究開発枠 ・共同体全体で単年度あたり1億円以下、2年度合計で2億円以下、3年度合計で3億円以下 【補助率】 （１）中小企業者等 ・2／3 以内 ※課税所得 15 億円以上等の中小企業者等は １／２以内 （２）大学・公設試等 ・定額 【補助事業期間】 ２年度または３年度 【問い合わせ先】 関東経済産業局産業部製造産業課　TEL：048-600-0307

エネルギーの専門家の指導を受けたい

事業名	中小規模事業所省エネルギー対策支援事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	中小規模事業者の方が、省エネルギー対策を行う際に、要請に応じて無料で専門のアドバイザーによる省エネルギー診断（以下「省エネ診断」）を行い、事業所に適した省エネルギー対策の提案を受けることができます。
事業概要	【対象者】 県内にある年間エネルギー使用量が原油換算 1,500kL 未満の工場、事業所で、省エネ対策に取り組もうとしている事業者 【支援の内容】 エネルギーの専門家が無料で診断、改善提案（設備の運用改善及び省エネルギー設備導入等）を行います。 （主な改善提案の内容） ・電気使用量の低減方法 ・燃料使用量の低減方法 ・空調設備の効率改善方法 ・ボイラーの使用効率改善方法 ・照明の節電方法　等 【利用方法等】 事前申込みが必要です。詳細は以下のホームページをご覧ください。 http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyu/shoene.html 【問い合わせ先】 茨城県県民生活環境部環境政策課　地球温暖化対策グループ TEL：029-301-2939　　FAX：029-301-2949 【参　考】 省エネ診断で改善提案に基づく省エネ設備の導入にあたっては、「省エネ対策設備導入推進事業費補助金」が利用できます。 補 助 率：１／３ 補助金額：100 万円未満 （注意）補助金を利用するには、省エネ診断の改善提案に基づく工場・事業場全体での省エネ対策事業であること、茨城エコ事業所へ登録すること等の要件があるので、詳細はＰ５１の「省エネ対策設備導入推進事業費補助金」をご参照ください。

外国人観光客を受け入れたい

事業名	外国人観光客受入支援
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	外国人観光客誘客に取り組む宿泊施設や商業施設など観光事業者に対し、海外旅行会社等との商談会への参加機会を提供するとともに、外国語表記の翻訳や各種研修の実施等により、外国人観光客の受入環境整備について支援します。
事業概要	【対象者】 県内の観光事業者（宿泊施設、商業施設、観光施設、交通事業者など） 【支援の内容】 （１）海外旅行博等への参加案内 （２）旅行会社との商談機会（通訳含む）の提供 （３）旅行会社へのフォローアップ （４）旅行会社への施設情報の提供 （５）施設パンフレットやメニュー、施設内案内板等の外国語表記翻訳支援（英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語、タイ語、ベトナム語） （６）外国人観光客受入に関する研修実施支援（外国語研修の実施等） 【利用方法等】 申込方法、条件等詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 上記（１）～（４）について： 茨城県営業戦略部観光誘客課　海外誘客グループ TEL：029-301-3616 上記（５）～（６）について： 茨城県営業戦略部観光戦略課　観光戦略グループ TEL：029-301-3617

従業員のリスキリングを進めたい

事業名	リスキリング推進事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	企業・個人が、自らの成長戦略・キャリアデザインのもと、新たな産業・分野で必要となる知識やスキルを習得し、成長産業や成長分野への円滑な労働移動と企業及び社会全体の生産性の向上、賃金水準の向上を図るため、リスキリングの推進を支援します。
事業概要	【内　容】 ○意識啓発・機運醸成 （１）リスキリング推進宣言制度の創設・先進企業の顕彰 ・リスキリングに取り組む企業の推進宣言を公表するとともに、リスキリングに先進的に取り組んでいる企業を表彰します。 （２）ワークショップ・シンポジウムの開催 ・具体的にどのようにリスキリングに取り組めばいいのかを学ぶワークショップや、リスキリングの必要性や優れたリスキリング事例に触れるシンポジウムを開催します。 （３）リスキリングに関するポータルサイトの運営 ・リスキリング推進宣言企業の公表を行うとともに、県内企業における優れた取組や各種イベント情報、各種支援施策等を発信する、「リスキリングプロジェクトポータルサイト」を運営します。 https://ibaraki-rs.jp/ ○スキル習得支援 （１）県認定講座の設置 ①デジタルリテラシー実践講座 ・デジタルに関する「理論」の習得と、企業課題の解決をケーススタディとする「実践」を組み合わせた、県認定リスキリング講座の受講を推奨し、デジタルリテラシー人材を育成します。 ②データ分析・AI 活用人材育成講座 ・業務に関するデータ分析や AI 技術の活用など、経営判断の質向上や新たな価値創出を支えるデータを理解し、活用できる人材を育成します。 （２）デジタルスキル習得支援事業補助金 ・デジタルスキルに係る従業員のスキルアップなどのための研修参加費等を支援します。 （３）リスキリングアドバイザー ・キャリアコンサルタントの資格を持ったリスキリングアドバイザーが、リスキリングを通じたキャリアアップについて相談に乗ります。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部産業人材育成課　人材育成グループ TEL：029-301-3653 https://ibaraki-rs.jp/ https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/sanjin/index.html

いばらきの伝統産業振興のため、人材を育成したい

<table>
<tr><td>事業名</td><td>人材育成事業（結城紬、日本酒）、笠間陶芸大学校事業（笠間焼）</td></tr>
<tr><td>対象分野</td><td>金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他</td></tr>
<tr><td>対象分類</td><td>融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他</td></tr>
<tr><td>事業要旨</td><td>本県の伝統産業である結城紬の技術者確保と、将来的に新製品開発を担う人材の育成を図るため、一連の製造工程の基礎知識及び技術習得を目的とした研修を実施します。
笠間焼については、日用陶磁器の産地でありながらも現代陶芸をリードする産地の両面を併せ持つ、笠間ならではの人材の育成を目指したカリキュラムを実施します。
清酒製造については、県内酒蔵の製造技術者の育成及びレベルアップを図るため、清酒製造に必要な各工程における生産技術等の研修を実施します。</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>

【支援の内容と対象者】

<table>
<tr><th></th><th>支援内容</th><th>対象者</th></tr>
<tr><td>結城紬</td><td>結城紬産地振興人材育成
結城紬製造の各工程を担える人材を育成。基礎技術の習得を目的として「織物基礎」「糸準備」「染色」「製織準備」「製織」「絣製織」の研修コースを設置</td><td>県内に住所を有する者又は県内の事業所に勤務する者等</td></tr>
<tr><td>笠間焼</td><td>笠間焼後継者育成
陶芸の専門的な知識と高度で多様な技法・表現方法等に関するカリキュラムにより、現代陶芸と日用陶磁器生産を担う人材を育成
・陶芸学科［２年制］
・研究科［１年制］</td><td>陶芸学科
・高等学校を卒業した者
研究科
・茨城県立笠間陶芸大学校の陶芸学科を卒業した者又はそれに準ずる者</td></tr>
<tr><td>日本酒</td><td>①生産技術者育成（酒造）
県内酒蔵の清酒製造技術者を育成
②杜氏育成
茨城ブランドを支える「常陸杜氏」を育成</td><td>県内に住所を有する者又は県内の事業所に勤務する者</td></tr>
</table>

【利用方法等】

産業技術イノベーションセンター及び笠間陶芸大学校のホームページにて研修内容を紹介しています。
・産業技術イノベーションセンター　https://www.itic.pref.ibaraki.jp/
・繊維高分子研究所　https://www.itic.pref.ibaraki.jp/seni/
・笠間陶芸大学校　https://www.itic.pref.ibaraki.jp/tougeidai/index.html

各研修の詳細は下記までお問合せください。

【問い合わせ先】

（１）結城紬　繊維高分子研究所　繊維・紬グループ
TEL：0296-33-4154
（２）笠間焼　笠間陶芸大学校
TEL：0296-72-0316
（３）日本酒　産業技術イノベーションセンター 技術支援部　フード・ケミカルグループ
TEL：029-293-7497

</td></tr>
</table>

新製品・新技術開発のできる人材を育成したい

事業名	次世代技術活用人材育成事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	次世代の技術を活用できる競争力のある研究開発型企業を育成するため、企業の研究開発人材の育成を行います。
事業概要	【対象者】 県内の中小企業者 【支援の内容】 （１）研究開発人材育成研修 ① 開発リーダー育成コース：製品開発やマーケティング、プロジェクトマネジメントの知識や手法等を修得 ・ 受講者：茨城県内企業の従業員等（２０名程度） ・ 期間等：７～９月（受講料：無料） ② 機器操作コース：測定技術や自動化関連技術等を、機器操作等を通じて修得 ・ 受講者：茨城県内企業の従業員等（５０名程度） ・ 期間等：７～３月　（受講料：無料） ③ 技術修得コース：研究開発に活かせる知識や技能を、実習や座学を通じて修得 ・ 受講者：茨城県内企業の従業員等（下記各テーマ１０名程度） ・ 期間等：６～２月頃（受講料：無料　※材料費等実費負担あり）

技術修得コーステーマ	内容
デジタル技術活用	３D スキャナを中心とした形状計測技術
AI	AI を用いた画像判別、画像検査　等
IoT 関連技術	IoT 関連製品開発に必要なセンサー・通信・データ処理技術　等
分析評価	工業材料や食品の試験評価技術、金属評価　等
ロボット安全	労働安全衛生法に基づく講習

【利用方法等】

詳細は下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

茨城県産業技術イノベーションセンター　技術支援部　IT・マテリアルグループ

TEL：029-293-7482　　ＦＡＸ：029-293-8029

IT 人材を育成したい

事業名	IT エンジニア育成事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	IT 企業の若手・中堅技術者の IT スキルの向上を図るため、ネットワークやセキュリティなどの専門性の高い分野の講座を実施します。
事業概要	【対象者】 県内の中小企業者 【支援の内容】 （下表参照） 受講対象：県内 IT 企業の技術者等（20 名程度×５～６講座） 期間　：９月～１２月頃（６時間程度／日） 【利用方法等】 詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部産業人材育成課　人材育成グループ TEL：029-301-3653

【支援の内容】

講座	概要
ネットワークに関する分野	Windows OS を使用したサーバー設計の基礎知識から、設計・構築、システム、セキュリティ管理等のスキルを習得するための講座を実施
AI・機械学習に関する分野	機械学習の入門知識及びディープラーニングを活用するために求められる基礎知識を習得するための講座を実施
アプリケーションに関する分野	アプリケーションの作成演習等を通して、Web アプリケーション開発スキルを身につけるための講座を実施
IT・DX 等に関する分野	デジタル技術の活用や、デジタルトランスフォーメーション等、デジタルに関する最新の動向を学ぶセミナーを実施
セキュリティに関する分野	AI 活用におけるセキュリティやセキュリティに配慮した Web 設計について学ぶ講座を実施
IT 品質管理に関する分野	ソフトウェア品質管理の原理からセキュリティ評価、品質の可視化技法など、品質向上に必要な知識と手法を学習する講座を実施
基本情報技術者試験に関する分野	新入社員向けに IT に関する基礎知識を基本情報技術者のテキストに準じて講義を実施

専門技能を身に付けさせたい

<table>
<tr><td>事業名</td><td>職業能力開発促進法に基づく職業訓練</td></tr>
<tr><td>対象分野</td><td>金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、
労働環境整備支援、その他</td></tr>
<tr><td>対象分類</td><td>融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他</td></tr>
<tr><td>事業要旨</td><td>県立情報テクノロジー大学校及び産業技術専門学院（5箇所）では、各分野の専門知識・技能を有した人材を育成する職業訓練を実施しています。</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>下記参照</td></tr>
</table>

【対象者】

学卒者・離職者・在職者等

【支援の内容】

○在職者を対象とする職業訓練

・情報テクノロジー大学校

コース名	コース数	定員	時間	受講料
オーダーメイドコース	3	10人程度	12～36時間	11,000円
ＩＴコース	3	10人程度	14～24時間	11,000円

・産業技術専門学院

コース名	コース数	定員	時間	受講料
技能向上コース	37	10～30人/1コース	12～36時間 ＊コースによって異なります。	5,000円 ただし、ガス溶接技能講習は4,500円
ＩＴコース	36			
オーダーメイドコース	26			
技能ブラッシュアップコース (技能検定1･2級取得を目指す訓練)	1	8人程度/1コース	175時間	25,000円
いばらき名匠塾 (中堅青年技能者対象)	4	3人以上/1コース	48時間程度	5,000円

○主に高校新卒者を対象とする職業訓練（事業主推薦制度により、在職者の方の受講が可能です。）

・情報テクノロジー大学校（高等学校卒業程度以上）

課程	訓練期間	訓練科（総定員）
専門	2年	情報システム科(60)、情報処理科(100)
応用	2年	応用情報専攻科（20）

・産業技術専門学院

学院名	訓練期間	訓練科（総定員）
水戸	2年	自動車整備科(40)、建築システム科(50)
	1年	電気エンジニア科(20)
日立	1年	金属クラフト科(15)、PC・CAD科(15)
鹿島	1年	金属プラント保全科(15)、電気プラント保全科(15)、メカニカルデザイン科(15)
土浦	2年	機械技術科(40)、コンピュータ制御科(40)、自動車整備科(40)
	1年	ITシステム科(20)
筑西	1年	電気エンジニア科(15)、溶接マスター科(15)、FAロボット科(15)

・授業料等

	入学者選考試験手数料	入学料	授業料(年額)
大学校	18,000 円	(県内)126,750 円 (県外)195,000 円	392,800 円
学院	2,200 円	5,650 円	139,600 円

※教科書代、各種用具等の諸経費は別途必要となります。

【問い合わせ先】
県立情報テクノロジー大学校　TEL：029-269-5500
県立産業技術専門学院（水戸）TEL：029-269-2160（日立）TEL：0294-35-6449
（鹿島）TEL：0299-69-1171（土浦）TEL：029-841-3551
（筑西）TEL：0296-24-1714
茨城県産業戦略部　産業人材育成課　人材育成グループ　TEL：029-301-3653

従業員を対象に行う職業訓練について支援を受けたい

事業名	認定職業訓練助成事業費補助
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	中小企業の事業主又は中小企業団体が雇用する従業員等を対象に行う、職業能力開発促進法の認定を受けた職業訓練（認定職業訓練事業）に対して補助します。
事業概要	【対象者】 職業能力開発促進法第 24 条第１項の認定を受けた職業訓練（認定職業訓練）を実施する県内の中小企業の事業主又は中小企業団体 【支援の内容】 （１）補助対象事業 中小企業の事業主等がその雇用する従業員に対し、実施する認定職業訓練事業 （２）補助対象経費 認定職業訓練の運営費等 （職業訓練指導員等の謝金、教材購入等に要する経費等） （３）補助限度額 補助対象経費の 2/3 以内の額　※訓練生数に応じた上限あり （４）補助期間 毎年度、当該年度に実施する認定職業訓練を助成対象とします。 【利用方法等】 職業能力開発促進法に基づく職業訓練について、県の認定を受けることが前提となります。 まずは、職業訓練の認定申請について県産業人材育成課までご相談ください。 ○主な認定要件 次の要件を全て満たす必要があります。また、一部の訓練科についてはカリキュラムの基準が定められています。 ①事業主等が行う職業に関する訓練であること。 ②職業訓練を的確に実施できる能力を有すること。 ③職業訓練の永続性が認められること。 ④労働基準法の特例措置が必要な場合は、都道府県労働局長の許可が受けられること。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部産業人材育成課　技能振興グループ TEL：029-301-3656

従業員を対象に研修などを行いたい

事業名	ものづくり振興・人材育成事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	茨城県職業能力開発協会では、中小企業の技能の維持・向上を図るため、「ものづくりマイスター」を講師として紹介しています。
事業概要	【対象者】 従業員向けの研修・訓練を行いたい県内の事業主・団体等 【支援の内容】 実践的な実技指導ができる高度な技能を持った「ものづくりマイスター」を紹介します。 （１）ものづくりマイスターの活動内容 ・企業が必要とする技能の習得・向上のための実技指導 （２）職種：６３職種 ・製　造　分　野：機械加工、溶接、電子機器組立て等 ・建築・建設分野：塗装、建築大工、造園等 ・その他の分野：機械保全、機械・プラント製図等 （３）ものづくりマイスター活動者数 延べ７８５名 （４）ものづくりマイスター認定基準 ・技能検定１級以上又は同等以上の技能を有しており、その技能が県下で第一級と認められる等 【利用方法等】 （１）申込から利用までの流れ ①茨城県職業能力開発協会にお問い合わせください。 ②茨城県職業能力開発協会では、依頼内容に基づき、適任のものづくりマイスターを選定し、依頼元に連絡します。 ③依頼元は、ものづくりマイスターと具体的な活動内容や日程等の条件について調整をしてください。決定後、ものづくりマイスターが活動します。 （２）経費 謝金及び交通費等は、ものづくりマイスターとの調整により決定します。 （目安：１時間あたり 5,000 円） 【問い合わせ先】 茨城県職業能力開発協会 水戸市水府町 864-4 TEL：029-221-8647　FAX：029-226-4705

従業員のキャリアアップについて支援を受けたい

<table>
<tr><td>事業名</td><td>人材開発支援助成金
（事業主が雇用する労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成）</td></tr>
<tr><td>対象分野</td><td>金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、
労働環境整備支援、その他</td></tr>
<tr><td>対象分類</td><td>融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他</td></tr>
<tr><td>事業要旨</td><td>事業主が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>【助成メニュー】</td></tr>
</table>

コース	内　　容	助　成　額
人材育成支援コース	雇用する労働者に対し、 ①１０時間以上のＯＦＦ－ＪＴ ②中核人材を育てるために実施するＯＪＴとＯＦＦ－ＪＴを組み合わせた６ヶ月以上の訓練、 ③中高年齢者を対象としたＯＪＴとＯＦＦ－ＪＴを組み合わせた２ヶ月以上の訓練、 ④有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するＯＪＴとＯＦＦ－ＪＴを組み合わせた２ヶ月以上の訓練 を行った事業主等に対して助成	【賃金助成】 １人１時間あたり 800 円<200 円> 〔中小企業以外 400 円<100 円>〕 【経費助成】 ①の場合 ・正規雇用労働者 実費相当額の 45% <15%>〔中小企業以外 30%<15%>〕 ・非正規雇用労働者 実費相当額の 70%<15%> ②の場合 実費相当額の 45%<15%> 〔中小企業以外 30%<15%>〕 ③の場合 実費相当額の 60%<15%> 〔中小企業以外 45%<15%>〕 ④の場合 ・正社員化した場合 実費相当額の 75%<25%> 【ＯＪＴ実施（定額）助成】 ②の場合 １人１訓練あたり 20 万円<５万円> 〔中小企業以外 11 万円<３万円>〕 ③④の場合 １人１訓練あたり 10 万円<３万円> 〔中小企業以外９万円<３万円>〕 ※<>内は、訓練終了後、労働者に毎月決まって支払われる賃金を５%以上増額させた場合や、資格等手当の支払を就業規則等に規定したうえで、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払うことにより賃金が３%以上増額している場合に加算
教育訓練休暇等付与コース	有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	【定額助成】30 万円<６万円> ※<>内は、訓練終了後、労働者に毎月決まって支払われる賃金を５%以上増額させた場合や、資格等手当の支払を就業規則等に規定したうえで、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払うことにより賃金が３%以上増額している場合に加算
建設労働者認定訓練コース	①職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主または中小建設事業主団体（※１）、 ②雇用する建設労働者に認定訓練を受講させた中小建設事業主（※２） に対して助成 （※１）広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金の交付を受けた中小建設事業主または中小建設事業主団体に限る（※２）人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の支給決定を受けた中小建設事業主に限る	【経費助成】 ①の場合、広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における助成対象経費の１／６ 【賃金助成】 ②の場合、１人あたり日額 3,800 円<1,000 円> ※<>内は、訓練終了後、労働者に毎月決まって支払われる賃金を５%以上増額させた場合や、資格等手当の支払を就業規則等に規定したうえで、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払うことにより賃金が３%以上増額している場合に加算

		建設労働者技能実習コース	雇用する建設労働者に、労働安全衛生法に基づく特別教育・安全衛生教育・教習・技能講習や、建設業法施行規則に基づく登録機関技能講習などのうち、建設工事における作業に直接関連する実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成	【経費助成(建設事業主)】 (20 人以下の中小建設事業主) 支給対象費用の３／４＜３／20＞ (21 人以上の中小建設事業主) 35 歳未満 支給対象費用の7／10＜3／20＞ 35 歳以上 支給対象費用の9／20 ＜3／20＞ (中小建設事業主以外の建設事業主) 支給対象費用の3／5(※1) ＜3／20＞ (※１)女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る 【経費助成(建設事業主団体)】 (中小建設事業主団体) 支給対象費用の４／５ (中小建設事業主団体以外の建設事業主団体) 支給対象費用の２／３(※１) 【賃金助成】（最長 20 日間） (20 人以下の中小建設事業主) １人あたり日額9,500 円(10,450 円(※2)) ＜2,000 円＞ (21 人以上の中小建設事業主) １人あたり日額 8,550 円(9,405 円(※２)) ＜1,750 円＞ (※２)建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合 ※＜＞内は、訓練終了後、労働者に毎月決まって支払われる賃金を５％以上増額させた場合や、資格等手当の支払を就業規則等に規定したうえで、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払うことにより賃金が３％以上増額している場合に加算
		人への投資促進コース	雇用する労働者に対し、 ①（1）高度デジタル人材の育成のための訓練や（2）大学院での訓練 ②OFF-JT+OJT を組み合わせた６ヶ月以上の訓練 （IT 分野関連の訓練） ③定額制訓練（サブスクリプション型の研修サービス）による訓練 ④労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担する訓練 ⑤長期教育訓練休暇等制度の導入等 を実施した場合に助成	①の場合 【経費助成】 （1）実費相当額の 75%〔中小企業以外 60%〕 （2）実費相当額の 75% 【賃金助成】 （1）１人１時間あたり 1,000 円 〔中小企業以外 500 円〕 （2）１人１時間あたり 1,000 円 (国内の大学院での訓練のみ対象) ②の場合 【経費助成】 実費相当額の 60%＜15%＞ 〔中小企業以外 45%＜15%＞〕 【賃金助成】 １人１時間あたり 800 円＜200 円＞ 〔中小企業以外 400 円＜100 円＞〕 【ＯＪＴ実施（定額）助成】 １人１訓練あたり 20 万円＜５万円＞ 〔中小企業以外 11 万円＜３万円＞〕 ③の場合 【経費助成】 実費相当額の 60%＜15%＞ 〔中小企業以外 45%＜15%＞〕 ④の場合 【経費助成】 実費相当額の 45%＜15%＞ ⑤の場合 【制度導入助成】 20 万円＜４万円＞ 【賃金助成】 １人１時間あたり 1,000 円 〔中小企業以外 800 円＜200 円＞〕 (有給の休暇を取得させた場合のみ対象) 【職務代行助成】 長期教育訓練休暇を取得する職員の業務代替者に支給した手当の総額の 75%（16 万円／月が上限） 【新規採用助成】 長期教育訓練休暇を取得する職員の代替要員を新規雇用（派遣受入れ含む）により確保した場合に助成 30 日以上 90 日未満 27 万円 90 日以上 180 日未満 45 万円 180 日以上 67.5 万円 ※＜＞内は、訓練終了後、労働者に毎月決まって支払

		われる賃金を5%以上増額させた場合や、資格等手当の支払を就業規則等に規定したうえで、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払うことにより賃金が3%以上増額している場合に加算
事業展開等リスキリング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能、企業内の人事および人材育成に関する計画に基づき今後従事することが予定される職務に関連する知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に助成	【経費助成】実費相当額の７５% 〔中小企業以外 60%〕 【賃金助成】１人１時間あたり 1000 円 〔中小企業以外 500 円〕 【設備投資加算】 実施相当額の５０%（中小企業に限る）

※　認定基準や制度の詳細については、厚生労働省のホームページ（次のＵＲＬ）をご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

【問い合わせ先】
厚生労働省茨城労働局　助成金事務センター
TEL：029-297-7235

従業員のキャリアアップについて支援を受けたい

事業名	キャリアアップ助成金 （非正規雇用の労働者に対して、正社員への転換、処遇改善などを実施した場合の助成）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者などの「非正規雇用労働者」の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成します。
事業概要	【助成メニュー】（下表参照）

コース	内　容	助　成　額
正社員化コース	有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に助成	①　有期→正規：1人あたり80万円（60万円）※ （重点支援対象者以外の場合は40万円（30万円）） ②　無期→正規：1人あたり40万円（30万円）※ （重点支援対象者以外の場合は20万円（15万円）） ※重点支援対象者へ6か月ごとに2回支給した場合の合計額
障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合に助成	①　有期→正規：1人あたり総額90万円（67.5万円） （重度障害者等及び精神障害者の場合は 120 万円（90万円）） ②　有期→無期：1人あたり総額45万円（33万円） （重度障害者等及び精神障害者の場合は60万円（45万円）） ③　無期→正規：1人あたり総額45万円（33万円） （重度障害者等及び精神障害者の場合は60万円（45万円））
賃金規定等改定コース	有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した場合に助成	①　3%以上4%未満：1人あたり4万円（2.6万円） ②　4%以上5%未満：1人あたり5万円（3.3万円） ③　5%以上6%未満：1人あたり6.5万円（4.3万円） ④　6%以上　：1人あたり7万円（4.6万円）
賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者と共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合に助成	1事業所あたり60万円（45万円）
賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に助成	1事業所あたり40万円（30万円）
短時間労働者労働時間延長支援コース	短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長等を実施した場合に助成 また、更なる処遇改善に向けた2年目の取り組みを実施した場合に助成	60万円（45万円）〈75万円〉（※） ※1～2年目までの各要件を全て満たした場合の2年間の合計額。 複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象。

※「助成額」の（　）内は大企業、＜ ＞は、小規模企業の助成額となります。

◆　この助成制度の詳細については、厚生労働省のホームページ（以下のURL）をご覧下さい。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

【問い合わせ先】
厚生労働省茨城労働局　助成金事務センター
TEL：029-297-7235

女性社員の活躍を進めたい

事業名	働き方改革・女性活躍推進事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	誰もが個性と能力を発揮し、働きがいを実感できる労働環境の実現に向けて、働き方改革を通じた業務の効率化や、多様で柔軟な働き方を推進するとともに、職場における女性活躍の推進に取り組みます。
事業概要	【内　容】 ○「女性リーダー登用先進企業表彰」の実施 ・女性管理職等の登用に積極的に取り組む企業を表彰します。 ○女性管理職育成に向けた階層別研修の実施 ・管理職候補となる女性のキャリア形成意欲の向上と能力開発のための研修を実施するとともに、女性部下を持つ管理職向けの研修を実施します。 ○男性の育児休業取得促進に向けたセミナー等の実施 ・仕事と子育てを両立できる環境づくりを進め、男性育休の取得を推進するため、管理職等及び育児休業の取得に興味のある男性に対して、セミナー等を実施します。 ○女性活躍・働き方改革に関するポータルサイトの運営 ・県内企業の働き方改革・女性活躍の見える化情報（女性の管理職割合、男性の育休取得割合等）の公表・更新を行うとともに、県内企業における優れた取組や活躍する女性等の情報や、各種支援施策等を発信する、「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」を運営します。 ○いばらき女性活躍・働き方応援協議会会員登録 ・女性活躍及び働き方改革の推進に意欲のある企業・事業所を「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員として登録します。 ※いばらき女性活躍・働き方応援協議会の参加申込書はこちらから入手できます。 https://yell.pref.ibaraki.jp/council/recruitment_application.html 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部労働政策課　労働経済・福祉グループ TEL：029-301-3635 https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/index.html

職場における労働条件や解雇などについて相談したい

事業名	いばらき労働相談センター事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県内の企業の経営者や労務担当の方からの各種相談（労働条件、解雇、配置転換など）に対して、アドバイスや情報提供を行っています。
事業概要	【対象者】 県内の企業の経営者・労務担当の方、労働者の方 【支援の内容】 各種労働相談（労働条件、解雇、配置転換など）に対して、専門の相談員が電話及び面談にてアドバイスや情報提供を行っています。相談は無料、秘密は厳守します。 【利用方法等】 ○いばらき労働相談センターへ直接ご連絡ください。 TEL：029-233-1560 ○なお、電話によるご相談のほか、メールによるご相談もお受けしておりますので、一人で悩まずにお気軽にご相談ください。 メールでのご相談の場合には、いばらき労働相談センター相談員から折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。 メールアドレス：rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp 【問い合わせ先】 いばらき労働相談センター　TEL：029-233-1560 相談時間：平日 9:00～１9:00（相談受付は 18:30 まで） 第２・４土曜日　9:00～15:00（相談受付は 14:30 まで） ※祝日・年末年始は休業 https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/rodosodan/sodan.html 各地区で面談を希望する場合は、いばらき労働相談センターの相談員が出張面談を行いますので、事前にいばらき労働相談センターへご連絡ください。 面談場所：各地区就職支援センター内 相談時間：平日 9:00～16:00（相談受付は 15:30 まで） ※土・日・祝日・年末年始は休業

従業員のメンタルヘルスについて支援を受けたい

事業名	（公財）茨城カウンセリングセンター
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	勤労者等のこころの悩みに対応するため、カウンセリング、カウンセラー養成等の事業を行い、勤労者の福祉向上と豊かでゆとりある職場づくりを支援します。
事業概要	【対象者】 勤労者、企業の人事労務担当者等 【支援の内容】 １　カウンセリング ・常設のカウンセリングルームにおいて、こころの問題でお悩みの方のために専門のカウンセラー（相談員）がご相談に応じています。 ※カウンセリングは予約制ですので、まずはお電話でお申し込みください。 ０２９－２２５—８５８０ 相談日時：月～土　午前 10 時～午後６時（日曜、祝日は休みです） ※土曜日は午後５時まで 場　　所：茨城県産業会館 14 階（水戸市桜川 2-2-35） 料　　金：１回につき4,000 円＋消費税（面接時間は約 50 分です） ２　働きやすい職場づくり ①　職場への講師派遣・コンサルティング ・安心して働けるための職場の人間関係や管理職のあり方、働く人のうつや心身症の理解と対応、職場復帰支援、ハラスメント防止の取り組みなどの研修に講師を派遣します。 ・また、職場での研修企画やメンタルヘルスの具体的対応等についてのコンサルティングにも応じます。 ②　メンタルヘルス法人契約 ・県内の事業所等と契約し、相談料を事業者負担とする形で従業員のメンタルヘルス相談を実施しています。従業員の方がカウンセリングを受けやすくなる制度です。 【利用方法等】 下記問い合わせ先までご連絡ください。 【問い合わせ先】 （公財）茨城カウンセリングセンター 所在地：水戸市桜川 2-2-35　茨城県産業会館 14 階 TEL：029-225-8580　　FAX：029-225-1872 E-mail：iccnet@sunshine.ne.jp http://www.sunshine.ne.jp/~iccnet/

外国人雇用に関する相談をしたい

事業名	外国人材活躍促進事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	外国人材の就労支援や生活相談等、一体的に支援・相談のできる窓口を設置し、在留資格制度に関するセミナーや、県内就職を希望する外国人と県内企業の就職マッチング等を行うことにより、外国人材の確保・定着を支援します。
事業概要	【対象者】 外国人材を雇用したい県内事業所、外国人材の定着に課題を抱える県内事業所 【支援の内容】 １　「茨城県外国人材支援センター」の概要 ・所在地 水戸市千波町後川745　ザ・ヒロサワ・シティ会館　分館１階 ・受付時間 平日　９時００分～17時００分（土日祝祭日及び年末年始を除く） ・相談料：無料 電話番号　０２９－２３９－３３０４ E-mail　info@ifc.ibaraki.jp ２　支援内容 ・県内就職を希望する外国人材と県内企業の就職マッチング ・アドバイザーによる相談対応 ・行政書士や社会保険労務士による定期無料相談会の実施 ・企業向け各種支援セミナーの実施 ・外国人材向け日本語学習 e-ラーニングシステムの提供　等 ＜外国人材からの生活全般に関する相談はこちら＞ （公財）茨城県国際交流協会「外国人相談センター」 受付時間：平日　８時３０分～17時００分（土日祝祭日及び年末年始を除く） 電話番号：029-244-3811 【利用方法等】 下記問い合わせ先までご連絡ください。 【問い合わせ先】 茨城県外国人材支援センター 所在地：水戸市千波町後川７４５　ザ・ヒロサワ・シティ会館　分館１階 受付時間：平日　９時００分～17時００分（土日祝祭日及び年末年始を除く） TEL：029-239-3304　ＦＡＸ：029-239-3305　URL：https://ifc.ibaraki.jp/

ダイバーシティに関する取り組みを推進したい

事業名	ダイバーシティ推進・啓発事業（企業向けコンサルティング）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	ダイバーシティ経営に向けた取り組みを促進するため、企業向けのコンサルティング事業を実施しています。
事業概要	**【対象要件】** ・茨城県内に本社または事業所があること ・「いばらきダイバーシティ宣言（※1）」に登録している、もしくは、これから登録する予定があること ・本事業実施後に作成する報告書等を県 HP に掲載することが可能であること **【支援の内容】** ダイバーシティの推進を目指す企業ごとの課題解決に向け、「いばらきダイバーシティスコア（※2）」を活用した取り組み状況のチェックや、専門家によるコンサルティングを行い、ダイバーシティ経営の取り組みをサポートします。 ※1「いばらきダイバーシティ宣言」 一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会を実現するため、広く企業や団体から、それぞれが進めるダイバーシティの取り組みについて宣言を募集しています。 https://www.diversity-ibaraki.jp/declaration.html ※2「いばらきダイバーシティスコア」 企業におけるＤ＆Ｉの取り組み状況を「見える化」するためのチェックリストです。チェック項目は①ジェンダーギャップ②育児・介護③多文化共生④LGBTQ⑤障害⑥シニア⑦全体の７分野があり、取り組みの推進指標として活用することができます。 https://www.diversity-ibaraki.jp/qr/score.html **【利用方法等】** 下記問い合わせ先までご連絡ください。 **【問い合わせ先】** 茨城県県民生活環境部ダイバーシティ推進センター『ぽらりす』 TEL：029-233-3982 E-mail：sankaku@pref.ibaraki.lg.jp https://www.diversity-ibaraki.jp

労働環境の改善事業に対して支援を受けたい

事業名	中小企業労働力確保法関連助成金制度
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	都道府県知事から「中小企業労働力確保法」に基づく改善計画（※）の認定を受けた事業を営む中小企業を構成員とする事業協同組合等は、国が実施する助成金を受けることができます。 （※）事業協同組合等が、労働時間等の設定の改善、男女雇用機会均等及び職業生活と家庭生活との両立、職場環境の改善、福利厚生の充実、募集・採用の改善、教育訓練の充実等の雇用管理の改善に取り組むことを内容とした計画で、主たる事業所を置く都道府県の知事に提出するものです。
事業概要	【対象者】 中小企業を構成員とする事業協同組合等 【支援の内容】 改善計画の認定を受けた事業協同組合等の方は、以下の支援措置を受けることができます。 ※改善計画の認定は必ずしも支援措置を保証するものではありませんのでご注意ください。 ○人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース） 中小企業を構成員とする事業協同組合等が、傘下の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業（中小企業労働環境向上事業）を行った場合、それに要した費用の３分の２の額を助成します。 【利用方法等】 助成金の利用を希望される場合は、改善計画作成前に、事業内容等が助成の対象となるかどうかを茨城労働局職業対策課へ必ず確認してください。 【問い合わせ先】 ○改善計画について　茨城県産業戦略部労働政策課　雇用促進対策室 TEL：029-301-3645 ○助成金について　厚生労働省茨城労働局　助成金事務センター TEL：029-297-7235

雇用調整の際に助成を受けたい

事業名	雇用調整助成金
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、国が休業手当などの事業主負担相当額の一部を助成します。
事業概要	【対象者】 ・支給対象事業主：雇用保険適用事業所 ・支給対象労働者：雇用保険被保険者 【支援の内容】 ○主な支給要件 ・最近３か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて１０％以上減少していること ・雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近３か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、中小企業の場合１０％を超えてかつ４人以上増加していないこと ・実施する休業等及び出向が労使協定に基づくものであること ○助成内容 ・助成率：休業手当又は賃金相当額の２／３（１／２） ・教育訓練を行った場合の加算額：１，２００円／１人1日 ・支給限度日数：１年間で１００日 ※受給額は、１人１日当たり雇用保険基本手当日額の最高額を限度とします。 ※（　）内は大企業の助成率となります。 【申請方法等】 詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 ○最寄りのハローワーク ○厚生労働省茨城労働局　助成金事務センター　TEL：029-297-7235 茨城労働局ＨＰ https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html 厚生労働省ＨＰ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html

就職・再就職の支援が必要な方等を雇い入れたい

事業名	トライアル雇用助成金
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則３か月間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、期間の定めのない雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度で、雇い入れた事業者に対して、助成金が支給されます。
事業概要	【対象者】 次のいずれかの要件を満たしたうえで、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。 ①紹介日の前日から過去２年以内に、２回以上離職や転職を繰り返している ②紹介日の前日時点で、離職している期間が１年を超えている※1 ③妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業※2に就いていない期間が１年を超えている ④６０歳未満の方で、ハローワーク等で就労に向けた個別支援を受けている ⑤就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する※3 ※1　パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと ※2　期間の定めのない労働契約を締結し、１週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること ※3　生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、 住居喪失不安定就労者、生活困窮者、ウクライナ避難民、補完的保護対象者 ※その他の詳細については最寄りのハローワークにお問い合わせください。 【支援の内容】 支給額：対象者１人につき、月額最大 40,000 円 （最長３か月間） ※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合は支給額（月額）最大 50,000 円 【利用方法等】 詳細については、最寄りのハローワーク等にお問い合わせください。 【問い合わせ先】 ○最寄りのハローワーク ○厚生労働省茨城労働局　助成金事務センター　TEL：029-297-7235 茨城労働局ＨＰ https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html

働き方改革の取組をアピールし、優秀な人材を確保したい

事業名	働き方改革優良（推進）企業認定制度
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、**労働環境整備支援**、その他
対象分類	融資、補助金等、**認定等**、施設利用、機会提供、**相談・助言**、その他
事業要旨	業務効率化などの生産性の向上と労働環境の改善に取り組み、優れた成果のある企業を優良企業として、取組を進めている企業を推進企業として県が認定し、特に優れた取組について公表することにより、働き方改革の取組を促進するとともに、働き方改革を積極的に取り組む企業が人材を確保しやすい環境を整備する。
事業概要	【対象要件】 ・茨城県内に本社、本店、又は事業所等を置く企業（個人、団体を含む）であること ・「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」への会員登録がなされていること　等 【認定基準、メリット等】 推進企業 働き方改革に向けての取組を「多様な働き方」、「業務効率化」、「多様な人材の活用」の３項目に分類し、３項目すべての取組を行っていることを条件として、取組の数に応じ点数化。 さらに、各制度の運用強化の取組等を加点し、50 点満点中 30 点以上（従業員 100 人未満は 26 点以上）の企業を認定。 ［メリット］ ・県の「いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」で推進企業として公表します。 ・県物品調達入札参加資格審査及び県建設工事入札参加資格審査で加点されます。 ・県雇用促進等支援融資制度の融資対象となります。 優良企業 上記、推進企業の条件をクリアし、 ・所定外労働数（総労働時間数） ・平均週労働時間 60 時間以上の割合 ・年次有給休暇取得率（日数） ・離職率 ・出産した女性の就業継続割合 ・男性の育児休業取得率　　　　に平均値以上の数値基準を設け、点数化。 上記、推進企業の点数との合計が、35 点以上（従業員 100 人未満は 30 点以上）であり、１項目以上の加点がある企業を認定。 ［メリット］ ・県の「いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」で優良企業として公表します。 ・県が運営する求人サイト「いばらき就職チャレンジナビ」内の優良企業の特集ページで紹介します。 ・県物品調達入札参加資格審査及び県建設工事入札参加資格審査で加点されます。 ・県雇用促進等支援融資制度の融資対象となります。 ・県が主催する就職面接会などの企業選定の際に優遇措置を受けられます。 ・特に優れた取組を、セミナーなどの場において、県が積極的にＰＲします。 ・認定企業の情報を県内の大学・県立高校に提供し人材確保の機会を支援します。

	【申請方法等】 下記申請書類を作成の上、県労働政策課あてご提出ください。 ①茨城県働き方改革優良（推進）企業認定申請書（様式第１号） ②誓約書（様式第２号） ※様式はこちらから入手できます。 https://yell.pref.ibaraki.jp/work-style-reform/application_documents.html 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部労働政策課　労働経済・福祉グループ TEL：029-301-3635　FAX：029-301-3649

障害者雇用の取組をアピールし、優秀な人材を確保したい

事業名	障害者雇用優良企業認定制度
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	障害者雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定し、県のホームページ等で公表することにより、障害者雇用への理解促進を図るとともに、障害者雇用に積極的に取り組む企業が人材を確保しやすい環境を整備する。
事業概要	【認定基準】 ・県内に本社があること、又は本社は県外だが、県内の公共職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出していること。 ・障害者雇用率が法に基づく算定方法により 2.8%を達成していること又は過去３年間において法定雇用率を達成していること。（なお、常用雇用労働者が 40.0 人未満の企業等については１名以上障害者を雇用していること） ・特例子会社及び障害者就労施設等でないこと。　　　　　　等 【メリット等】 ・認定証（３年間有効）を交付します。 ・認証マークを会社のPR（HP・名刺等）に活用できます。 ・企業の取組を県 HP やパンフレットで紹介します。 ・県建設工事入札参加資格審査の技術等評価項目で加点されます。 ・県中小企業融資制度（雇用拡大支援融資）の対象になります。 ・県主催就職面接会に優先参加できます。 ・ハローワーク求人票に認定企業である旨を記載できます。 【申請方法等】 茨城県障害者雇用優良企業認定申請書（様式第１号）に、必要な書類を添えて、ご提出ください。 ※手続きおよび様式の詳細は県 HP に掲載しておりますので、ご覧ください。 https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/syougaisyamark/kbosyu.html 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部労働政策課　雇用促進対策室 TEL：029 - 301-3645　FAX:029-301-3649

男性の育児休業取得推進のための助成を受けたい

事業名	両立支援等助成金（出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金））
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成します。
事業概要	【支給対象事業主】 中小企業事業主 (ア) 男性労働者の育児休業取得 【主な要件】 ●育児・介護休業法等に定める雇用環境整備の措置を複数行っていること。 ●育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。 ●男性労働者が子の出生後 8 週間以内に開始する連続５日以上の育児休業を取得すること。（※所定労働日が一定日数以上含まれていることが必要） 【支給額】 １人目（連続５日以上の育児休業、雇用環境整備措置を２つ以上実施）　：20 万円 ※　雇用環境整備措置を４つ実施した場合　：30 万円 ２人目（連続 10 日以上の育児休業、雇用環境整備措置を３つ以上実施）：10 万円 ３人目（連続 14 日以上の育児休業、雇用環境整備措置を４つ以上実施）：10 万円 ※産後パパ育休の申出期限を２週間前より長く設定している事業主は、実施措置数が１つ増加 (イ) 男性労働者の育児休業取得率上昇 【主な要件】 ●育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数行っていること。 ●育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。 ●申請年度の前事業年度の男性労働者の育児休業取得率が前々事業年度と比較して 30%以上上昇し 50%以上となっていること。 または、申請前事業年度と前々事業年度で育休対象の男性が５人未満かつ申請前事業年度と前々事業年度の男性労働者の育児休業取得率 70%以上であること。 【支給額】 60 万円　※プラチナくるみん認定事業主の支給額を 15 万円加算 ＜育児休業等に関する情報公表加算＞ 【主な要件】 ●両立支援等助成金申請前の直近年度に係る以下(１)～(３)の情報について、厚生労働省が運営するサイト「両立支援のひろば」において公表した場合に、支給額を加算します。 (１)男性の育児休業等取得率 (２)女性の育児休業取得率 (３)男女別の平均育児休業取得日数

	【支給額】 （ア）もしくは（イ）の支給額に２万円を加算（１事業主あたり１回限り） 詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html 【問い合わせ先】 厚生労働省茨城労働局　助成金事務センター TEL： 029-246-6371

仕事と育児の両立推進のための助成を受けたい

事業名	両立支援等助成金（育児休業等支援コース）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	労働者が育児休業を取得しやすいよう支援し、育児休業を取得させた中小事業主に助成します。
事業概要	【支給対象となる取組】 育休復帰支援プランの策定、導入により育児休業の円滑な取得、復帰に取り組んだ中小企業事業主に助成します。 【支給額】 １　育休取得時・職場復帰時 (ア)育休取得時：30 万円（１企業２人まで　育休取得者が無期雇用者、有期雇用者それぞれ１人） (イ)職場復帰時：30 万円（１企業２人まで　育休取得者が無期雇用者、有期雇用者それぞれ１人） ２　育児休業等に関する情報公表加算 「育休取得時」「職場復帰時」のいずれかの支援額に２万円を加算（１企業あたり１回限り）。　要件は「出生時両立支援コース」と同様です。 詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html 【問い合わせ先】 厚生労働省茨城労働局　助成金事務センター　TEL： 029-246-6371

仕事と育児の両立推進のための助成を受けたい

事業名	両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	育児休業取得者や育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用を行った中小事業主に助成します。
事業概要	【支給対象となる取組】 育児休業や育児短時間勤務の期間中の業務体制整備のため、育児休業取得者や育児短時間勤務を利用する労働者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣受入を含む）を実施した中小事業主に助成します。 【支給額】 １　手当支給等（育児休業）　最大 140 万円（業務体制整備経費、手当支給総額の３/4） ２　手当支給等（短時間勤務）　最大 128万円（業務体制整備経費、手当支給総額の３/4） ３　新規雇用（育児休業）　代替期間に応じた額を支給 最短：７日以上 14 日未満：９万円 最長：１年以上：81 万円 ＜加算等＞ ○　育児休業等に関する情報公表加算 支援額に２万円を加算（１企業あたり１回限り） 要件は「出生時両立支援コース」と同様です。 ○　有期雇用労働者加算：10 万円加算（業務代替期間が１か月以上の場合に限る。） ○　１・３について、プラチナくるみん認定事業は割増・加算あり ＜注意事項＞ ○　支給人数・年数の上限は、１～３を全てあわせて、１年度 10 人まで、初回の対象者が出てから５年間支給 ○　１・3は同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、出生時両立支援コース(第１種)、育児休業等支援コース（育休取得時）のいずれかと併用可能 詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html 【問い合わせ先】 厚生労働省茨城労働局　助成金事務センター　TEL： 029-246-6371

仕事と育児の両立推進のための助成を受けたい

事業名	両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	育児を行う労働者が柔軟な働き方を選択できる制度を導入した中小企業等に助成します。
事業概要	【支給対象となる取組】 育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度を複数導入し、制度を利用した労働者に対する支援を行った中小企業事業主に対して助成します。 【支給額】 ① 柔軟な働き方選択制度 制度を３つ導入し、対象労働者が制度を利用した場合　20 万円 制度を４つ以上導入し、対象労働者が制度を利用した場合　25 万円 ※柔軟な働き方選択制度 （1）（ⅰ）フレックスタイム制度（ⅱ）時差出勤制度 （2）育児のためのテレワーク等 （3）柔軟な働き方を実現するための短時間勤務制度 （4）保育サービスの手配及び費用補助 （5）養育両立支援休暇制度 ※１事業主５人まで ② 子の看護等休暇制度有給化支援　３０万円 ※１事業主１回限り 〈加算等〉 ○制度利用期間延長加算　20 万円加算 ○障害児等要配慮支援加算　20 万円加算 ○育児休業等に関する情報公開加算　2万円加算 ※１事業主１回限り 詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html **【問い合わせ先】** 厚生労働省茨城労働局　助成金事務センター TEL： 029-246-6371

仕事と介護の両立推進のための助成を受けたい

事業名	両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限の利用を円滑にするための取組を行った事業主に助成します。
事業概要	【支給対象となる取組】 介護支援プランを作成し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度（介護両立支援制度）の利用者が生じた中小企業事業主に対して助成します。 【支給額】 ①介護休業　40 万円 ②介護両立支援制度 制度を１つ導入し、対象労働者が制度を利用した場合　20 万円 制度を２つ以上導入し、対象労働者が制度を１つ以上利用した場合　25 万円 ③業務代替支援　新規雇用 20 万円 手当支給等（介護休業）５万円 手当支給等（短時間勤務）３万円 ④介護休暇制度有給化支援　３０万円 ※①～③それぞれ１事業主５人まで。制度利用期間に応じて増額あり。 ④１事業主１回限り。付与日数 10 日以上の場合は増額あり。 〈加算等〉 ○環境整備加算１０万円 １事業主あたり１回に限り加算　対象①～③ ○有期雇用労働者加算１０万円 制度利用者が有期雇用労働者の場合１事業主あたり１回に限り加算　対象①② 詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html 【問い合わせ先】 厚生労働省茨城労働局　助成金事務センター TEL： 029-246-6371

不妊治療の休暇取得促進のための助成を受けたい

事業名	両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	不妊治療や女性の健康課題に対応するための職場環境の整備に取り組み、それぞれに対応する両立支援制度を労働者に利用させた事業主に助成します。
事業概要	【支給対象となる取組】 不妊治療や月経や更年期といった女性の健康課題に関する労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任するとともに、利用可能な制度の規定や周知を行い、労働者に利用させた中小企業事業主に支給する。 ※それぞれの両立支援制度 ⑴休暇制度（多目的・特定目的とも可）、⑵所定外労働制限制度、 ⑶時差出勤制度、⑷短時間勤務制度、⑸フレックスタイム制、⑹在宅勤務等 【支給額】 A　不妊治療のための両立支援制度を５日（回）利用　30 万円 B　月経に起因する症状への対応のための支援制度を５日（回）利用　30 万円 C　更年期に起因する症状への対応のための支援制度を５日（回）利用　30 万円 ※それぞれ１事業主あたり１回限り 詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html 【問い合わせ先】 厚生労働省茨城労働局　助成金事務センター TEL： 029-246-6371

最低賃金の引上げのための環境整備に取り組みたい

事業名	中小企業等賃上げ支援関連事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	中小企業等が実施する大幅な賃上げに対し、支援金を交付し、物価上昇を上回る賃上げを促進します。
事業概要	【対象者】 最低賃金近傍で雇用する労働者の賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者 【支給要件等】 （下表のとおり） 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部労働政策課　労働経済・福祉グループ TEL：029-301-3635 https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/index.html

【支給要件等】

支給対象者	令和８年度の最低賃金改正において、１時間当たりの賃金を中央引上げ目安額以下の賃金を最低賃金以上引き上げた中小企業・小規模事業者等
補助率	年間賃上げ相当額のうち、中央引上げ目安範囲内については３分の１、地方上乗せ分については２分の１
対象賃上げ期間	令和８年４月１日～改正後最低賃金発効日までに実施される賃上げ
募集期間（予定）	最低賃金発効日から令和９年１月２９日 ※申請額が予算上限に達した場合、期限より早く申請受付を終了する場合がある

最低賃金の引上げのための環境整備に取り組みたい

事業名	業務改善助成金
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	事業場内最低賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る経費の一部を助成します。

事業概要

【対象者】

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、企業の生産性向上に資する設備・器具の導入などを行う中小企業・小規模事業者

申請期限　令和８年９月１日～申請事業場に適用される地域別最低賃金の発効日の前日又は同年１１月３０日のいずれか早い日

賃金引上げ期間　令和８年９月１日～申請事業場に適用される地域別最低賃金発行日前日

【支給要件】

事業場内最低賃金が令和 8 年度地域別最低賃金未満の中小企業・小規模事業者が、事業場内最低賃金を一定以上引上げることなど。

【支援の内容】

企業の生産性向上のための設備投資（機械設備、ＰＯＳシステム等の導入）や人材育成に係る研修、業務改善のためのコンサルティングの実施などにかかった経費の一部を助成します。

コース区分	引き上げる労働者数※1	助成上限額		助成率
		右記以外の事業者	事業場規模 30 人未満の事業者	
５０円コース	１人	３０万円	４０万円	引き上げ前事業場内最低賃金 1,050 円未満　4/5 1,050 円以上　3/4
	２～３人	４０万円	７０万円	
	４～５人	７０万円	７０万円	
	６～７人	９０万円	９０万円	
	８人以上	１１０万円	１１０万円	
	10 人以上※2	１３０万円	１３０万円	
７０円コース	１人	４０万円	５０万円	
	２～３人	５０万円	１００万円	
	４～５人	１３０万円	１３０万円	
	６～７人	１８０万円	１８０万円	
	８人以上	２３０万円	２３０万円	
	10 人以上※2	３００万円	３００万円	
90 円コース	１人	９０万円	１００万円	
	２～３人	１５０万円	２４０万円	
	４～５人	２７０万円	２７０万円	
	６～７人	３６０万円	３６０万円	
	８人以上	４５０万円	４５０万円	
	10 人以上※2	６００万円	６００万円	

	※1　引き上げる対象労働者は、雇用保険被保険者が対象となりました。 ※2 １０人以上の上限区分は≪特例事業者≫が１０人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象となります。 特例事業者：一般事業者のうち、次の①、②のいずれかに該当する事業者 ①　申請事業場の事業場内最低賃金１，０５０円未満の事業者 ②　原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前６か月間平均における利益率が前年度と比べ３％ポイント以上低下している事業者 【問い合わせ先】 業務改善助成金コールセンター　TEL：0120-366-440　（受付時間：平日９：００～17：００） 厚生労働省茨城労働局　助成金事務センター　TEL：029-246-6371 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

最低賃金の引上げのための環境整備に取り組みたい

<table>
<tr><td>事業名</td><td>いばらき業務改善奨励金</td></tr>
<tr><td>対象分野</td><td>金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、
労働環境整備支援、その他</td></tr>
<tr><td>対象分類</td><td>融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他</td></tr>
<tr><td>事業要旨</td><td>賃金引上げ後の事業場内最低賃金が 1,040 円以上の中小企業・小規模事業者に対して、業務改善助成金（国）の自己負担額の１／２を助成します。</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>【対象者】
事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、企業の生産性向上に資する設備・器具の導入などを行う中小企業・小規模事業者

【支給要件等】
<table>
<tr><td>助成
対象者</td><td>①　以下ア、イのいずれかの要件を満たすこと
ア：令和６年１月から９月までに、事業場内最低賃金を 30 円以上引上げ、引上げ後の額が 990 円以上になること
（従業員 50 人未満の事業場については、令和５年４月以降の賃上げから対象）

イ：令和６年 10 月１日から令和７年 10 月 11 日までに事業場内最低賃金を 30 円以上引上げ、引上げ後の額が 1,040 円以上になること
②　令和６年１月以降に国の業務改善助成金の交付決定を受け、県への申請までに交付額確定・支給決定通知を受けること</td></tr>
<tr><td>助成率
・
上限</td><td>○助成率：業務改善助成金（国）の自己負担分の 1/2
<table>
<tr><td>国助成率</td><td>３／４の場合</td><td>４／５の場合</td><td>９／１０の場合</td></tr>
<tr><td>県助成率</td><td>１／８</td><td>１／１０</td><td>１／２０</td></tr>
</table>
○助成上限額：最大 100 万円</td></tr>
<tr><td>助成
対象
経費</td><td>生産性向上のための設備投資等
例）・セルフオーダーシステム、オンライン予約システムの導入による業務の効率化
・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</td></tr>
<tr><td>募集
期間</td><td>令和８年４月１日から令和９年１月２９日
※申請額が予算上限に達した場合、期限より早く申請受付を終了する場合がある</td></tr>
</table>

【問い合わせ先】
茨城県産業戦略部労働政策課　労働経済・福祉グループ
TEL：029-301-3635
https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/index.html</td></tr>
</table>

長時間労働是正のための助成を受けたい

事業名	働き方改革推進支援助成金
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援します。
事業概要	業種別課題対応コース（建設業） 生産性を向上させ、労働時間の削減や週休 2 日制の推進等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援します。 【対象者】 以下のいずれにも該当する事業主です。 1．労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第 139 条第２項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む中小企業事業主(※1)であること。 2．年５日の年次有給休暇の取得に向けて年休管理簿や就業規則等を整備していること。 ※上記以外に選択する成果目標により要件有り 【改善事業（助成対象となる取組)】 ① 労務管理担当者に対する研修(※１) ② 労働者に対する研修(※１)、周知・啓発 ③ 外部専門家によるコンサルティング ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更 ⑤ 人材確保に向けた取り組み ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新 ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※２) (※１）研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含みます。 (※２)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。 【成果目標】 以下の「成果目標」のうち１つ以上を選択し、その達成を目指して改善事業を実施。 ① 時間外・休日労働の上限設定 ② 所定外労働時間数の削減 ③ 年次有給休暇の計画的付与の導入 ④ 時間単位の年次有給休暇及び特別休暇の導入 ⑤ ９時間以上の勤務間インターバルの導入 ⑥ ４週における所定休日を１日以上増加 ◎上記の成果目標に加えて、 ・労働者の時間当たり賃金額を引き上げること（賃上げ加算） ・所定割増賃金率を一定以上に引き上げること（割増賃金率加算） 【助成額】 以下のいずれか低い方の額 Ⅰ 選択した成果目標に設定された上限額及び賃上げ加算・割増賃金率加算の合計額

Ⅱ 対象経費の合計額×補助率３／４(※)

(※) 常時使用する労働者数が 30 人以下かつ、改善事業の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が 30 万円を超える場合の補助率は４／５

業種別課題コース（運送業等）

生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援します。

【対象者】

以下のいずれにも該当する事業主です。

１．労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第 140 条第１項に定める自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主であること。

２．年５日の年次有給休暇の取得に向けて年休管理簿や就業規則等を整備していること。

※上記以外に選択する成果目標により要件有り

【改善事業（助成対象となる取組）】

① 労務管理担当者に対する研修(※１)

② 労働者に対する研修(※１)、周知・啓発

③ 外部専門家によるコンサルティング

④ 就業規則・労使協定等の作成・変更

⑤ 人材確保に向けた取り組み

⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新

⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※２)

(※１) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含みます。

(※２)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

【成果目標】

以下の「成果目標」のうち１つ以上を選択し、その達成を目指して改善事業を実施。

① 時間外・休日労働の上限設定

② 所定外労働時間数の削減

③ 年次有給休暇の計画的付与の導入

④ 時間単位の年次有給休暇及び特別休暇の導入

⑤１０時間以上の勤務間インターバルの導入

◎上記の成果目標に加えて、

・労働者の時間当たり賃金額を引き上げること（賃上げ加算）

・所定割増賃金率を一定以上に引き上げること（割増賃金率加算）

【助成額】

以下のいずれか低い方の額

Ⅰ 選択した成果目標に設定された上限額及び賃金引上げの加算額の合計額

Ⅱ 対象経費の合計額×補助率３／４(※)

(※) 常時使用する労働者数が 30 人以下かつ、改善事業の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が 30 万円を超える場合の補助率は４／５

業種別課題コース（病院等）

生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入、医師の働き方改革の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援します。

【対象者】

以下のいずれにも該当する事業主です。

１．労働者災害補償保険の適用を受ける医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を営む中小企業事業主であること。

２．年５日の年次有給休暇の取得に向けて年休管理簿や就業規則等を整備していること。

※上記以外に選択する成果目標により要件有り

【改善事業（助成対象となる取組）】

① 労務管理担当者に対する研修(※１)
② 労働者に対する研修(※１)、周知・啓発
③ 外部専門家によるコンサルティング
④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
⑤ 人材確保に向けた取り組み
⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※２)

(※１）研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含みます。
(※２)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

【成果目標】

以下の「成果目標」のうち１つ以上を選択し、その達成を目指して改善事業を実施。

① 時間外・休日労働の上限設定
② 所定外労働時間数の削減
③ 年次有給休暇の計画的付与の導入
④ 時間単位の年次有給休暇及び特別休暇の導入
⑤ ９時間以上の勤務間インターバルの導入
⑥ 医師の働き方改革の推進

◎上記の成果目標に加えて、
・労働者の時間当たり賃金額を引き上げること（賃上げ加算）
・所定割増賃金率を一定以上に引き上げること（割増賃金率加算）

【助成額】

以下のいずれか低い方の額

Ⅰ 選択した成果目標に設定された上限額及び賃金引上げの加算額の合計額
Ⅱ 対象経費の合計額×補助率３／４(※)

（※）常時使用する労働者数が 30 人以下かつ、改善事業の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が 30 万円を超える場合の補助率は４／５

業種別課題コース（情報通信業、宿泊業）

生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援します。

【対象者】

以下のいずれにも該当する事業主です。

	１．主たる事業が日本標準産業分類に規定される「G　情報通信業」（大分類）または「M　宿泊業、飲食サービス業」（大分類）のうち「75　宿泊業」（中分類）に該当する中小企業事業主であること。 ２．年５日の年次有給休暇の取得に向けて年休管理簿や就業規則等を整備していること。 ※上記以外に選択する成果目標により要件有り **【改善事業（助成対象となる取組）】** ① 労務管理担当者に対する研修(※１) ② 労働者に対する研修(※1)、周知・啓発 ③ 外部専門家によるコンサルティング ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更 ⑤ 人材確保に向けた取り組み ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新 ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※２) (※１)研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含みます。 (※２)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。 **【成果目標】** 以下の「成果目標」のうち１つ以上を選択し、その達成を目指して改善事業を実施。 ①　時間外・休日労働の上限設定 ②　所定外労働時間数の削減 ③　年次有給休暇の計画的付与の導入 ④　時間単位の年次有給休暇及び特別休暇の導入 ⑤　９時間以上の勤務間インターバルの導入 ◎上記の成果目標に加えて、 ・労働者の時間当たり賃金額を引き上げること（賃上げ加算） ・所定割増賃金率を一定以上に引き上げること（割増賃金率加算） 【助成額】 以下のいずれか低い方の額 Ⅰ選択した成果目標に設定された上限額及び賃金引上げの加算額の合計額 Ⅱ 対象経費の合計額×補助率３／４(※) (※) 常時使用する労働者数が 30 人以下かつ、改善事業の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が 30 万円を超える場合の補助率は４／５ **労働時間短縮・年休促進支援コース** 生産性を高め労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対して経費の一部を助成するものです。 **【対象者】** １．労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主であること。 ２．年５日の年次有給休暇の取得に向けて年休管理簿や就業規則等を整備していること。 ※上記以外に各成果目標により要件有り **【成果目標】** 以下の①から③より１つ以上選択 ①　月 60 時間を超える 36 協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること

② 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること
③ 時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、交付要綱で規定する特別休暇のいずれか１つ以上を新たに導入すること

◎上記の成果目標に加えて、
・労働者の時間当たり賃金額を引き上げること（賃上げ加算）
・所定割増賃金率を一定以上に引き上げること（割増賃金率加算）

【改善事業（助成対象となる取組）】
上記成果目標達成に向け以下の取組を実施
・就業規則等の作成・変更
・労務管理担当者・労働者への研修等
・外部専門家によるコンサルティング
・労務管理用機器等の導入・更新
・労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新
・人材確保に向けた取組　など

【助成上限額】
成果目標の達成状況に応じて最大１０２０万円

支給要件	達成状況	上限額
成果目標①において、36 協定における月の時間外・休日労働時間数の設定時間に応じて支給	現に 36 協定で時間外・休日労働時間数を月80時間を超えて設定している事業場が、月 60 時間以下に設定	１５０万円 (時間外・休日労働で月 60 時間を超え月 80 時間以下の設定に留まった場合は、上限額５０万円支給)
	現に 36 協定で時間外・休日労働時間数を月60時間を超えて設定している事業場が、月 60 時間以下に設定	１００万円
成果目標②を達成した場合に支給	成果目標を達成した場合	25 万円
成果目標③を達成した場合に支給	成果目標を達成した場合	25 万円

※上記①から③に加え、賃金を３％以上、5％以上または 7％以上引き上げた場合、その労働者数に応じて、助成金の上限額を6万円～最大７２０万円を加算
※上記①から③に加え、月６０時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を５％以上引き上げた場合に２５万円を加算。
※上記①から③に加え、月４５時間を超えて月６０時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を５割以上とし、かつ、１か月における時間外労働を、労働者１人あたり１０時間以上削減した場合７５万円を加算。

勤務間インターバル導入コース
　勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対して経費の一部を助成するものです。
【対象者】
１．労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主であること。
２．３６協定を締結しており、原則として過去２年間において月４５時間を超える時間外労働の実態があること。
３．年５日の年次有給休暇の取得に向けて年休管理簿や就業規則等を整備していること。
４．以下のいずれかに該当する事業場を有すること。
　①勤務間インターバルを導入していない事業場
　②既に休息時間数が９時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場

	③既に休息時間数が９時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場 【改善事業（助成対象となる取組）】 ・労務管理担当者や労働者への研修等 ・ 外部専門家によるコンサルティング ・ 就業規則等の作成や変更 ・ 労務管理用機器等の導入や更新 ・ 人材確保に向けた取組 ・ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入や更新　など 【成果目標・助成上限額】 ①　導入する勤務間インターバル時間数に応じて、最大１５０万円 ②　①に加え、賃金を３%以上、５%以上または7%以上引き上げた場合に、その労働者数に応じて助成金の上限額を６万～最大７２０万円加算 ③　①に加え、月６０時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を５%以上引き上げた場合に２５万円加算。 ④　①に加え、月４５時間を超えて月６０時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を５割以上とし、かつ、１か月における時間外労働を、労働者１人あたり１０時間以上削減した場合７５万円加算。 助成上限額は、①及び②から④の合計とし、最大９７０万円 団体推進コース 労働者を雇用する事業主（構成事業主）の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金の引上げに取り組む事業主団体に対して経費の一部を助成するものです。 【対象者】 ①３者以上で構成され、かつ１年以上の活動実績がある事業主団体 ②10 者以上で構成され、かつ１年以上の活動実績がある共同事業主 【改善事業（助成対象となる取組）】 ・市場調査の事業 ・新ビジネスモデルの開発、実験の事業 ・材料費、水光熱費、在庫などの費用の低減実験（労働費用を除く）の事業 ・取引適正化への理解促進など、労働時間などの設定の改善に向けた取引先との調整の事業 ・販路の拡大などの実現を図るための展示会開催、出展の事業 ・好事例の収集、普及啓発の事業 ・セミナーの開催などの事業 ・巡回指導、相談窓口の設置などの事業 ・構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入、更新の事業 ・人材確保に向けた取り組みの事業　など 【成果目標】 構成事業主の２分の１以上に対して、改善事業又は改善事業の実施結果を活用すること。 【助成額】 以下のいずれか低い方の額 ①　対象経費の合計額 ②　総事業費から収入額を控除した額

	③ 上限額 500 万円 取引環境改善コース 荷主集団などが、トラックドライバーの時間外労働の時間外労働の削減等のために、荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取引環境整備の取組を実施した場合に、その荷主集団などに対して助成するものです。 【対象となる荷主集団】 ①代表事業主及び構成員を合わせて、3以上の事業主から組織されていること。 ②代表事業主を含め、少なくとも1以上の荷主若しくは倉庫事業者及び1以上の運送事業者で構成されていること。 ③代表事業主が法人格を有すること。 ④代表事業主及びすべての構成員が同一の企業グループに属していないこと。 ⑤組織として現に活動している又は今後具体的に活動することが見込まれる荷主集団であること。 ⑥代表事業主が労働者災害補償保険の適用事業主であること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律上の暫定任意適用事業の事業主については、この限りではない。 ⑦中小企業事業主の占める割合が、構成員たる運送事業者の2分の1を超えていること。 【改善事業（助成対象となる取組)】 ・取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整 ・好事例の収集、普及啓発 ・セミナーの開催等 ・巡回指導、相談窓口設置等 ・運送事業者等が利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 【成果目標】 助成対象となる取組内容について、荷主集団等が事業実施計画で定める改善事業を行い、運送事業者の2分の1以上に対して荷待ち・荷役時間及び労働時間の短縮に効果を上げること。 【助成額】 以下のいずれか低い方の額 ① 対象経費の合計額 ② 上限額　100 万円 詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html 【問い合わせ先】 厚生労働省茨城労働局　助成金事務センター TEL：029-246-6371

テレワークを導入するための支援を受けたい

事業名	人材確保等支援助成金（テレワークコース）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	適切なテレワーク制度を導入し、実施・拡大することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に助成します。
事業概要	【助成対象】 適切な労務管理下におけるテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主が対象 【主な受給要件】 ○制度導入助成 Ⅰ．評価期間（制度導入助成）の初日から起算して前３か月の間に、以下の（イ）または（ロ）の取り組みを実施していること。 （イ）新規導入事業主：下記※のうち１（必須）及び３～５のいずれか１つ以上 （ロ）実施拡大事業主：下記※のうち１（必須）及び２～５のいずれか１つ以上 ※＜テレワークを可能とする取組＞ １：労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組 ２：就業規則等の拡充 ３：外部専門家によるコンサルティング ４：労務管理担当者に対する研修 ５：労働者に対する研修 Ⅱ．評価期間（制度導入助成）において、対象労働者が実施したテレワークの実績が、新規導入事業主は以下の（イ）を、実施拡大事業主は以下の（イ）及び（ロ）の双方を満たすこと。 （イ）以下のいずれかを満たしていること １：対象労働者全員が１回以上テレワークを実施 ２：対象労働者のテレワーク実施回数の週間平均が１回以上 （ロ）対象労働者の延べてテレワーク実施回数を評価期間の初日の前日から起算した前３か月間と比較して 25％以上増加させたこと。 Ⅲ．過去に人材確保等支援助成金（テレワークコース）の支給を受けていないこと。 ○目標達成助成 Ⅰ．制度導入後離職率が、制度導入前職率以下であること。 Ⅱ．評価時離職率が 30％以下であること。 Ⅲ．対象事業所における評価期間（目標達成助成）における延べテレワーク実施回数が、評価期間（目標達成助成）初日における対象事業所の労働者数を、評価期間（制度導入助成）初日における対象事業所の労働者数で除したものに、評価期間（制度導入助成）における延べテレワーク実施回数を掛け合わせた回数以上であること。

【受給額】

制度導入助成	1企業あたり、20 万円
目標達成助成	1企業あたり、10 万円 <賃金要件を満たす場合は 15 万円>

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

【問い合わせ先】

テレワークに関する各種相談を受け付けております。

テレワーク相談センター（厚生労働省からの委託先）
https://www.japan-telework.or.jp
E-mail：sodan@japan-telework.or.jp
TEL：0120-861009（受付時間：平日 9:00～17:00）

厚生労働省茨城労働局　助成金事務センター
TEL：029-246-6371

ＩＴツールを導入するための助成を受けたい

事業名	ＩＴ導入補助金
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	中小企業等が自社の課題やニーズに合った IT ツールを導入する経費の一部を補助することで、業務効率化・売上アップを支援します。
事業概要	（下記参照）

【対象者】

中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）

【補助対象事業】

○通常枠（Ａ・Ｂ類型）

ＩＴ導入支援事業者が登録するＩＴツールを導入する事業

○セキュリティ対策推進枠

高まるサイバー攻撃事案の潜在リスクを踏まえ、サイバーインシデントが引き起こすさまざまなリスク低減を支援

○デジタル化基盤導入類型

会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・EC ソフトの経費の一部を補助することで、インボイス対応も見据えた企業間取引のデジタル化を推進

【補助対象経費】

種別		補助対象経費	補助上限金額	補助率
通常枠	Ａ類型	ソフトウェア費・クラウド利用料（最大１年分補助）・導入関連費等	30～150 万円	２分の１
	Ｂ類型		150～450 万円	２分の１
セキュリティ対策推進枠		サービス利用料（最大２年分補助）	5～100 万円	2分の1
デジタル化基盤導入類型		ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大２年分補助）、ハードウェア購入費、導入関連費等	5～50 万円	4分の3
			50～350 万円	3分の2

※ＩＴ導入支援事業者が提供し、かつ本事業において登録されたＩＴツールのみが補助対象

【申請方法、問い合わせ先】

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業コールセンター　https://www.it-hojo.jp/

TEL：0570-666-424（受付時間：平日 9:30～17:30）

※IP 電話等からお問い合わせの場合は、042-303-9749 までご連絡ください。

東京圏からの採用を増やしたい

事業名	わくわく茨城生活実現事業（移住支援金）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、[その他]
対象分類	融資、[補助金等]、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県内の市町村と共同で、東京23区から本県に移住し、対象中小企業等に就業した者又は起業支援金の支給を受けて起業する者等に対して、移住支援金を支給します。
事業概要	【対象者】 ・県内中小企業 ・東京23区内に在住もしくは通勤していた方が、移住支援金対象法人に就職・移住した方 【支援の内容】 東京23区内に在住もしくは通勤していた方が、移住支援金対象法人に就職・移住した場合に、移住先の市町村から移住者に移住支援金を支給します。 （移住・就業した方への支援） 100万円／世帯（18歳未満の世帯員１人につき最大100万円加算）、 60万円／単身 （中小企業等への支援） 県が運営するマッチングサイトへ無料で求人を掲載することができます。 （移住支援金の対象求人であることで、求職者への大きなアピールポイントになります） 【利用方法等】 移住支援金対象法人への登録は、以下の申請書をご提出ください。 ① 提出書類 ・対象法人登録申請書（様式４） ・マッチング支援事業に係る誓約事項（様式４別紙） ・法人登記事項証明書（直近１年以内に発行されたもの（コピー可）） 詳細は、茨城県ホームページ（以下のＵＲＬ）をご覧ください。 https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kikaku/ijyusuishin/iju-2chiiki/izyushienkintaisyouhouzin.html ② 提出方法 電子メール、郵送または持参 ③ 提出先 茨城県政策企画部計画推進課移住推進グループ 〒310-8555 水戸市笠原町978-6 E-mail：iju-2chiiki@pref.ibaraki.lg.jp 【問い合わせ先】 茨城県政策企画部計画推進課　移住推進グループ TEL：029-301-2536 E-mail：iju-2chiiki@pref.ibaraki.lg.jp

起業家、投資家や研究者などと繋がり学びあいたい

事業名	ベンチャー企業成長加速化支援事業（TSUKUBA CONNECT）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	つくば市内や東京都内等で、セミナーやピッチ等を通じて国内外の起業家や研究者など様々な分野の人材が交流し、新たな事業展開や投資の呼び込みなどを目指すプログラムを定期的に開催することにより、スタートアップの世界的な拠点形成を図ります。
事業概要	【内容】（下記参照）

【内容】

〇交流プログラム「TSUKUBA CONNECT」の開催

開催日	年６回程度
運　営	一般社団法人　ベンチャー・カフェ東京
会　場	県内（つくば市内等）、東京都内及びオンライン
参加費	無料
プログラム内容	・セミナー （様々な分野の有識者等によるセミナー） ・メンタリングプログラム （専門家による企業のアイデアやビジネスプランのブラッシュアップ） ・ピッチ（※） （スタートアップ企業や支援者によるピッチ） ・ネットワーキング （参加者の交流　等）

※ピッチ：投資家等に向けた、アイデアやビジネスプランの短時間のプレゼンテーション

【利用方法等】

TSUKUBA CONNECT ホームページから参加登録してください
http://venturecafetokyo.org/tsukuba-connect/

【問い合わせ先】

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課　イノベーション創出グループ
TEL：029-301-3522

障害者雇用に関する相談をしたい

事業名	障害者雇用伴走・定着支援員
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	本県に所在している企業の障害者雇用を支援するため、県の専門の障害者雇用伴走・定着支援員が企業を訪問し、職場の状況等をお伺いしながら障害者雇用への理解促進や仕事の切り出しなどのご提案をするほか、ハローワーク等の関係機関と連携して障害者とのマッチングを支援します。また、障害者雇用の理解促進・定着支援に係るイベント・セミナーを実施します。
事業概要	【対象者】 県内企業、団体等 【支援の内容】 • 障害者雇用に関する制度や利用できる助成金等をご説明します。 • 障害者の特性や雇用に当たって必要なこと等をご説明します。 • 事業内容や職場の状況をお伺いし、障害者雇用のための仕事の切り出しをご提案します。 • お仕事を探している障害者とのマッチングを支援します。 • 障害者雇用の理解促進・定着支援に係る意見交換会、見学会、セミナー等を実施します。 • 相談・サービスはすべて無料でご利用いただけます。 【利用方法等】 県のいばらき就職支援センター内（水戸市三の丸）に障害者雇用伴走・定着支援員が勤務しております。 相談等をご希望の場合は、下記問合せ先にご連絡ください。 【所在地・問い合わせ先】 いばらき就職支援センター　２階　求人開拓員室内 住所：茨城県水戸市三の丸 1-7-41 TEL：029(303)6322　FAX：029(221)6031 （メール：rousei6@pref.ibaraki.lg.jp）

障害のある方への合理的配慮の提供について知りたい

事業名	茨城県障害者差別相談室（相談員による支援）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、**その他**
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、**相談・助言**、その他
事業要旨	障害のある方への「合理的配慮の提供」等について、相談員が情報提供や助言などを行います。 ※「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例（障害者権利条例）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」において、「合理的配慮の提供」は、事業者の義務とされています。
事業概要	【対象者】 県内の事業者（個人、法人を問わない）、非営利団体など 【支援の内容】 ①情報提供、必要な助言 事業者等が、障害のある方への合理的配慮の提供や差別の解消等のための対応を行う場合に、具体的な事例についての情報提供や対応への助言を行います。 ②相談対応、関係者間の調整 障害のある方から事業者等へ合理的配慮の提供について申し出があった場合に、事業者等からの相談に応じます。また、必要に応じて、関係者間の調整を行います。 ③講師派遣 事業者等が障害や障害のある方への理解促進に向けた職員向けの研修会を開催する場合に、相談員を講師として派遣します。（無料） 【利用方法等】 ・電話、メール、FAX、来所により、相談を受け付けています。 ・①～③のいずれも無料です。 【問い合わせ先】 「茨城県障害者差別相談室」 住　　　　所：水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館２階（茨城県総合福祉会館） 相 談 時 間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前９時～午後５時 電 話 番 号：029-246-6049 ＦＡＸ 番 号：029-243-3854 メールアドレス：s-sohdan@ibaikuseikai.com

木造住宅建設関連の技術力を向上させたい

事業名	茨城県地域住宅産業活性化支援事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県地域材を活用した質の高い木造住宅を市場へ流通させるため、地域の住宅供給の主体である大工・工務店及び材木店等の技術力向上に資する講習会を実施します。
事業概要	（下記参照）

【対象者】

県内の大工・工務店、材木店及び設計事務所に勤務する者

【支援の内容】

県産木材の流通促進及び事業者の技術力向上を図るため、円滑な木材調達、流通材の規格及び県産材の活用策に関するものや、木造住宅の新制度等に関する技術的講習会を実施する。

また、県産材を活用した地元工務店による良質な木造住宅の事例を収集し、県民へ PR する場を設けることで、県内住宅産業の活性化を支援する。

（１）　技術講習会の開催（例年 10～翌２月頃の開催）

（参考）

実施年度	講習テーマ（水戸会場、つくば会場　各１回）
R3 年度	長期優良住宅の普及の促進に関する法律改正周知、木造住宅設計の最新動向について
R4 年度	長期優良住宅の普及の促進に関する法律改正周知、安価な耐震改修工法の習得に係る実物大模型を使った実技講習会（※つくば会場のみ）
R5年度	長期優良住宅の普及の促進に関する法律改正周知、これからの時代に求められる住宅の性能（断熱・気密）に係る講習会
R6年度	長期優良住宅認定制度、省エネ住宅関連制度、建築基準法・建築物省エネ法改正に関する講習会
R7年度	改正建築基準法、空家等関連施策、県産材活用の最新情報に関する講習会

（２）　木造住宅実例コンペの開催（例年９～１０月頃募集、12 月コンペ開催）

地域に適した木造住宅のコンペを実施

（参考：R7 年度コンペ概要）

最優秀賞１点、優秀賞１点、リフォーム部門賞１点を選出し、作品集を作成（賞金あり）。

作品集は、県内各施設に配布されるほか、各種イベントでのパネル展示を行う。

【利用方法等】

詳細は、事業主体である茨城県木材協同組合連合会までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

茨城県土木部都市局住宅課　民間住宅・住宅指導Ｇ

TEL：029-301-4759

木造住宅リフォームに関する技術力を向上させたい

事業名	茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー養成事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、[その他]
対象分類	融資、補助金等、[認定等]、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	住宅リフォームに関する適正・適切な助言ができる人材を確保するため、茨城県木造住宅耐震診断士を対象に、リフォームに係る技術講習会を開催し、修了者に対して「茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー」の認定を行う。
事業概要	【対象者】 県内の大工・工務店、材木店及び設計事務所に勤務する建築士で茨城県木造住宅耐震診断士の認定を受けている者 【支援の内容】 リフォームアドバイザーとして必要な知識を習得する講習会を実施し、修了した者をリフォームアドバイザーとして認定、住宅課ホームページにて公表します。 認定を受けたリフォームアドバイザーには、県で実施している住まいの相談会において相談員として県民からのリフォームに関する相談に対応していただく、茨城県建築士事務所協会にて実施しているリフォームアドバイザー派遣事業において派遣相談員として現地でのリフォーム相談に対応していただくなどの活躍の場を提供しています。 講習会については、水戸・土浦会場にてそれぞれ年１回開催しています。 【利用方法等】 詳細は、下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 （茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザーについてのお問い合わせ先） 茨城県土木部都市局住宅課　民間住宅・住宅指導Ｇ TEL：029-301-4759 （茨城県木造住宅耐震診断士についてのお問い合わせ先） 茨城県土木部都市局建築指導課　企画Ｇ TEL：029-301-4716

キーワード索引

	キーワード	頁	事　業　名
A	ＡＤＲ	25	取引かけこみ寺相談事業
	ＡＩ	71	次世代技術活用人材育成事業
		72	ITエンジニア育成事業
B	ＢＣＰ	20	事業継続力強化計画認定制度
D	ＤＸ・ＧＸ	8	地域公共交通経営改善支援事業費補助金
I	ＩｏＴ	71	次世代技術活用人材育成事業
	ＩＴ	73	職業能力開発促進法に基づく職業訓練
J	Ｊ－ＰＡＲＣ	38	県内量子線利活用促進業務
M	Ｍ＆Ａ	21	いばらき事業承継推進強化事業、茨城県事業承継・引継ぎ支援センター事業
あ	アニメ	41	クリエイティブ・コンテンツ産業振興事業
	ＥＣサイト	45	いばらきグローバルビジネス推進事業
	ｅスポーツ	40	いばらきｅスポーツ産業創造プロジェクト事業
	育児休業	92	両立支援等助成金（出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金））
		94	両立支援等助成金（育児休業等支援コース）
		95	両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）
	イクメン	92	両立支援等助成金（出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金））
	イノベーションセンター	58	産業技術イノベーションセンターによる技術相談、研究開発、共同研究
		59	産業技術イノベーションセンターによる設備使用、依頼試験
		60	産業技術イノベーションセンターによる工業製品の放射線量測定
		61	デジタル技術を活用した生産性向上支援事業
		62	新ビジネスチャレンジ事業
		70	人材育成事業（結城紬、日本酒）、笠間陶芸大学校事業（笠間焼）
		71	次世代技術活用人材育成事業
	茨城エコ事業所	50	茨城エコ事業所登録制度
		51	省エネ対策設備導入推進事業費補助金
	依頼試験	59	産業技術イノベーションセンターによる設備使用、依頼試験
	インバウンド	68	外国人観光客受入支援
	宇宙ビジネス	6	いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金
		39	いばらき宇宙ビジネス創造プラットフォーム
	エキスパートバンク	18	商工会、商工会議所による経営改善普及事業
	オフィス	28	つくば創業プラザ運営事業
		29	施設提供（施設賃貸）事業
	オフィス減税	12	地方拠点強化税制
か	海外展開	33	ものづくり海外展開推進事業
		35	ベンチャー企業海外展開支援事業
		45	いばらきグローバルビジネス推進事業
		46	茨城県上海事務所による支援
	海外販路開拓	32	いばらきチャレンジ基金事業
		33	ものづくり海外展開推進事業
	介護休業	97	両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）
	外国人観光客	68	外国人観光客受入支援
	外国人雇用	84	外国人材活躍促進事業
		85	ダイバーシティ推進・啓発事業（企業向けコンサルティング）
	介護離職	97	両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）
	改善計画	86	中小企業労働力確保法関連助成金制度
	価格転嫁	23	茨城県価格転嫁促進事業
	笠間焼	70	人材育成事業（結城紬、日本酒）、笠間陶芸大学校事業（笠間焼）
	貸金業	13	貸金業登録業務
	貸付金	1	中小企業融資資金貸付金

か（つづき）	課税免除	10	県税の課税免除
	課税免除・不均一課税	12	地方拠点強化税制
	環境対策	5	環境保全施設資金融資制度
		50	茨城エコ事業所登録制度
		51	省エネ対策設備導入推進事業費補助金
		67	中小規模事業所省エネルギー対策支援事業
	環境保全施設	5	環境保全施設資金融資制度
	起業	7	地域課題解決型起業支援事業
	起業家交流	28	つくば創業プラザ運営事業
		29	施設提供（施設賃貸）事業
		114	ベンチャー企業成長加速化支援事業（TSUKUBA CONNECT）
	技術相談	58	産業技術イノベーションセンターによる技術相談、研究開発、共同研究
	キャリア形成	69	リスキリング推進事業
		77	人材開発支援助成金
		80	キャリアアップ助成金
		81	働き方改革・女性活躍推進事業
	休業	87	雇用調整助成金
	共同受発注センター	57	茨城県共同受発注センター
	近代化	18	商工会、商工会議所による経営改善普及事業
	クリエイター	41	クリエイティブ・コンテンツ産業振興事業
	経営改善	18	商工会、商工会議所による経営改善普及事業
	経営革新	16	経営革新計画承認制度
	経営課題	26	茨城県よろず支援拠点
		63	中小企業エキスパート派遣事業
	経営承継円滑化法	22	経営承継円滑化法による事業承継税制・金融支援
	軽減税率	24	消費税転嫁対策相談窓口、消費税軽減税率対応窓口相談等事業
	研究開発	32	いばらきチャレンジ基金事業
		58	産業技術イノベーションセンターによる技術相談、研究開発、共同研究
		66	成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）
	県制度融資	1	中小企業融資資金貸付金
	県北地域	42	県北中小企業意識改革事業（「アイデアソン」によるビジネスプラン策定支援）
		43	県北起業家育成事業（ネットワーク拡大支援）
		44	県北ものづくり企業力強化事業
	公共交通	8	地域公共交通経営改善支援事業費補助金
	後継者	21	いばらき事業承継推進強化事業、茨城県事業承継・引継ぎ支援センター事業
		22	経営承継円滑化法による事業承継税制・金融支援
	合理的配慮	116	茨城県障害者差別相談室（相談員による支援）
	国際コンペティション	53	日本酒国際コンペティション出品支援事業
	雇用促進税制	12	地方拠点強化税制
	雇用調整	87	雇用調整助成金
	コンテンツ	41	クリエイティブ・コンテンツ産業振興事業
さ	債権者調整	17	茨城県中小企業活性化協議会による事業再生支援
	在職者訓練	73	職業能力開発促進法に基づく職業訓練
		76	ものづくり振興・人材育成事業
	再生支援	17	茨城県中小企業活性化協議会による事業再生支援
	最低賃金	99	中小企業等賃上げ支援関連事業
		100	業務改善助成金
		102	いばらき業務改善奨励金
	作業委託	57	茨城県共同受発注センター
	差別相談	116	茨城県障害者差別相談室（相談員による支援）
	サポイン	66	成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

さ（つづき）	産学官	58	産業技術イノベーションセンターによる技術相談、研究開発、共同研究
	産業復興相談センター	17	茨城県中小企業活性化協議会による事業再生支援
	ジェトロ	45	いばらきグローバルビジネス推進事業
	事業再生計画	17	茨城県中小企業活性化協議会による事業再生支援
	事業縮小	87	雇用調整助成金
	事業承継	21	いばらき事業承継推進強化事業、茨城県事業承継・引継ぎ支援センター事業
		22	経営承継円滑化法による事業承継税制・金融支援
	事業承継税制	22	経営承継円滑化法による事業承継税制・金融支援
	事業税	12	地方拠点強化税制
	事業転換	30	中小企業新事業進出補助金
	事業引継ぎ	21	いばらき事業承継推進強化事業、茨城県事業承継・引継ぎ支援センター事業
	資金調達	1	中小企業融資資金貸付金
		9	東京中小企業投資育成株式会社による投資等の支援
	試験分析	59	産業技術イノベーションセンターによる設備使用、依頼試験
	実証実験	65	先端技術製品化促進事業
	社会実装	65	先端技術製品化促進事業
	上海	46	茨城県上海事務所による支援
	住宅	117	茨城県地域住宅産業活性化支援事業
		118	茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー養成事業
	就労支援	88	トライアル雇用助成金
	酒造	70	人材育成事業（結城紬、日本酒）、笠間陶芸大学校事業（笠間焼）
	省エネルギー	50	茨城エコ事業所登録制度
		51	省エネ対策設備導入推進事業費補助金
		67	中小規模事業所省エネルギー対策支援事業
	障害者権利条例	116	茨城県障害者差別相談室（相談員による支援）
	障害者雇用	91	障害者雇用優良企業認定制度
		115	障害者雇用伴走・定着支援員
	障害者差別	116	茨城県障害者差別相談室（相談員による支援）
	商工組合中央金庫	2	政府系等金融機関による融資
	商談会	48	ものづくり産業マッチング支援事業(商談会等の開催)
	消費税	24	消費税転嫁対策相談窓口、消費税軽減税率対応窓口相談等事業
	職業訓練	73	職業能力開発促進法に基づく職業訓練
		75	認定職業訓練助成事業費補助
		77	人材開発支援助成金
	初動工賃補助事業	57	茨城県共同受発注センター
	女性	81	働き方改革・女性活躍推進事業
	女性活躍	81	働き方改革・女性活躍推進事業
	女性管理職	81	働き方改革・女性活躍推進事業
	人材育成	69	リスキリング推進事業
		70	人材育成事業（結城紬、日本酒）、笠間陶芸大学校事業（笠間焼）
		71	次世代技術活用人材育成事業
		72	ITエンジニア育成事業
		73	職業能力開発促進法に基づく職業訓練
		75	認定職業訓練助成事業費補助
		76	ものづくり振興・人材育成事業
		77	人材開発支援助成金
	人材確保	27	プロフェッショナル人材戦略拠点事業
		49	茨城就職チャレンジナビ事業
		84	外国人材活躍促進事業
		86	中小企業労働力確保法関連助成金制度
		113	わくわく茨城生活実現事業（移住支援金）

さ（つづき）	人材確保（つづき）	115	障害者雇用伴走・定着支援員
	人材定着・確保	85	ダイバーシティ推進・啓発事業（企業向けコンサルティング）
	新製品・新技術・新サービス	16	経営革新計画承認制度
		27	プロフェッショナル人材戦略拠点事業
		32	いばらきチャレンジ基金事業
		34	成長産業振興プロジェクト事業
		37	茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度
		52	地場産業等総合支援事業
		63	中小企業エキスパート派遣事業
		65	先端技術製品化促進事業
	新設・増設	10	県税の課税免除
	新ビジネス	39	いばらき宇宙ビジネス創造プラットフォーム
		62	新ビジネスチャレンジ事業
	新分野展開	30	中小企業新事業進出補助金
	正規雇用	80	キャリアアップ助成金
	生産性向上	19	持続化補助金（小規模事業者持続的発展支援事業）
		20	事業継続力強化計画認定制度
		26	茨城県よろず支援拠点
		27	プロフェッショナル人材戦略拠点事業
		31	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
		61	デジタル技術を活用した生産性向上支援事業
		69	リスキリング推進事業
		100	業務改善助成金
		102	いばらき業務改善奨励金
	成長分野	34	成長産業振興プロジェクト事業
	設備使用	59	産業技術イノベーションセンターによる設備使用、依頼試験
	設備投資	30	中小企業新事業進出補助金
		31	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
		100	業務改善助成金
		102	いばらき業務改善奨励金
	専門家支援	33	ものづくり海外展開推進事業
		42	県北中小企業意識改革事業（「アイデアソン」によるビジネスプラン策定支援）
		63	中小企業エキスパート派遣事業
		67	中小規模事業所省エネルギー対策支援事業
	創業	7	地域課題解決型起業支援事業
		28	つくば創業プラザ運営事業
		29	施設提供（施設賃貸）事業
		43	県北起業家育成事業（ネットワーク拡大支援）
		114	ベンチャー企業成長加速化支援事業（TSUKUBA CONNECT）
	総合相談	26	茨城県よろず支援拠点
	組織化	15	中小企業組合の設立認可、運営支援
た	ダイバーシティ経営	85	ダイバーシティ推進・啓発事業（企業向けコンサルティング）
	地域課題	7	地域課題解決型起業支援事業
	知的財産	64	知財総合支援窓口（INPIT）
	中国	46	茨城県上海事務所による支援
	中小企業組合	15	中小企業組合の設立認可、運営支援
	中小企業等協同組合法	15	中小企業組合の設立認可、運営支援
	中性子ビームライン	38	県内量子線利活用促進業務
	賃上げ	99	中小企業等賃上げ支援関連事業
	ディープテック分野の成長支援	36	ベンチャー企業成長加速化支援事業（成長プログラム）
	デザイン相談	54	いばらきデザイン力レベルアップ事業

た（つづき）	テレワーク	110	人材確保等支援助成金（テレワークコース）
		112	ＩＴ導入補助金
	転嫁	24	消費税転嫁対策相談窓口、消費税軽減税率対応窓口相談等事業
	展示会	33	ものづくり海外展開推進事業
		54	いばらきデザイン力レベルアップ事業
		55	伝統工芸品育成支援事業
	伝統工芸品	52	地場産業等総合支援事業
		55	伝統工芸品育成支援事業
	東京中小企業投資育成株式会社	9	東京中小企業投資育成株式会社による投資等の支援
	投資	9	東京中小企業投資育成株式会社による投資等の支援
	登録	13	貸金業登録業務
		14	旅行業登録業務
		50	茨城エコ事業所登録制度
	特定技能	84	外国人材活躍促進事業
	特許	64	知財総合支援窓口（INPIT）
	特許・商標等	64	知財総合支援窓口（INPIT）
	取引拡大	47	ものづくり産業マッチング支援事業
		48	ものづくり産業マッチング支援事業(商談会等の開催)
	取引相談	25	取引かけこみ寺相談事業
な	日本政策金融公庫	2	政府系等金融機関による融資
	日本酒	53	日本酒国際コンペティション出品支援事業
	農業参入	3	農業ビジネス保証制度
		56	農業参入等支援センター事業
は	バス運転士	8	地域公共交通経営改善支援事業費補助金
	働き方改革	85	ダイバーシティ推進・啓発事業（企業向けコンサルティング）
		89	働き方改革優良（推進）企業認定制度
		92	両立支援等助成金（出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金））
		94	両立支援等助成金（育児休業等支援コース）
		95	両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）
		97	両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）
		98	両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）
		103	働き方改革推進支援助成金
	販路開拓	6	いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金
		19	持続化補助金（小規模事業者持続的発展支援事業）
		27	プロフェッショナル人材戦略拠点事業
		37	茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度
		45	いばらきグローバルビジネス推進事業
		47	ものづくり産業マッチング支援事業
		48	ものづくり産業マッチング支援事業(商談会等の開催)
		52	地場産業等総合支援事業
		55	伝統工芸品育成支援事業
		66	成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）
	ビジネスコーディネーター	47	ものづくり産業マッチング支援事業
	人手不足	57	茨城県共同受発注センター
	不動産取得税	10	県税の課税免除
		12	地方拠点強化税制
	フュージョン産業	38	県内量子線利活用促進業務
	ベンチャー企業	28	つくば創業プラザ運営事業
		35	ベンチャー企業海外展開支援事業
		36	ベンチャー企業成長加速化支援事業（成長プログラム）
		37	茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度

は（つづき）	ベンチャー企業(つづき)	114	ベンチャー企業成長加速化支援事業（TSUKUBA CONNECT）
	放射線量測定	60	産業技術イノベーションセンターによる工業製品の放射線量測定
	法人税	12	地方拠点強化税制
	補助金	6	いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金
		7	地域課題解決型起業支援事業
		8	地域公共交通経営改善支援事業費補助金
		30	中小企業新事業進出補助金
		31	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
		32	いばらきチャレンジ基金事業
		51	省エネ対策設備導入推進事業費補助金
		52	地場産業等総合支援事業
		53	日本酒国際コンペティション出品支援事業
		65	先端技術製品化促進事業
		66	成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）
		75	認定職業訓練助成事業費補助
		77	人材開発支援助成金
		80	キャリアアップ助成金
		86	中小企業労働力確保法関連助成金制度
		87	雇用調整助成金
		88	トライアル雇用助成金
		92	両立支援等助成金（出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金））
		94	両立支援等助成金（育児休業等支援コース）
		95	両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）
		96	両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）
		97	両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）
		98	両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）
		99	中小企業等賃上げ支援関連事業
		100	業務改善助成金
		102	いばらき業務改善奨励金
		103	働き方改革推進支援助成金
		110	人材確保等支援助成金（テレワークコース）
	本社機能	12	地方拠点強化税制
ま	マッチング	47	ものづくり産業マッチング支援事業
		48	ものづくり産業マッチング支援事業(商談会等の開催)
		65	先端技術製品化促進事業
		113	わくわく茨城生活実現事業（移住支援金）
		115	障害者雇用伴走・定着支援員
	メンタルヘルス	83	（公財）茨城カウンセリングセンター
	ものづくりマイスター	76	ものづくり振興・人材育成事業
や	結城紬	70	人材育成事業（結城紬、日本酒）、笠間陶芸大学校事業（笠間焼）
	融資	1	中小企業融資資金貸付金
		2	政府系等金融機関による融資
		3	農業ビジネス保証制度
		4	工場等立地促進融資
		5	環境保全施設資金融資制度
		9	東京中小企業投資育成株式会社による投資等の支援
ら	ラボ	29	施設提供（施設賃貸）事業
	リース立地	4	工場等立地促進融資
	離職者	88	トライアル雇用助成金
	リスキリング	69	リスキリング推進事業
	立地	4	工場等立地促進融資

ら（つづき）	リフォームアドバイザー	118	茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー養成事業
	量子線	38	県内量子線利活用促進業務
	両立支援	92	両立支援等助成金（出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金））
		94	両立支援等助成金（育児休業等支援コース）
		95	両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）
		96	両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）
		97	両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）
		98	両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）
	旅行業	14	旅行業登録業務
	労働環境	8	地域公共交通経営改善支援事業費補助金
		86	中小企業労働力確保法関連助成金制度
		103	働き方改革推進支援助成金
		110	人材確保等支援助成金（テレワークコース）
	労働相談	82	いばらき労働相談センター事業
		83	（公財）茨城カウンセリングセンター
わ	ワンストップサービス	26	茨城県よろず支援拠点
	ワンストップ相談	39	いばらき宇宙ビジネス創造プラットフォーム

※検索した事業内容に、キーワードそのものは含まれない場合がありますので、ご了承ください。

2026年５月発行

◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―

◇　発行元、ご意見・お問い合わせ先

茨城県産業戦略部産業政策課

住　所　〒310-8555　茨城県水戸市笠原町９７８－６

連絡先　ＴＥＬ　０２９－３０１－３５１５

ＦＡＸ　０２９－３０１－３５３９

E-mail　shorobu1@pref.ibaraki.lg.jp

―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆―◇―◆